



技術協力プロジェクト

2018年07月03日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 東ビサヤ地域母子保健サービス強化プロジェクト (英) Strengthening Maternal and Child Health Services in Eastern Visayas
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	セーフティネット整備プログラム
援助重点課題	包摂的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	セーフティネットの整備
署名日(実施合意)	2010年02月19日
協力期間	2010年07月15日 ~ 2016年07月14日
相手国機関名	(和) 保健省 東ビサヤ保健開発センター
相手国機関名	(英) Department of Health (DOH) - Center for Health Development, Eastern Visayas

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピンにおいては、約半数のお産が第4子以上であることや前回の出産との間隔が24カ月以内であるなど、少なくとも一つのリスク要因を伴うとされている。2006年の家族計画調査によれば妊産婦死亡比は出生十万人あたり162となっており、1998年の国家人口保健調査(National Demographic and Health Survey=NDHS)の172と比較して若干減少しているものの、今後減少が大幅に加速されないかぎり2015年までのMDG達成(出生十万人あたり52)は無理であるとの見解が支配的である。一方、5歳未満児死亡率は過去15年の間に出生十万人あたり55(1998~92年)から34(2003~07年)へと、また乳児死亡率は同34から25へと減少傾向が認められ(NDHS: 2008)、保健省では今後、新生児の死亡を抑えることで、MDG目標である5歳未満児死亡率21が達成可能であると見ている。こうしたなかで保健省は、母子保健プログラムを最優先課題として、分娩ケアの質向上に焦点を絞った意欲的な母子保健政策(MNCHN政策=Maternal, Neonatal and Child Health and Nutrition: AO 0029, series of 2008)を発表し、活動の強化を図っている。

JICAは2006年3月より、母性の安全と新生児の健康改善を目標とし、緊急産科システム導入を中心とした母子保健サービスの質的改善をめざして、「母子保健プロジェクト」を実施している。同プロジェクトはMNCHN政策を現場において実施し、その有効性をはじめて実証したという点で高く評価されており、さまざまなグッドプラクティスを生み出し、州内や地域内など対象地域以外にもインパクトを与えている。2009年10月に行われた終了時評価では、プロジェクト活動への地方自治体の積極的な関与によって、母子保健が地域の開発課題の中心に据えられ、国家戦略の基本的方針の下、地域のニーズに応じた、効率的な保健サービスの提供体制が作り上げられていることが確認された。同プロジェクトの終了を受け、プロジェクトの成果を地域内の他州にも広げるべく、保健省東ビサヤ地域局より要請がなされた。

JICAは2009年11月に詳細計画策定調査団を派遣し、要請内容の妥当性・必要性を確認した。その内容に基づき、2010年2月19日には討議議事録(以下R/D)が署名された。

プロジェクトは順調に活動を実施しており、2013年10月時点ではプロジェクト目標指標である施設分娩率や産前・産後検診率共に改善しており、プロジェクトの成果が既に確認されていた。

しかしながら、2013年11月に発生した台風ヨランダにより、レイテ州とオルモック市は未曾有の被害を受け、本プロジェクトが支援した保健施設の多くにも損傷が生じた。台風発生から半年が経過した現在では、損傷を受けた保健施設では母子保健に係る検診や施設分娩等のサービスが徐々に再開されているが、保健施設におけるサービス提供時間の短縮、医療機

材・薬品・記録用紙の不足等、提供される母子保健サービスの品質には未だ多くの課題がある。

加えて、医師や看護師、保健ボランティア等の医療従事者の不足や、保健施設へのアクセスの悪化、リファラルの遅れ等の事態も発生しており、今後母子保健サービスに係る指標が悪化する可能性が高い。既に伝統的産婆による自宅分娩の増加、リファラルの遅れによる新生児の死亡が確認されている。

このような状況を受け、プロジェクトカウンターパートである保健省からは、安全な分娩と適切な産前産後ケアの提供を可能にするため、プロジェクト期間の延長による継続的な支援の実施が要請された。2014年5月に実施した合同調整委員会(JCC)において、プロジェクトサイトにおける母子保健サービスの現状を踏まえ、2年間のプロジェクトの延長の必要性について関係者間で合意した。

上位目標	東ビサヤ地域の対象地域における妊産婦死亡率と乳児死亡率が減少する。
プロジェクト目標	東ビサヤの対象地域において安全な分娩および産前産後のケアを受ける妊産婦および新生児が増加する。
成果	1.基礎的緊急産科・新生児ケア(BEmONC)サービス提供施設、またはMNCHN行政令を実践する施設が増加する。 2.公共部門の保健医療従事者のBEmONC/MNCHNサービス提供にかかる専門技術が向上する。 3.質の高いBEmONC/MNCHNサービスを確立・維持するための保健省東ビサヤ地域局および州・市保健局のマネジメント機能が向上する。 4.BEmONC候補施設の保健区域において女性の健康チームが組織化され、運営される。 5.BEmONC候補施設の保健区域において、妊婦(とその家族)がBEmONC/MNCHNサービスを得るための政策的支援が強化される。
活動	1-1.BEmONC候補施設の機材状況を評価し、BEmONCおよびフィリピン健康保険公社の妊産婦ケア・パッケージ施設と認証されるために必要な機材のギャップを確認する。1-2.BEmONCならびにMCP認証に必要なとされる機材を候補とされる町保健所/地区保健所ならびに病院に対して供与する。1-3.MCP認証申請と保険金還付申請について町保健所/地区保健所とバラングাইヘルステーションを対象とした事務手続きの支援を提供する。1-4.対象施設の機材維持管理システムの確立を支援する。2-1.BEmONC研修施設としての東ビサヤ地域医療センターのキャパシティ・ビルディングと機材供与を行う。2-2.保健省東ビサヤ地域局Family Health Clusterが研修の実施に必要なとされる機材を供与する。2-3.保健省東ビサヤ地域局が女性の健康チームの研修の実施に必要なとされる教材を作成する。2-4.レイテ州とオルモック市のBEmONC候補施設の保健医療従事者を対象としたBEmONC研修を実施する。2-5.第1次医療施設における妊産婦・新生児ケアのサービス提供マニュアル(GMMNC)に準拠した研修をすべての町保健所/地区保健所の保健医療従事者を対象として実施する。2-6.BEmONC候補施設の傘下にあるバラングাইヘルステーションの助産師を対象としたBEmONC研修(助産師版)を実施する。2-7.BEmONC研修後の受講者への専門技術レベルを維持するためのアセスメントを実施する。2-8.町保健所/地区保健所と病院において定期的に妊産婦死亡症例検討会/新生児死亡症例検討会を実施する。3-1.定期的に合同調整委員会と地域運営委員会が開催される。3-2.レイテ州とオルモック市においてプロジェクト執行委員会が実施される。3-3.レイテ州自治体間保健連携ゾーン技術管理委員会とオルモック市地区保健所所長に対してプロジェクトに関するオリエンテーションを実施する。3-4.レイテ州ILHZ理事会およびオルモック市保健理事会に対してプロジェクトに関するオリエンテーションを実施する。3-5.州・市レベルおよびILHZレベルで妊産婦死亡症例検討会/新生児死亡症例検討会を定期的に実施する。3-6.MNCHNプログラム・マネジメントにかかる本邦研修を行う。3-7.MNCHN/EmONCにかかるモニタリング書式を改訂し、活用する。3-8.町保健所や保健医療従事者に対して、正しい保健情報記録(保健所利用者基本台帳など)記入方法についての指導を行う。3-9.ILHZを通してリファラル・システムの実施を支援する。3-10.プロジェクトを通して得た成果や教訓を、地域・国レベルの会議等の場で報告/共有する。4-1.WHTガイドを作成する。4-2.州・市レベルでWHTの組織化を推進するコア・チームを編成し、活動展開のための戦略を策定する。4-3.WHTガイドの活用について指導者向けオリエンテーションを実施する。4-4.WHTガイドを活用してBEmONC候補施設の町保健所/地区保健所に対するオリエンテーション/研修を実施する。4-5.コミュニティにおけるWHT活動をモニター・支援する。4-6.WHTの大会を開催する。4-7.WHT活動の有効性を計る調査を実施する。5-1.母子手帳あるいは妊婦カード(母子手帳の簡易版)の印刷と配布を地方自治体などへ働きかける。5-2.MNCHN支援の予算増額の必要性についてILHZを通じて働きかける。5-3.MNCHN支援のためのフィルヘルスの経済困窮世帯向け「貧困者プログラム」への加入促進を、ILHZを通じて働きかける。5-4.MNCHNサービスの持続に必要な自治体レベルの財政・規約メカニズムの改善に向けてILHZを通じて支援する。
投入	
日本側投入	1) 日本側(総額5.1億円) ① 専門家派遣(115MM) 母子保健、研修管理 ② 研修員受け入れ(4名) ③ 供与機材 BEmONC/MCPサービス提供施設に必要な機材 研修用資機材(コンピューター、プロジェクターなど) ④ その他(プロジェクト活動費)
相手国側投入	2) フィリピン側 ① カウンターパート人件費 ② 施設手配(プロジェクト事務所) ③ その他(ローカルコスト負担)
外部条件	1) 上位目標達成のための外部条件

- ・母子保健にかかる国家・地方政策が安定する。
- ・効果的な家族計画が実施される。
- ・危険な中絶が増加しない。
- ・CEmONCサービス提供予定施設が質の高いサービスを提供する。
- 2) プロジェクト目標達成のための外部条件
  - ・東ビサヤ地域の地方自治体が継続してMNCHNプログラムを支援する。
  - ・女性の栄養状態が維持される
  - ・CEmONCサービス提供予定施設への保健省の支援が確保される
  - ・研修を受けた医療従事者による職務が継続される
  - ・BEmONC及びCEmONCサービス提供施設への道路が維持・管理される
- 3) 成果達成までの外部条件
  - ・新生児へのサービス内容を把握するデータが整備される
  - ・対象地域のリファラル・システムに係るマニュアルが整備される
  - ・レイテ州とオルモック市におけるフィルヘルスの加入率が維持される
- 4) 前提条件
  - ・フィリピン政府によって新BEmONC研修ガイドラインおよび研修モジュールが開発される(2010年前半)
  - ・フィルヘルスのMCP認証が継続される
  - ・東ビサヤ地域医療センターがBEmONC研修施設として認証される(2010年中頃)

#### 実施体制

##### (1) 現地実施体制

プロジェクト・ディレクター: 保健省次官  
 プロジェクト・マネージャー: 保健省国際保健協力課ディレクター  
 テクニカル・コーディネータ: 保健省国立感染症予防対策センター・ディレクター  
 プロジェクト・コーディネータ: 保健省東ビサヤ地域局ディレクター  
 地方自治体コーディネータ: レイテ州保健局長およびオルモック市保健局長

#### 関連する援助活動

##### (1) 我が国の 援助活動

1) 我が国の援助活動(我が国の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)

- ・技術協力プロジェクト: 「母子保健プロジェクト」(2006-2010、ビラン州/イフガオ州)
- ・技術協力プロジェクト: 「コーディネラ地域保健システム強化プロジェクト」(2012-2017、コーディネラ地域)
- ・青年海外協力隊員: 東ビサヤ地域レイテ州派遣の看護師・保健師隊員
- ・草の根・人間の安全保障無償資金協力: フィリピン大学医学部レイテ校実習施設兼地域診療所建設計画(2006)

##### (2) 他ドナー等の 援助活動

2) 他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)

- ・東ビサヤ地域で活動する保健医療分野での主なドナーは、EU、UNFPA、UNICEF、WHO、USAID及び日本である。
- ・EU: 南レイテ州、東サマールおよびビラン州におけるFOURmula ONE
- ・UNICEF: 東サマール州、北サマール州
- ・UNFPA: 東サマール州
- ・WHO: タクロバン市
- ・USAID: ビラン州、東サマール州、レイテ州、南レイテ州



技術協力プロジェクト

2018年07月03日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和) コーディレラ地域保健システム強化プロジェクト (英) The Project for Cordillera-wide Strengthening of the Local Health System for Effective and Efficient Delivery of Maternal and Child Health Services
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	セーフティネット整備プログラム
援助重点課題	包摂的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	セーフティネットの整備
署名日(実施合意)	2011年11月23日
協力期間	2012年02月01日 ~ 2017年01月31日
相手国機関名	(和) 保健省 コーディレラ地域局
相手国機関名	(英) Department of Health Center for Health Development - CAR

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピン共和国では1991年の地方分権化により保健行政サービスの地方への権限委譲が進められたが、地方の不十分な保健システムが保健サービス提供の妨げとなっている。保健省は保健セクター改革(1999-2004)及びフォーミュラ・ワン(2005-2010)の各政策に引き続き、2010年12月に公布された「Kalusugan Pangkalahatan(KP=Universal Health Care)」政策により、①医療保険加入促進による医療費負担の軽減、②保健医療施設の充実、③MDG達成を重点項目とし、保健システムの強化を図っている。

また、保健省はMDGのひとつである妊産婦死亡比及び乳児死亡率の低下を目指し、2008年に「妊産婦・新生児死亡の早急な削減に向けた保健セクター改革実施にかかる保健省行政令」(通称、MNCHN政策)を母子保健分野の最優先政策として定めている。2010年より実施されているKPは、妊産婦死亡比が目標の出生10万対52に比して2005年家族計画調査では162であること、乳児死亡率が目標の出生千対19に比して2008年人口保健統計では25であることを指摘し、目標達成に向けての早急な対策が必要であり、これらを減少させるためには優先地域における保健プログラムの実施、及び貧困層へのさらなる介入が必要であるとしている。

ルソン島北部に位置するコーディレラ地域は、言語と文化の異なる先住民族が全住民の70%を占め、これらの人々が山岳部に居住することから地理的にも孤立しており、保健サービスへのアクセスが悪い。貧困層の割合も全国平均より高く、同地域のアブラ州及びアパヤオ州は全国の最貧困10州の中に位置づけられている。保健省は同地域を「地理的に孤立した不利な地域」と位置づけ、保健プログラムの優先実施地域としている。同地域では、(1)保健人材の絶対数の不足および訓練を受けた保健人材の不足、(2)保健医療施設において最低限必要な機材の未整備、(3)医薬品の不足、(4)リフェラルシステムの機能不全、(5)保健予算の不足、といったサービス提供側の問題がある一方で、多くの住民が(1)文化的宗教的理由から適切な医療にアクセスしない、(2)ユーザーフィーや医薬品のコストが負担できない、(3)保健サービスに関する知識がない、といったサービスの受け手側の問題も並存し、プログラムの効果的実施が難しい状態にある。

かかる状況の下、フィリピン国政府は2009年に我が国政府に対して本プロジェクトの実施を要請した。本プロジェクトは、同地域ベンゲット州における「ベンゲット州地域保健システム強化プロジェクト」及びイフガオ州における「母子保健プロジェクト」の成果を踏まえ、コーディレラ地域において母子保健サービスを中心とした保健システム強化を目的とするものである。

上位目標	コーディレラ地域における人々、特に女性と子供の健康状況が改善する。
プロジェクト目標	コーディレラ地域において、母子保健サービスが効果的・効率的に提供されるための保健システムが強化される。
成果	<p>成果1: プロジェクト対象サイトの保健のガバナンスと財政が、ILHZの機能を通じて強化される。</p> <p>成果2: プロジェクト対象サイトの母子保健サービス提供の枠組みが強化される。</p> <p>成果3: プロジェクト対象サイトの病院と町保健所が保健省からBEmONCサービスが提供できる施設として認定される一方、町保健所はフィリピン健康保険公社により、MCP施設であると認証される。</p> <p>成果4: プロジェクトの教訓と活動にかかる普及活動が国内に向けて行われる。</p>
活動	<p>活動1-1 CHD-CARは、KPの枠組みとMNCHN政策に沿った地域保健システムの研修モジュールを作成する。</p> <p>活動1-2 CHD-CARは対象サイトにおいて、ILHZ再編のためのオリエンテーション・ワークショップを開催する。</p> <p>活動1-3 対象サイトにおいて、ILHZの共同保健信託基金(Common Health Trust Fund, CHTF)に関して、手続きの改善を図るなど、活用の仕組みを構築する。</p> <p>活動1-4 対象サイトにおいて、母子保健政策を反映したILHZ計画を策定する。</p> <p>活動1-5 対象サイトにおいて、地方自治体に対し、フィリピン健康保険公社の経済困窮世帯向け「貧困者プログラム」加入を働きかける。</p> <p>活動2-1 CHD-CARは、MNCHNマニュアルをコーディレラ地域向けに改訂する。</p> <p>活動2-2 対象サイトにおいて、ベンゲット州のリファラルマニュアルを適用したりファラルを強化する。</p> <p>活動2-3 CHD-CARは州保健局に対しMNCHNマニュアルの研修を実施する。</p> <p>活動2-4 妊産婦死亡症例検討会のための研修をCHD-CARに対して実施する。</p> <p>活動2-5 対象サイトにおいてCHD-CARは、妊産婦死亡症例検討会を含めたMNCHN政策全般に係るモニタリングを定期的に行う。</p> <p>活動2-6 CHT活動実施のマニュアルをコーディレラ地域向けに改訂し、州レベルに適用する。</p> <p>活動2-7 CHD-CARは、地域の文化に適した母子保健プログラム促進のための教育ツール(視聴覚教材など)を作成する。</p> <p>活動2-8 対象サイトにおいてCHD-CARは、州保健局と町保健課に対し、「バランガイの保健に関する緊急事態に備えるための計画」を策定しモニタリングする方法を研修する。</p> <p>活動3-1 CHD-CARは、対象サイトの機材ニーズについて既存の施設マッピングを再評価する。</p> <p>活動3-2 対象サイトにおいて、BEmONC施設のBEmONCチームに対し研修を実施する。</p> <p>活動3-3 対象サイトにおいて、助産師を対象として助産師版BEmONC研修を実施する。</p> <p>活動3-4 対象サイトにおいて、BEmONC施設に医療機材を供与し、機材保守管理の体制を整備する。</p> <p>活動3-5 対象サイトの町保健所に対し、フィリピン健康保険公社のMCP認証申請と保険金還付申請のための支援を行う。</p> <p>活動4-1 CHD-CARに対し、プロジェクト実施を通じて得られた知見や教訓を広く共有するための技術研修を実施する。</p> <p>活動4-2 プロジェクトの広報資料を作成し、配布する。</p> <p>活動4-3 保健省の年次総会やドナー会議などの場を通じて、プロジェクトの教訓や活動を広く共有する。</p> <p>活動4-4 プロジェクトの成果や教訓を広く共有する目的で、全国セミナーを開催する。</p>
投入	
日本側投入	<p>① 専門家派遣 (100MM)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健システム、母子保健、研修監理等</li> </ul> <p>② 機材供与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機材、研修機材、プロジェクト・オフィス用機材</li> </ul> <p>③ 活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域保健システムや母子保健に係る本邦研修、現地国内研修、教材作成等</li> </ul>
相手国側投入	<p>① カウンターパート人材配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト・ディレクター (保健省次官)</li> <li>・ プロジェクト・マネジャー (保健省国際課長)</li> <li>・ プロジェクト・コーディネーター (CHD-CAR局長)</li> <li>・ 地域レベル、州レベル、町レベルの保健局長及びスタッフ</li> </ul> <p>② 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト執務室(CHD-CAR、アブラ州、アパヤオ州)</li> <li>・ BEmONCやMCPの認証に必要な保健施設拡充にかかる費用</li> </ul> <p>③ 活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト・オフィス電気代、水道代、電話代、インターネット代など</li> <li>・ 対象サイト以外のBEmONC認定に必要な機材</li> <li>・ CHD-CARスタッフがモニタリングやフィールド訪問に必要な交通費</li> <li>・ ワークショップや会議開催のコスト・シェアリング</li> <li>・ コミュニティ・ヘルス・チーム(Community Health Team, 以下CHT)メンバーのキャパシティ・ビルディングに必要な費用</li> <li>・ 研修員の国内移動交通費</li> <li>・ 研修員の昼食</li> <li>・ CHTへの金銭的インセンティブなど</li> <li>・ 保健サービス供給に必要なロジスティックと必需品</li> </ul>
外部条件	プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ 研修を受けた人材が大量に流出しない。
  - ・ 地域保健サービス情報システム(「Field Health Service Information System, FHSIS」)が維持される。
- 成果達成のための外部条件
- ・ 特に対象サイトにおいて、政治状況が安定する。
  - ・ 地方交付金 が減少しない。
  - ・ 保健省「保健施設拡充プログラム」が計画どおり遂行される。

#### 実施体制

- (1)現地実施体制
- 保健省中央  
保健省コーディネラ地域局  
各州保健局

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- 関連する技術協力プロジェクトとしてJICAは「母子保健プロジェクト」(2006年3月～2010年3月)、及び「ベンゲット州地域保健システム強化プロジェクト」(2006年3月～2011年3月)をコーディネラ地域にて実施した。また、「東ビサヤ地域母子保健サービス強化プロジェクト」(2010年7月～2014年7月)は、MNCHN政策の枠組みの中で、母子保健サービスの向上を目的として実施されており、本事業と知見や情報の共有が見込まれる。
- (2)他ドナー等の  
援助活動
- イフガオ州・マウンテン州において、UNICEFがこどもの健康のための予防接種、CHT活動を実施している。また、UNFPAがリプロダクティブ・ヘルス及びCHT活動を実施していることから、情報共有を行うなどして、コーディネラ地域としての標準化したCHT活動に係るアプローチをとることが求められる。UASIDがベンゲット州で母子保健プロジェクトを実施中であり、活動の重複を避けるため、定期的に情報共有を実施している。また、WHOは、BEONC研修の一部であるEINC研修において各病院への技術支援を実施しており、本事業と連携のうえ、対象地域においても同様の技術支援を行うことが検討されている。



草の根技協(パートナー型)

2013年07月11日現在

本部/国内機関 : 中部国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)パヤタス地区における地域型保健および生計向上フォローアップ事業－協同組合の強化を通して－ (英)Follow up of Community based Health and Livelihood Project in Barangay Payatas -Through Empowerment of Cooperative-
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-基礎保健
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2011年04月11日
協力期間	2011年04月11日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和)

## プロジェクト概要

**背景** フィリピンの首都マニラ首都圏ケソン市バラングイパヤタスには、フィリピン最大のごみ処分場がある。ここでは、約3000人の人々がリサイクルできる資源を集め、換金をして生活している。住民の半分以上は、適切な家屋を持たず、ごみ処分場からの有毒ガスや水質汚染に起因する呼吸器疾患や皮膚病、結核などの感染症等に苦しめられてきた。このような状態に対して、申請団体は1996年より先行事業を実施し、現在までに住民が運営する協同組合が、地域の保健活動を担う体制を作り上げるとともに、多くの若者に収入の機会を生み出してきた。ごみ処理場が日々拡大していく中、さらに地域の保健サービスを強化するとともに、より多くの若者の収入機会を作り上げていくことがのぞまれている。

**上位目標** 対象地域において保健環境が改善するとともに、住民の所得が向上する。

**プロジェクト目標** 対象地域において、住民主体の持続的な保健サービスが強化されるとともに、より多くの地域の青年が収入機会を獲得し、身に付けた技術を実践できている。

**成果**

成果1:保健サービスの提供が安定化する。  
1-1 次世代の地域保健員の育成  
1-2 ユース・ヘルス・アドボケイツによる保健教育  
1-3 協同組合への保健活動に対するコンサルテーション

成果2:保健サービスの運営主体が強化される。  
2-1 協同組合の組織基盤強化研修  
2-2 協同組合の基盤強化実践

成果3:対象地区のより多くの青年が生計技術と知識を習得し、またそれを活かすための、就職・起業支援を受けている。  
3-1 技術訓練支援  
3-2 技術訓練の修了者の起業・就職支援とフォローアップ活動

活動	1-1 次世代の地域保健員の育成 1-2 ユース・ヘルス・アドボケイツによる保健教育 1-3 協同組合への保健活動に対するコンサルテーション  2-1 協同組合の組織基盤強化研修 2-2 協同組合の基盤強化実践  3-1 技術訓練支援 3-2 技術訓練の修了者の起業・就職支援とフォローアップ活動
投入	
日本側投入	【人材】 ●申請団体 特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター・ICAN マニラ事務所勤務者 3名(日本人) 日本事務局勤務者 1名(日本人)
相手国側投入	【人材】 ●申請団体マニラ事務所 International Children's Action Network Foundation(ICAN Philippines) マニラ事務所勤務 4名(フィリピン人) ●パヤタス多目的協同組合 PICO-MPC(Payatas Integrated Cooperative-Multi Purpose Cooperative) 役員 16名
外部条件	対象地域において、驚異的な感染症等が発生しない。 フィリピン国の経済状態が、事業開始時よりも極端に悪化しない。 地域の多数の住民が強制的に一斉立ち退きに遭うことなく、現在の生活場所に居住している。 人々の生活基盤や地域の社会インフラを破壊するような大規模な自然災害や人為災害が起きない。
実施体制	
(1)現地実施体制	プロジェクトマネージャー 1名 プロジェクトオフィサー(プロジェクトマネージャー補佐)1名 総務担当者 1名 保健活動担当者 1名 協同組合組織化担当 1名 生計向上担当 1名
(2)国内支援体制	プロジェクトオフィサー(モニタリング・評価・会計担当)1名 テクニカルアドバイザー 1名



個別案件(専門家)

2012年04月14日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 公衆衛生プログラム調整 (英) Public Health Program Coordinator
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療改善
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2010年02月01日
協力期間	2010年05月02日 ~ 2012年05月01日
相手国機関名	(和) 保健省
相手国機関名	(英) Department of Health

## プロジェクト概要

**背景**

フィリピン政府は、保健省(Department of Health;DOH)を中心に、国内の保健システムの有効性、効率性、公平性を向上させるべく、保健セクター改革(Health Sector Reform Agenda (HSRA))を推し進めている。そして、HSRAを強化する政策的枠組みとして2005年にフォーミュラ・ワン(FOURmula One for Health)が、そして2010年6月の政権交代後は、これに代わるものとしてユニバーサル・ヘルス・ケア(Universal Health Care(UHC))が導入された。同政権の二大重要政策のひとつである条件付現金給付(Conditional Cash Transfer(CCT))のコンポーネントにも保健セクターが含まれている。

同枠組みでは州を単位として、1.財政(諸財源からの持続的財源確保)、2.規制(品質保証、価格)、3.サービス提供(アクセシビリティとアベイラビリティ)、4.ガバナンス(保健システム改善)、5.保健情報、6.人材育成の6側面からの改革を実施している。

日本政府は、フィリピン政府が進める保健政策の下、保健サービス提供の技術や管理能力の強化にあわせ、町保健所(Rural Health Unit(RHU))のような保健施設が財政的な自立を確立することで地域の人々が、より良い保健サービスの恩恵を得られることを目的に、母子保健や地域保健システム強化に関する協力を展開してきている。

今次要請は、これまでの我が国の保健分野における協力の成果を踏まえつつ、より一層効果的な事業を実施するための枠組みづくりをめざすとともに、日本・フィリピン両国の保健分野における今後の連携の方向性および具体的な案件の形成を目指すことを意図して、本協力の要請がなされた。

上位目標	フィリピン政府と日本政府の効果的な連携によって保健サービスの提供が改善される。
プロジェクト目標	フォーミュラ・ワンの枠組みのもとで保健セクターにおける日本政府による協力の効果が強化される
成果	1. JICAの援助の円滑で効果的な実施のために、保健省(DOH)とパートナー組織(特にLGU、NGO、ドナー)との効果的な協力が確立される。 2. JICAの援助とHSRA/UHCの枠組みとの整合性がより強化される。 3. 要望調査の有効性が向上し、プロポーザルの質が改善される。
活動	1. 保健省(DOH)とパートナー組織(特にLGU、NGO、ドナー)による会合にJICAを代表して参

- 加し、有効な協調体制、人脈づくり、情報交換や情報共有のために定期的な対話をもうける。
2. 保健省(DOH)及びパートナー組織に日本の政策や優先プログラムを知らせる。
  3. HSRA/UHCの実施状況について適宜確認し、日本側の活動との整合性を保つために日本側に情報提供を行う。
  4. JICAの援助の円滑な実施のために、DOHやパートナー組織と連携する。
  5. フィリピン政府と日本政府との間で有効な保健協力を促進するため、国際課(BIHC)の能力向上に必要な協力・支援を行う。
  6. フィリピン政府と日本政府の潜在的な協力分野を模索するため、保健分野における最近のフィリピンの優先事項について情報収集する。

#### 投入

- |        |   |
|--------|---|
| 日本側投入  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家1名(派遣期間2年)</li> <li>・在外事業強化費</li> <li>・携行機材</li> </ul> |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンターパート</li> <li>・オフィススペース、備品やその他のサービス</li> </ul>          |

#### 実施体制

- (1)現地実施体制                   保健省国際課(Department of Health – Bureau of International Health Cooperation)

#### 関連する援助活動

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1)我が国の<br>援助活動 | <p>1)我が国の援助活動(我が国の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健プロジェクト(2006年3月～2010年3月)</li> <li>・ベンゲット州地域保健システム強化(2006年3月～2011年3月)</li> <li>・東ビサヤ地域母子保健プロジェクト(2010年7月～2014年7月)</li> </ul> <p>2)他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)</p> |
|-----------------|---|



草の根技協(パートナー型)

2015年12月11日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)フィリピン国 マニラ首都圏 都市貧困地区における結核感染発病予防モデルプロジェクト (英)TB Control and Prevention Project in Socio-economically Unprivileged Areas in Metro Manila, the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-結核
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マニラ首都圏マニラ市トンド地区、ケソン市パヤタス地区
署名日(実施合意)	2011年06月16日
協力期間	2011年06月16日 ~ 2014年06月15日
相手国機関名	(和)

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピンは、WHOが選定する22カ国の結核高負担国の一つであり、2007年の人口10万対全結核罹患率が255、同結核死亡率は41と、結核が未だ同国における大きな健康問題の一つである。フィリピン国政府は、1990年代始め以降、WHOの推進する結核対策パッケージであるDOTSを全国に拡大し、2003年には全国の保健所でDOTSが実施できる体制を構築している。フィリピン国は、近年、WHOの結核対策指標である70%以上の結核患者発見率と85%以上の治療成功率の双方を達成し、全国の人口10万対年間全結核登録率は、2006年以降減少傾向を示している。ただし、結核患者の地域偏在化も指摘されており、特に都市部においては、社会経済困難層における人口集中や劣悪な居住環境、栄養不良状態等のために、結核患者がより発病しやすい状況となっている。また、都市部の社会経済困難層が多く居住する地域においては、経済的理由や公的機関に対する不信等から、その他の地域と比べて医療機関の受診が遅れる傾向があるため、結核の病状が悪化し同居者やその他の者への感染機会を増やす状況をもたらしている。

2001年に世界的に官民ともに資金を出して、結核、エイズ、マラリアの三大感染症を制圧するための基金(世界基金、Global Fund)が創設された。この基金によりどの開発途上国も、結核対策に十分な資金を得ることができるようになった。しかも、WHOを事務局とするSTOP TBパートナーシップが形成され、世界中で、すべての国が目指すべき対策を議論する枠組みが出来上がった。このような潮流の中で、今や途上国の結核対策も先進国の対策と全く遜色のない内容に強化する方向が打ち出された。即ち、従前は、感染力の強い、塗抹陽性肺結核発見を第一として顕微鏡による喀痰塗抹検査を行い、優先的に治療を直接服薬確認治療(Directly Observed Treatment, Short Course)を実施してきた。しかし、今や、対策の方法を多様化させ、まず、より積極的に患者発見を行う接触者健診を開始した。塗抹陽性患者の家族は多くの場合、すでに感染しており、患者発見が遅れた場合には、その家族もすでに発病していることがあるため、患者家族に対して、結核の症状の有無を調べ、胸部X線検査や必要に応じて喀痰塗抹検査を実施することによって、結核発病者を発見したり、感染はしているが発病はしていない潜在性結核感染症患者(latent tuberculosis infection)を見つけて治療する方針が打ち出された。その対象として、優先順位が高いのは、感染した場合に発病する率が高い小児(14歳以下)である。また、従来多剤耐性結核の治療は高額すぎて、途上国では治療は

政府のプログラムとしては実施できないと考えられていたが、STOP TB パートナーシップ内や、世界保健機関における総会で、多剤耐性結核対策を推進する議決がなされ、どの国においてもその対策を進めることが奨励された。今までの結核菌の耐性率の調査で、フィリピンは多剤耐性率が高いことが知られており、2003年の全国抗結核薬剤耐性頻度調査で3.8%であった。特に都市貧困層は人口移動割合が高く、治療中断も多いために、多剤耐性結核が発生しやすい。現在多剤耐性結核に対するプログラムが作成され、検査法、治療法も確立し、メロマニラの中でも適用可能となったため、マニラ市やケソン市でも十分、対策が実施できる状況になってきた。

途上国におけるHIV陽性者の第一死因は結核であり、特にHIVまん延率の高いアフリカでは、HIV感染の拡大により、一時期は低下していた結核罹患率も再び増加し、最近ようやく、HIV対策、結核対策の推進により、減少しはじめたところである。フィリピンは、今までのところ、HIV感染に関しては、他の東南アジア諸国、タイ、カンボジア、ベトナムよりも低まん延であるという理由もあり、結核患者へのHIV検査は勧められても、HIV陽性者に対する結核健診および結核予防のためのイソジナジドによる化学予防は実施されてこなかった。しかし、昨年よりHIV陽性者発見数が急激に増加してきており、早急な対応の強化が望まれていた。このような状況の中で、メロマニラにおけるHIV陽性者の患者管理はサンラザロ病院で統括的に実施されており、専門家およびその他のスタッフの体制も整っている。さらに、ボランティアグループ、Pinoy PlusはHIV陽性者に対する健康教育強化に熱心であり、連携して結核の早期発見、早期治療、化学予防を期待しており、連携して事業が実施できると考えられる。

上位目標 2015年までに対象地域において結核による死亡率と罹患率が減少する

プロジェクト目標 対象地域において結核感染予防・治療モデルが実施される

成果 1.一般住民に対して、結核の知識や治療に関してACSMが強化される(Advocacy, Communication, Social Mobilization)  
2.対象施設において結核健診(接触者健診)が提供される  
3.再治療患者が抗結核薬感受性検査を受ける  
4.サンラザロ病院においてHIV陽性者対象に結核健診が提供され、新規に診断されたエイズ合併結核患者の仕組みが構築される  
5.対象保健医療施設において結核感染防御が行われる

活動 1-1対人コミュニケーション研修の実施 1-2ネットワーキングの強化  
1-3アドボカシーキャンペーンの実施 1-4健康教育の実施  
1-5結核事業関連団体との事業評価ワークショップ開催 1-6IECマテリアルの作成  
2-1接触者健診現状分析および方針設定ワークショップ 2-2接触者健診・IPTについての研修の実施  
2-3レントゲン研修の実施 2-4接触者健診と予防内服(接触者対象)のモニタリングと評価の実施  
3-1再治療患者のケーススタディを下に分析ワークショップの開催  
3-2再治療患者が適切に早期治療を受ける為に薬剤感受性試験を受けるシステムを構築するワークショップの開催  
3-3システムに基づき、全ての再治療患者が薬剤感受性試験を受けることが出来るよう、医療従事者対象の研修を実施  
3-4再治療患者管理ブックの作成 3-5再治療患者ケアに関するモニタリングと評価の実施  
3-6結核診断・多剤耐性結核患者ケア等の研修実施  
4-1サンラザロ病院におけるHIV陽性者に対する結核健診および結核予防内服(IPT)ガイドライン、研修モジュールの作成  
4-2HIV感染者及びAIDS患者への結核健診・IPTについての研修 4-3結核感染者内でのHIV感染者発見についての研修  
4-4レントゲン研修の実施(2-3と同じ) 4-5結核接触者健診(HIV陽性者)と予防内服のモニタリングと評価の実施  
5-1保健医療施設における結核感染防御についてのガイドライン作成のためのワークショップを開催する  
5-2保健医療施設における結核感染防御についてのガイドラインIEC教材の作成  
5-3保健医療施設における結核感染防御に関する研修の実施 5-4結核感染防御モニタリングチェックリストの作成  
5-5結核感染防御研修実施後のモニタリングと評価

投入

日本側投入

【人材】  
プロジェクトマネージャー 1名  
専門家 3名  
現地業務調整員 1名  
国内調整員 1名  
【資機材】  
パソコン 2台

相手国側投入

【人材】  
保健省感染症対策室長 1名  
  
ケソン市/マニラ市保健局  
医師 2名  
看護師 2名  
検査技師 1名

balan gaihelsuwa-ka 数名

サンラザロ病院  
結核病棟医師 4名  
HIV病棟医師 5名  
看護師 30名

【資機材】

上記保健局並びにサンラザロ病院の医療器具

【施設】

- 外部条件
- 上記保健局並びにサンラザロ病院
- ・“全てのレベルの政府機関が結核対策を継続的に支援する
  - ・HIV/AIDSが感染拡大しない
  - ・マニラ市およびケソン市における生活水準が急激に悪化しない”
  - ・全てのレベルにおける政府保健サービスから結核対策への継続的な支援がある
  - ・ツベルクリンテストキット及び予防内服用イソニアジドが保健省国家結核対策プログラムから事業地へ供給される
  - ・世界基金より保健省を通じて、事業地に十分な抗結核2次薬が供与される
  - ・NGOとコミュニティヘルスボランティアの協力と支援が得られる
  - ・ツベルクリンテスト液(PPD) 予防内服薬(INH)結核薬等の政府予算が確保され、安定的に供給される”
  - ・全てのレベルの政府機関から結核対策への継続的な支援が得られる

実施体制

(1)現地実施体制

現地調整員 1名  
現地業務補助員 医師 1名  
看護師 2名  
検査技師 1名  
ソーシャルワーカー 1名  
会計 1名  
運転手 1名  
オフィス内補助 1名  
警備員 1名

ケソン市マニラ市保健局 職員  
バランガイヘルスワーカー

(2)国内支援体制

サンラザロ病院 職員  
プロジェクトマネージャー 1名  
国内調整員 1名  
専門家 3名



技術協力プロジェクト—科学技術

2019年03月14日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)小児呼吸器感染症の病因解析・疫学に基づく予防・制御に関する研究プロジェクト (英)The Project for Comprehensive Etiological and Epidemiological Study on Acute Respiratory Infections in Children
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	セーフティネット整備プログラム
援助重点課題	包摂的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	セーフティネットの整備
プロジェクトサイト	熱帯医学研究所および地方拠点病院のラボラトリ(マニラ首都圏(RITM)、レイテ島(EVRMC)、ビラン島、パラワン島の4カ所)
署名日(実施合意)	2011年03月15日
協力期間	2011年04月01日 ~ 2017年03月31日
相手国機関名	(和)保健省—熱帯医学研究所
相手国機関名	(英)Department of Health – Research Institute for Tropical Medicine

## プロジェクト概要

背景	肺炎を中心とする重症呼吸器感染症は途上国において小児の死亡原因の25-33%を占める深刻な問題である。しかし、ウイルス感染を含めたその実態は未だに明らかになっておらず、様々な努力にも関わらず今も世界中で約200万人の小児が肺炎により毎年死亡していると推計されており、小児の肺炎の95%が途上国において発生している。
上位目標	上位目標の設定なし
プロジェクト目標	小児肺炎の病因、疾病負担、リスク要因が明らかになり、小児肺炎による死亡を低減するための有効な介入が確認される。
成果	成果1: 選定されたサイトで小児肺炎・呼吸器感染症の病因が測定される。 成果2: 選定されたサイトで小児肺炎による疾病負担が測定される。 成果3: 小児の重症肺炎のリスク要因が同定される。 成果4: 小児肺炎による死亡を減少させるための介入が評価される。 成果5: 小児肺炎による死亡を低下させるための研究成果が、フィリピンの関係機関や国際機関に共有される。
活動	<成果1> 1-1. 選定された公立病院で病因研究のための適切な検査体制を整備する。 1-2. 小児肺炎の病因を検出、同定、解析するためのRITMの能力を強化する。 1-3. 選定された第一次医療施設に病因研究のためのセンチネル・サイトを設置する。 1-4. 肺炎・他の呼吸器感染症の小児の細菌性・ウイルス性病原体の検体を収集し、検査する。 1-5. センチネル・サイトでの検体の収集、検査をモニタリングする。  <成果2>

- 2-1.肺炎と、肺炎に関連する死亡の発生率を測定するための方法論を確立する。
- 2-2.肺炎と、肺炎に関連する死亡の発生率を測定するためのデータを解析する。

<成果3>

- 3-1.統合されたデータベースを整備し、管理する。
- 3-2.病因研究、疾病負担研究のデータを利用し、リスク要因を明らかにする。

<成果4>

- 4-1.病因・疾病負担・リスク要因に関する研究結果に基づき、小児肺炎による死亡を低減するための介入研究の方法が開発される。
- 4-2.小児肺炎の現行の戦略を見直すため、国、地方の関係者と協働する。
- 4-3.選定されたコミュニティで介入研究を実施する。
- 4-4.小児肺炎の負担を低減するための新しい戦略を評価するため、国、地方の関係者と協働する。

<成果5>

- 5-1.研究成果を普及するための会議やワークショップを開催する。
- 5-2.国際的な学会や学術誌を通じ、研究成果を普及させる。
- 5-3.保健省の国家急性呼吸器感染症対策(Control of ARI, CARI)プログラムに対し、研究による発見を政策策定のための情報として提供し、助言をする。

投入

日本側投入

専門家派遣  
 ・長期専門家(業務調整:1名)  
 ・短期専門家(チーフアドバイザー、公衆衛生、ウイルス学、細菌学、疫学)

相手国側投入

供与機材  
 研修員受け入れ(本邦研修)  
 在外事業強化経費  
 カウンターパートの配置  
 事務所スペースの提供  
 光熱水費  
 モニタリングに係る出張費の一部負担

外部条件

①成果達成までの外部条件  
 ・病院、地方政府からの支援が得られること。

②前提条件

・個々の研究活動開始までに、RITM、東北大学、東ビサヤ地域医療センター(EVRMC)、パラワン州病院、ビリラン州病院、保健省東ビサヤ地域局(Department of Health-Center for Health Development Eastern Visayas Office, DOH-CHD EV)の内部審査委員会から研究承認を得る。  
 ・各地方自治体の長にプロジェクトについて告知する。  
 ・プロジェクトが各関連病院長からの理解と協力を得る。

実施体制

(1)現地実施体制

保健省一熱帯医学研究所(Research Institute of Tropical Medicine, DOH)  
 地方拠点病院のラボラトリ(マニラ首都圏(RITM)、レイテ島(EVRMC)、ビリラン島、パラワン島4カ所)

(2)国内支援体制

東北大学大学院医学系研究科

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

これまで我が国は、1979年、1987年に無償資金協力で本プロジェクトのフィリピン側実施機関であるRITMの建設・拡充に関する協力を行った。続いて、RITM創立直後の、1980年から1988年まで技術協力プロジェクト「熱帯医学研究所プロジェクト」により研究従事者の人材育成、熱帯病研究および研究成果の応用への協力を通じてフィリピン共和国熱帯医学研究所(Research Institute of Tropical Medicine, DOH(以下、RITM))の機能強化に貢献してきた。また、2000年にはRITM内に国立結核研究所設立のための無償資金協力を実施した。加えて、1992年から1997年にかけてセブ州で「結核対策プロジェクト」を実施し、WHOとの連携のもと、保健省が策定した結核対策向上プログラム(National Tuberculosis Control Program:NTP)の質の高い実施を目指し、結核対策の実施モデルを確立し、セブ州を含む第7地域、ルソン島の4州、東サマル州に拡大した。さらに、2002年から2007年には、「結核対策向上プロジェクト」を実施し、上記の活動の全国展開を支援する等フィリピンでの感染症分野での支援を行ってきた。

(2)他ドナー等の  
援助活動

フィリピン保健省では、セクターワイドアプローチ(SWAP)が採用されており、乳幼児死亡に関するMDG4に関しては、過去10年以上にわたって達成に向けたドナー間の調整、情報交換が行われている。また、WHOフィリピン事務所では、本プロジェクトの活動地でもあるレイテ島タクロバン市で新生児の死亡低減プロジェクトを実施中であり、情報交換等連携の可能性もある。感染症対策では、世界エイズ結核マラリア基金による、結核・マラリア・HIV/エイズの主要三大感染症、米国による結核およびHIV/エイズ対策支援、WHOによる新型インフルエンザ対策支援などが主要な取り組みとなっている。



技術協力プロジェクト—科学技術

2019年03月14日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)レプトスピラ症の予防対策と診断技術の開発プロジェクト (英)Prevention and Control of Leptospirosis in the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	セーフティネット整備プログラム
援助重点課題	包摂的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	セーフティネットの整備
プロジェクトサイト	フィリピン大学マニラ校公衆衛生学部(CPH-UPM)
署名日(実施合意)	2010年03月26日
協力期間	2010年04月01日 ~ 2015年03月31日
相手国機関名	(和)フィリピン大学マニラ校
相手国機関名	(英)College of Public Health - University of the Philippines - Manila
日本側協力機関名	九州大学

## プロジェクト概要

背景	<p>レプトスピラ感染症は熱帯、亜熱帯地方を中心に広く分布する人獣共通感染症であり、人間には黄疸(肝障害)、腎不全、肺出血、動物にも致死的な病態や流産、死産を引き起こす。WHO(1999)によれば、全世界で患者発生は年間50万人、致死率23%と推測されている。病原レプトスピラには250以上の血清型があり、現行のワクチンは血清型特異的であるため、まず流行地の血清型の同定が必要とされるが、正確な同定にはそれだけのパネル抗原が必要であり、高度の専門的技術を要する。また、症状がマラリア・肝炎・デング出血熱等の感染症と酷似しており、臨床診断も難しい。</p> <p>本事業は、レプトスピラ感染症流行国の一つであるフィリピン国(以下「フ」国)において、「フ」国の実施機関(フィリピン大学公衆衛生学部・フィリピン大学総合病院、国立サン・ラザロ病院、カラバオセンター等)と日本の九州大学等が共同して、①疫学調査によるヒトと家畜への感染の実態把握、②迅速診断法の開発、③多様な血清型に対して有効なDNAワクチンの開発、④予防啓蒙活動、を行う。これにより、地球規模課題であるレプトスピラ感染症の予防とコントロールに資することを目的としている。また、これらの共同研究を通じて、「フ」国側実施機関の能力向上を図ることを目的とする。</p>
上位目標	上位目標の設定なし
プロジェクト目標	共同研究を通じて、CPH-UPMのレプトスピラ症予防対策の研究開発能力が強化される
成果	成果0 レプトスピラ症予防対策センター がCPH-UPMに設立される。(WG-A1, B and C) 成果1 疫学調査によって、フィリピンのレプトスピラ症の実態が明らかになる。(WG-A2) 成果2 抗レプトスピラ抗体とレプトスピラ抗原の迅速検出法が開発される。(WG-A3) 成果3 動物においてワクチンが開発される。(WG-A3) 成果4 レプトスピラ症の予防対策に関する啓発活動が強化される。(WG-D)
活動	0-1. 実験室の改修工事を行う

- 0-2. 機材を調達する
- 0-3. 協力体制を規定した合意文書をUPMと他の関連機関で取り交わす
- 0-4. 実験室施設や機材の日常点検やメンテナンスを行う体制を構築する

<細菌学調査> (WG-A1)

- 1-1. 動物とヒトの血液と尿、及び動物の腎臓からレプトスピラ菌を分離する
- 1-2. ヒトと動物からの分離株について、実験動物を用いて血清型、遺伝子型、病原性を同定・調査する

<疾病負担調査> (WG-B)

- 1-3. 調査チームの形成、標本抽出法の決定、調査手法の決定、調査マニュアルの作成などを含むフィールド調査の準備を行う
- 1-4. フィールド調査を実施する
- 1-5. 血清学検査と細菌学検査を実施する
- 1-6. データ入力・加工と分析を行う
- 1-7. 疾病負担調査のレポートを作成する
- 1-8. 上記のデータを解析し、レプトスピラ症がもたらす経済的損失についてレポートを作成する

<環境要因分析による疫学> (WG-C)

- 1-9. 地理情報システム (Geographic Information System: GIS) での環境要因分析に活用するために、マニラ首都圏とその近郊に関する既存データを解析し選定する
- 1-10. GISにデータを入力し、疾病分布図を作成する
- 1-11. レプトスピラ感染に影響を及ぼす環境要因を特定するための調査計画を策定する
- 1-12. 調査を実施する

- 2-1. フィリピンの流行株を診断できる凝集試験 (MCAT) を再開する
- 2-2. 血清中の抗体を検出するためのELISAシステムを開発する
- 2-3. 尿中のレプトスピラ抗原を検出するためのELISAシステムを開発する
- 2-4. 尿中のレプトスピラ抗原を検出するためのイムノクロマトグラフィ法を開発する
- 2-5. 実験動物を用いて、上記の診断法の感受性と特異性を評価する
- 2-6. 家畜 (水牛・犬) を用いて、上記の診断法の感受性と特異性を評価する
- 2-7. レプトスピラ症患者の尿と血清を用いて、上記の診断法の感受性と特異性を評価する

- 3-1. 流行している菌株を使って不活化ワクチンを開発する
- 3-2. 外包膜 (未精製抽出物) ワクチンを開発する
- 3-3. DNA ワクチンを開発する
- 3-4. 実験用動物 (ハムスター) を用いて開発されたワクチンの有効性と安全性を評価する

- 4-1. 対象とするヘルスセンターを特定する
- 4-2. 医療従事者のレプトスピラ症の認識度に関するデータを収集する
- 4-3. 医療従事者向けのレプトスピラ症に関する教材 (ハンドブックやリーフレットなど) を作成する
- 4-4. 開発した教材を配布するとともに、医療従事者がレプトスピラ症に精通するようトレーニングする
- 4-5. レプトスピラ症に関する情報を一般住民に向けて発信する
- 4-6. 啓発活動の結果を評価する
- 4-7. 医者、医療従事者、政策決定者を対象に、学会、ワークショップ、フォーラムなどを開催し、今後のレプトスピラ症対策のためにプロジェクトの進捗や活動結果を発表する

投入

日本側投入

- (a) 専門家 長期専門家 (業務調整)  
短期専門家 (チーフアドバイザー、細菌学、分子生物学、血清疫学、迅速キット開発、ワクチン開発、経済分析、啓発活動、実験室改修等)

- (b) 本邦研修 3名/年x5回

- (c) 供与機材

- (d) 在外事業強化費 (施設設備を含む)

相手国側投入

- (a) カウンターパートの配置

- (b) 施設及び資機材

CPH-UPM内オフィススペース

CPH-UPM内の既存実験室

CPH-UPM内改修予定BSL-2実験室スペース

変圧器の交換を含めた機材のメンテナンスや修理にかかる費用等

- (c) ローカルコスト

研究活動のための通常経費

フィリピン保健研究開発評議会 (Philippine Council for Health Research and

Development, Department of Science and Technology: PCHRD-DOST) からの研究補助を含む

外部条件

- (1) 活動達成までの外部条件

PCHRD-DOSTからの研究補助金が削減あるいはキャンセルされない。

- (2) 前提条件

- 1. UPとPCHRD-DOSTから研究許可を得る

- 2. プロジェクトの活動について九州大学、UPM、PCHRD-DOSTの倫理委員会から承認を得る。

- 3. 実験室のバイオセーフティーが確保される

- 4. 実験室の改修について関係者当局 (機関) から承認を得る

## 実施体制

- (1)現地実施体制 代表機関:フィリピン大学マニラ校公衆衛生学部(CPH-UPM)
- (2)国内支援体制 代表機関:九州大学大学院医学研究院  
参画機関:千葉科学大学

## 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- 1)我が国の援助活動
1. 科学技術振興機構(JST)による、地球規模課題対応国際科学技術協力事業
  2. 1998年～2001年:JST海外派遣研究員により、フィリピン大学公衆衛生学部において、ヒトのレプトスピラ感染症の実態調査の実施支援
  3. 2006年～2009年:文部科学省科学技術振興調整費「アジアにおけるレプトスピラ感染症対策ネットワークの構築のための初動研究」により、実験環境整備及びレプトスピラ症の研究支援



草の根技協(パートナー型)

2013年07月11日現在

本部/国内機関 : 中部国際センター

## 案件概要表

案件名	(和) マリンドウケ、カタンドウアネス、セブ、カミギンにおける狂犬病予防計画 (英) THE RABIES PREVENTION AND CONTROL PROJECT IN MARINDUQUE, CATANDUANES, CEBU & CAMIGUIN
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2009年10月01日
協力期間	2009年10月07日 ~ 2012年10月06日
相手国機関名	(和) 農業省畜産局
相手国機関名	(英) Bureau of Animal Industry, Department of Agriculture
日本側協力機関名	特別活動法人 人畜共通伝染病予防協議会

## プロジェクト概要

背景	狂犬病、新型インフルエンザなどの人畜共通伝染病は、動物のみならず、人にまで感染する恐ろしい病気である。このうち、狂犬病は、発病すると治療方法がなく、悲惨な神経症状を示して、病院のベッドに縛り付けられたまま、ほぼ100%死亡する極めて危険な病気である。しかしながら、保健省と農業省の縦割り行政や予算配分上の障害などから、犬の主務官庁である農業省において、資金不足が顕著で、必要とする資金の1%以下程度しか、資金が集まらない。また、狂犬病に関する的確な診断、予防、ワクチンの製造品質管理技術の改善が必要とされている。そのため、狂犬病予防の先進国である日本、とくに、日本最大の獣医科病院である(特活)人畜共通伝染病予防協議会の母体である本間獣医科医院などに対して個別の支援要請がなされ、平成18年2月から過去4回、フィリピンなどにおいて狂犬病の技術協力並びに犬を対象にしたワクチネーションを行っている。
上位目標	対象地域の住民の保健、医療又は福祉の増進を図る。
プロジェクト目標	狂犬病予防計画が策定され、病気の的確な診断、予防、ワクチンの品質管理技術が向上され、適切な予防が行われる。
成果	1) 狂犬病予防計画が策定される。 2) 中心的参画メンバーによる、狂犬病に関する的確な診断、予防、ワクチンの製造品質管理技術が向上する。 3) 狂犬病予防に関する適切な運営管理がされるようになる。 4) 中心的参画メンバーのモニタリング活動が、改善される。
活動	1) 狂犬病予防計画の策定 1-1) 狂犬病予防計画策定の支援をする。 1-2) 狂犬病予防の管理・運営計画策定の支援をする。 2) 中心的参画メンバーに対する、狂犬病予防技術研修の実施

- 2-1) 中心的参画メンバーに対し、診断技術研修を実施する。
- 2-2) 中心的参画メンバーに対し、予防技術研修を実施する。
- 2-3) 中心的参画メンバーに対し、ワクチン小分け製造品質管理技術研修を実施する。

3) 地方参画メンバーによる、狂犬病予防事業の適切な管理運営

- 3-1) 地方参画メンバー間の会合等を、参画メンバー自身の手により運営していくよう動機付けする。
- 3-2) 地方参画メンバーから、住民に対し、犬の登録、ワクチネーションの重要性についての教育・普及・広報活動を行う。
- 3-3) 住民参加型で、登録、ワクチネーション事業に参画する。

4) 中心的参画メンバーによる、モニタリング活動

- 4-1) 中心的参画メンバーに対し、モニタリングに係る研修を行う。
- 4-2) 中心的参画メンバーによる、モニタリングの実施を支援する。

投入

日本側投入

【人材】

- ・プロジェクトマネージャー(日本人)1名
  - ・技術指導員(日本人)1名
  - ・国内調整員(日本人)1名
  - ・現地調整員(フィリピン人)1名
  - ・講師(フィリピン人):
- 狂犬病診断、予防、モニタリング、ワクチン製造品質管理それぞれ1名

【資機材】

- ・狂犬病予防関連の資機材
- ・診断関連の資機材
- ・狂犬病発生状況モニタリング関連の資機材
- ・狂犬病ワクチン小分け製造品質管理関連の資機材
- ・教育・普及・広報関連の資機材
- ・診断施設
- ・モニタリング作業施設
- ・ワクチン小分け製造品質管理施設
- ・資機材保管施設

相手国側投入

【人材】

- ・リーダー1名
- ・サブリーダー1名
- ・調整・連絡要員2名
- ・狂犬病診断、予防、モニタリング、ワクチン小分け製造品質管理8名
- ・ワクチネーション要員 各対象地域数十名

【資機材】

- ・予防関連の資機材の一部
- ・教育・普及・広報の資機材の一部

【施設】

- ・ワクチネーション作業施設
- ・訓練された職員が勤務を続ける。

外部条件

実施体制

- (1) 現地実施体制 農業省畜産局  
(関係自治体等: 農業省畜産局を通して技術指導を行う)
- (2) 国内支援体制 人畜共通伝染病予防協議会

関連する援助活動

- (2) 他ドナー等の 援助活動 ビルゲイツ財団等



有償技術支援－附帯プロ

2017年06月13日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 地方都市水道整備事業(フェーズⅢ) 災害復旧支援プロジェクト(円借款附帯プロ) (英) Rehabilitation Project for Cagayan de Oro Water District's Facilities Damaged by Typhoon Sendong
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-都市給水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	生活インフラの充実
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	基礎的社会サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)
プロジェクトサイト	カガヤン・デ・オロ市
協力期間	2012年09月24日 ~ 2013年11月30日

## プロジェクト概要

## 背景

本円借款附帯プロジェクト(以下、「本附帯プロジェクト」という。)は、フィリピン国カガヤン・デ・オロ市において、2011年12月に同市を直撃した台風センドン(国際名「ワシ」)により損傷した給水施設等を修復することにより、上水供給システムの復旧を図り、同市における被災民への上水供給の早期復旧に資することを目的とする。

カガヤン・デ・オロ市は1994年に円借款が供与された「地方都市水道整備事業(フェーズⅢ)」(以下、「PCWSP Ⅲ」という。)の対象都市であり、同事業により水道施設の拡張・改良による給水能力の強化がなされた。本附帯プロジェクトは、PCWSP Ⅲにより拡張・改良されたCOWDの上水供給システムの災害被害からの復旧を支援し、右事業の開発効果である住民への安全な飲料水の供給能力の原状回復とその増大を図るものである。

## 1. 完成済円借款事業「地方都市水道整備事業(フェーズⅢ)」

フィリピンにおける上水道の普及率は1993年当時で68%、給水人口は約62百万人であった。残りの世帯では、天井戸、河川、雨水等、非衛生的な水源の利用を余儀なくされており、都市部における安全かつ信頼できる上水道供給の拡大が必要となっていた。また、将来における大幅な水需要の伸びが見込まれる中、供給の絶対量の不足及び既存施設の一部不稼働から、それに対応する施設の増強が急務となっていた。このような状況から、1994年にフィリピン政府は日本政府に対しPCWSP Ⅲへの円借款支援を要請し、同年に借款契約が締結された。

PCWSP Ⅲは、地方水道公社(Local Water Utilities Administration, 以下、「LWUA」という。)を実施機関として実施された。LWUAは、地方水道区が実施する水道施設の建設・リハビリ・改善へ資金供与や技術支援を行う政府機関であり、自身の融資業務により得た資金やフィリピン政府からの資本注入により運営されている。

また、PCWSP Ⅲは、人口が密集し、地域経済の中心地となっている5都市(ブツアン、カガヤン・デ・オロ、ダバオ、カリボ、ツゲガラオ)を対象とした。これらの都市にはすでにLevel 3と呼ばれる各戸給水のためのシステムも導入されていたが、上水施設やその運営は適切/効率的ではなく、将来的な人口増や地域経済の発展による需要増を見込んだものではなかった。よって、PCWSP Ⅲによる上水供給システムの改善/アップグレードが必要であった。

## 2. 本附帯プロジェクトの必要性

カガヤン・デ・オロ市は北ミンダナオ地域最大の都市で、当該地域の産業・商業活動の中心であり、PCWSP Ⅲの対象都市の一つである。カガヤン・デ・オロ水道区(以下、「COWD」という。)は1973年にフィリピンにおける最初の水道区としてLWUAにより設立された。

PCWSP Ⅲの実施により、COWDによる上水供給人口は約28万人(1993年時点)から約46万

人(2008年時点)に上昇した。また、上水供給能力は886 l/sまで拡張された。  
 しかし、2011年12月には台風センドン(国際名「ワシ」)がカガヤン・デ・オロ市を直撃し、多数の犠牲者を出すとともに、同市の上水供給システムは甚大な被害を被った。COWDは上水供給復旧のための緊急措置をとったが、COWDの推計によると、上水供給システムの完全なリハビリには総額160百万ペソ(約300百万円)が必要とされている。しかし、COWDによると台風被害は供給地域の80%に及んだため、COWDの財務も甚大な影響(収入減)を受け、COWD自身による完全復旧は困難であった。

上記状況を受け、2012年5月22日にフィリピン政府は日本政府に対し、COWD管轄地域のうち、PCWSP IIIの対象地域であり、台風センドンによる被害が著しかったマカサンディグ地区およびバルラン地区を対象とする、上水供給システムリハビリへのJICA支援(本附帯プロジェクト)を正式に要請した。上述のとおり、本附帯プロジェクトは、PCWSP IIIにより拡張・改良された上水供給システムを復旧することにより、PCWSP IIIの開発効果である住民への安全な飲料水の供給能力の原状回復とその増大を図るものであり、必要性・妥当性は高い。

上位目標 カガヤン・デ・オロ水道区(COWD)による、管轄地域への安全な飲料水の供給能力が回復する

プロジェクト目標 カガヤン・デ・オロ市のマカサンディグ地区およびバルラン地区において、台風センドンにより被災した上水供給システムが復旧する

成果 カガヤン・デ・オロ市のマカサンディグ地区およびバルラン地区において、台風センドンにより被災した以下の上水関連機材が更新される。

活動 ①短期専門家の派遣(調達支援・実施監理／モニタリング)  
 ②機材調達・据え付け(但し、水量計の据え付け工事はCOWDが実施)

投入

日本側投入 ①短期専門家の派遣(上水供給システム(機材)、1名)  
 ②機材供与  
 a) 取水・送水関連機材(ポンプ、モーター、発電機、変圧器ケーブル、塩素処理システム等)  
 b) その他関連機材(実験室用バイオセーフティキャビネット)  
 c) 給水関連機材(水量計)

相手国側投入 ①カウンターパート  
 ②執務室及び関連設備  
 ③プロジェクトの実施に必要な資機材、器具、車両、スペアパーツ等(日本側調達のもの以外)  
 ④プロジェクトの実施に必要な業務経費  
 ⑤運搬費、機材の据え付け費、運営・維持管理費  
 ⑥プロジェクト関連情報

実施体制

(1)現地実施体制  
 ・地方水道公社(LWUA)がフィリピン政府の責任機関、カガヤン・デ・オロ水道区(COWD)が実施機関となる。  
 ・供与機材はJICAフィリピン事務所が調達する。  
 ・水量計の据え付け工事はCOWDが実施する。

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 有償資金協力「地方都市水道整備事業(フェーズIII)」  
 (2)他ドナー等の援助活動 特になし



有償技術支援－附帯プロ

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 東南アジア・大洋州部

## 案件概要表

案件名	(和)メトロセブ水道区水道事業運営・管理技術支援プロジェクト (英) Technical Assistance Project on Water Supply Operation and Management for Metro Cebu Water District
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-都市給水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-社会基盤一般
プログラム名	生活インフラの充実
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	基礎的社会サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)
プロジェクトサイト	フィリピン、セブ首都圏(メトロセブ)
協力期間	2012年03月01日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和)メトロセブ水道区
相手国機関名	(英) Metro Cebu Water District (MCWD)

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピンでは大統領令第198号等に基づき、各地域に設立された水道区や地方自治体が上下水道サービスを提供しているが、上下水道整備の遅れ、不安定な給水、劣悪な水質、高い漏水率、水道区の脆弱な経営・財務状況等様々な課題がある。本円借款附帯プロジェクト(以下、「本プロジェクト」という。)の附帯先事業である「産業公害防止支援政策金融事業(Ⅱ)」(EISCP2)(1999年度承諾案件)及び「環境開発事業」(EDP)(2008年度承諾案件)では、上下水道を含め、フィリピンの環境保全への寄与を目的に、フィリピン開発銀行(DBP)を通じ、環境分野における設備投資のための中長期資金の融資がなされている。EISCP2の融資対象の一つであるメトロセブ水道区(MCWD)は財務的に比較的優良な水道区であり、配水管整備等事業が実施されているものの、依然高い無収水率や劣悪な水質、不十分な給水サービス(24時間給水地域の限定)、地下水に代わる水源開発の必要性、表流水を水源とする既存の浄水場の能力発揮不足(緩速、急速濾過施設の内、前者は稼働しているもののろ過砂の管理等改善の余地がある。後者は水道区職員の技術不足等により非稼働の状況)等が課題となっている(「メトロセブ上水道事業運営・管理現状確認調査」(2011年)、「メトロセブ上水道事業運営・管理研修」(2011年)にて確認されている)。このような状況に対し、同水道区から、特に無収水対策及び既存浄水場の能力強化を中心に、我が国の優れた水道運営・管理ノウハウを活用し、同水道区の上水道サービスを改善したいとの要望がなされた。

かかる背景のもと、本プロジェクトは水道事業運営・管理、水質管理、無収水対策に関する技術支援を行うことにより、既往の円借款事業の効果増大に資することを目的として実施するものである。

なお、我が国の水道運営・管理は主に地方自治体又は地方自治体が設立した法人等(以下、「自治体等」)が担っているため、本プロジェクトにおいては、これら自治体等が有する優れたノウハウの活用を検討する。MCWD以外の水道区においても、我が国が有する優れた水道事業運営・管理ノウハウの活用に対する潜在的ニーズは強いと考えられ、MCWD支援はフィリピンにおける我が国水道運営・管理ノウハウ活用のモデルケースとして、今後EDPから資金を借り入れる他の水道区への展開が期待される(EDPから資金を借り入れる他の水道区のニーズも踏まえ、今後、同様の技術支援・研修を検討する)。さらに、こうした取り組みは、自治体等の運営・管理に係る海外での経験・実績の蓄積及び海外展開の推進につながり、我が国政府の「新成長戦略」の実現に資するものである。

上位目標	メトロセブの生活環境改善、基礎的サービスサービスの拡充を図る。
プロジェクト目標	MCWDの上水道運営・管理の改善による給水サービス等の拡充を通じたEISCP II の効果発現と他の水道区への波及効果によるEDPの効果的な実施促進が図られる。
成果	MCWDの無収水率の引き下げ、地下水を水源とする給配水の水質改善、運転管理技術の不足等により十分稼働していない表流水を水源とする既存浄水場の処理能力向上、水道料金徴収、顧客サービス・顧客満足度の向上、広報強化など水道事業運営の改善に向けた道筋が明確になる。
活動	<p>MCWDに対し、下記の分野において、我が国の水道事業運営の経験、技術、ノウハウを活用し、MCWDの水道事業運営の現状と課題を分析すると共に、解決策の提案を行い、今後のMCWDの水道事業運営の改善に結びつけるための技術支援を行う。また、MCWD職員向けの研修を通じて技術移転を行う。</p> <p>ア 水道事業運営・管理全般  (ア) MCWDの水道事業運営全般の現状と課題を抽出し、日本の水道事業運営ノウハウの適用を通じた改善の可能性について検討する。  (イ) 水道料金徴収の現状と課題を把握し、経営・財務体質強化に向けた改善案を検討する。  (ウ) 競合する民間水道事業者の存在も踏まえ、顧客サービス・顧客満足度の向上に向けた方策を検討する。  (エ) 市民による水道サービスに対する適正な理解を促進するための広報強化の方策を検討する。</p> <p>イ 無収水率の引き下げと24時間給水のための配水ブロックシステムの整備  既存DMAで給配水管理を行っているところ、配水池(高架水槽)を基にした配水ブロックシステムの考え方を組み入れ、全給水地区における24時間給水を可能とする道筋をつける。具体的には、以下に関し、選定するモデルブロックでのMCWDの活動を支援する。  (ア) 既存District Meter Area(DMA)からモデルブロックを選定し、管網及び付帯設備(仕切弁、消火栓等)の整備を行い、漏水量測定、漏水調査の指導を行う。  (イ) 近隣DMA集合体と配水池(高架水槽等)からなる大(中)ブロックを形成するため、管網計算にて最適な(水圧分布を得られる)配水管網の構築に向けた検討を行う。  (ウ) 既存漏水調査計画を基に新規計画の策定を支援する。  (エ) 既存GISシステムの改善に向けた提案を行う。  (オ) モデルブロックでの漏水調査を行う。  (カ) 大(中)ブロック間及びDMA間のバックアップの検討を行う。  (キ) 配水管改良計画を作成する。  (ク) 既存GISシステムから総合マッピングシステムへの移行の検討を行う。</p> <p>ウ 地下水を水源とする給配水の水質改善  (ア) MCWDの地下水水源の水質の現状と課題、現在講じられている水質改善策を把握する。  (イ) 水質基準を超える鉄・マンガンを含む地下水における除鉄・除マンガンの方策を検討する。</p> <p>エ 急速濾過施設に関する運転管理技術の不足により、能力を十分発揮していない表流水を水源とする既存浄水場(Tisa浄水場)の処理能力強化(稼働向上)  (ア) 凝集沈殿池の急速及び緩速攪拌、整流装置改良の検討を行う。  (イ) 既設急速ろ過池の改良(表面洗浄装置の導入、逆流洗浄用増圧ポンプ設置)の検討を行う。  (ウ) 水質検査、凝集剤注入率設定等の現状と課題を把握し、改善案を検討する。  (エ) Tisa浄水場システムの管網解析を行い、整備案を検討する。</p> <p>オ 本邦研修の実施  無収水率の低下、水質改善等に関する研修を実施する(1回想定)。</p>
投入	
日本側投入	<p>ア 専門家派遣  (ア) 総括/水道事業運営管理(約3M/M)  (イ) 水道事業経営(水道料金、広報、顧客満足度向上等)(約2M/M)  (ウ) 浄水処理(約3M/M)  (エ) 配水システム(約2.5M/M)  (オ) 漏水対策(約2.5M/M)  (カ) 水質管理(約3M/M)  (各1名、合計約16M/M)</p> <p>イ 本邦研修  1回、2週間、10名程度</p>
相手国側投入	<p>ア カウンターパートの配置  イ 専門家執務スペースおよび必要な家具等</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	メトロセブ水道区(MCWD)
関連する援助活動	「セブ州総合開発計画調査」(1994年)

(1)我が国の  
援助活動

「全国総合水資源開発計画調査」(1998年)  
「マニラ首都圏水資源開発計画調査」(2003年)  
「メトロセブ開発事業(Ⅰ)」(1995年貸付完了)  
「メトロセブ開発事業(Ⅱ)」(1997年貸付完了)  
「メトロセブ開発事業(Ⅲ)(埋立)」(2004年貸付完了)  
「メトロセブ開発事業(Ⅲ)(海岸道路)」(2006年貸付完了)  
「産業公害防止支援政策金融事業(Ⅱ)」(2006年貸付完了)  
「セブ都市圏上水道及び衛生改善計画調査」(2010年)  
「アジア地域上水道事業幹部フォーラム」(2010年)  
平成22年度課題別研修「アジア地域上水道事業経営・人材育成セミナー」(2011年)  
「メトロセブ上水道事業運営・管理現状確認調査」(2011年)  
「メトロセブ上水道事業運営・管理研修」(2011年)  
「第2回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」(2011年)

(2)他ドナー等の  
援助活動

メトロセブにおいてはオランダ政府の支援により、2004年～2006年に統合的水資源管理・開発に関わる計画策定が行われた(Water Remind Project)。  
また、アジア開発銀行が、セブ都市圏やダバオ市における水源開発等の上下水道事業形成のための技術支援を計画している。

個別案件(現地国内研修)

2018年07月03日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)現地国内研修 ダバオ地域地方行政・地域社会強化 (英)In-country Training for the Expansion of the Local Governance and Rural Empowerment Project for Davao Region (LGREP Phase 2)
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-地方給水
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	ガバナンス-その他ガバナンス
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	ミンダナオの平和と開発(紛争影響地域における平和の定着)プログラム
援助重点課題	ミンダナオにおける平和と開発
開発課題	ミンダナオにおける平和と開発(紛争影響地域における平和の定着)
プロジェクトサイト	ダバオ地域
協力期間	2012年07月01日 ~ 2014年08月31日
相手国機関名	(和)ダバオ総合開発プログラム
相手国機関名	(英)Davao Integrated Development Program

### プロジェクト概要

#### 背景

The Davao Integrated Development Program or DIDP is a socioeconomic cluster of local government (LGUs) in the Davao Region composed of the provinces of Davao del Norte, Davao del Sur, Davao Oriental and Compostela Valley, and the cities of Davao, Digos, Panabo, Tagum, Island Garden City of Samal and Mati. Led and initiated by the LGUs themselves, the DIDP was established on July 15, 1994 and is recognized as one of the most successful showcases of LGU empowerment and initiative in the country today.

As a development strategy, the DIDP is anchored in the concerted effort to pursue an integrated development by mustering the various strengths and resources of LGUs in the area. Its objective is to eradicate poverty, environmental degradation, inadequate social services and infrastructure facilities within the local government units (LGUs) covered by the DIDP Area in support to the National Government's agenda for peace and development.

From July 2007 to July 2010, the DIDP implemented the Local Governance and Rural Empowerment Project (LGREP) funded by the Japanese Government through the TCP of JICA. The project aimed to improve the capacity of the 10 DIDP member-LGUs in delivering basic services, with a specific objective of improving the delivery of water supply services. After the completion of LGREP, the Project Management Office of the DIDP (DIDP PMO) has been conducting follow-up activities in close coordination with its member LGUs. There are three (3) concerns that are identified as possible areas for the expansion of the outputs gained under LGREP 1 which will contribute to the over all goal of the Project, namely the improvement of the delivery of basic public services by the Local Government Units in the Davao Region. These are:

1. Capacity Enhancement on Groundwater Development (GWD) for the Municipal LGUs and additional personnel of DIDP member LGUs
2. Capacity Enhancement on the Integration of the LGREP Database to Geographic Information System (GIS) of Provinces
3. Capacity Enhancement on Community Organizing/Development for the Strengthening of

## People's Organizations (POs) in the sustainable management of livelihood programs

Under the DIDP Integrated Food Security Program (DIDP IFSP), 88 livelihood projects to-date were funded and implemented. During a recent evaluation of these livelihood projects, many of these P.O.s were not able to sustain their operations and the livelihood assistance that were given to them, thereby not achieving the sustained increase in income in these mostly marginal communities within the Davao Region.

The need for strengthening the P.O.s (cooperatives, associations) in managing agricultural/fishery projects that are turned-over to them is recognized not just in the LGU level, but also by formal financing institutions from the government (Land Bank of the Philippines, etc.), private banks, and micro-finance institutions. This is one of the strategies identified to improve the credit-worthiness of these P.O.s, thereby achieving the targeted increase of the proportion of small farmers/fisherfolks accessing credit from formal sources from 52% in CY 2007 to 61% in CY 2016, as committed in the Philippine Development Plan 2011-2016.

One of the functions devolved to the LGUs by virtue of the enactment of the Local Government Code of 1991 are agricultural and fishery extension services. In order for the agricultural development programs channelled through P.O.s to be sustainable, strengthening of these organizations should be undertaken within a clear framework. The Community Organizing (CO) component of LGREP 1 which was developed for organizing Barangay Water and Sanitation Associations (BAWASAs) can be utilized in part for this purpose, in particular the modules on financial management and organizational development which are applicable for the agriculture sector.

上位目標	The capacity of the target LGUs in delivering basic public services is improved.
プロジェクト目標	The capacity of the target LGUs in delivering small water supply services and agriculture and fishery extension services is improved.
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1) Additional human resources of the municipal, city, and provincial LGUs in the Davao Region for groundwater development are developed.</li><li>2) Human resources of the DIDP member LGUs for integrating the databases in GIS are developed.</li><li>3) Human resources of the DIDP member LGUs for facilitating People's Organizations in the sustainable management of agricultural and fishery livelihood projects are developed.</li></ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1) Capacity Enhancement on Groundwater Development<ul style="list-style-type: none"><li>- Formulate GWD Training Module with 20 target participants from PLGUs and CLGUs of Davao Region</li><li>- Conduct Training on Basic Hydrology and Geologic Test to 84 target participants from four (4) provinces</li><li>- Conduct Training on Resistivity Surveys and Aquifer Test to 42 target participants from four (4) provinces</li><li>- Institute Field Application to 42 target participants</li></ul></li><li>2) Capacity Enhancement on GIS Integration<ul style="list-style-type: none"><li>- Conduct Basic Relational Database Management System and GIS Orientation to 20 target participants</li><li>- Integrate Relational Database Management System and GIS to 20 target participants</li></ul></li><li>3) Capacity Enhancement Community Development Agri-Fishery Programs<ul style="list-style-type: none"><li>- Conduct Training of Trainers on:<ol style="list-style-type: none"><li>1. Participatory Rural Appraisal (PRA) for Establishing of Project Data Base to 40 target participants</li><li>2. Sustainable Livelihood Development through Entrepreneurial Skills Training to 30 target participants</li><li>3. Financial Management to 20 target participants</li><li>4. Values Transformation to 20 target participants</li><li>5. Study Tour to 40 participants</li></ol></li><li>- Develop Training Modules for Community Use with 40 target participants</li><li>- Organize Community Activities (On-the-Job Training) to 10 target groups</li></ul></li><li>4) Support to ARMM<ul style="list-style-type: none"><li>- Capacity Enhancement on Groundwater Development<ol style="list-style-type: none"><li>1. Conduct Training on Basic Hydrology and Geologic Test to 50 target participants from ARMM LGUs</li><li>2. Conduct Training on Resistivity Surveys and Aquifer Test to 50 target participants from ARMM LGUs</li><li>3. Institute Field Application to 50 target participants from ARMM LGUs</li></ol></li><li>- Capacity Enhancement Community Development Agri-Fishery Programs<ol style="list-style-type: none"><li>1. Participatory Rural Appraisal (PRA) for Establishing of Project Data Base to 50 target participants</li><li>2. Sustainable Livelihood Development through Entrepreneurial Skills Training to 50 target participants</li><li>3. Financial Management to 50 target participants</li><li>4. Values Transformation to 50 target participants</li></ol></li></ul></li></ol>
投入	

- 日本側投入 - Training Costs  
- Training equipment (laptops, projector)  
相手国側投入 - Assignment of counterpart personnel  
- Office space  
- Office equipment and facilities  
- Use of service vehicle  
外部条件 There is no critical change in the decentralization policy of the Philippines.

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 Implementing Agency: DIDP  
Partner Agencies: Member Provinces, Cities and Municipalities in Davao Region, ARMM and MINSSAD 2 Settlement Areas

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動  
1. Local Governance and Rural Empowerment Project 1 (LGREP 1) - (Aug 2007-July 2010)  
2. Mindanao Sustainable Settlement Area Development Project  
3. Small Water Districts Improvement Project (Aug 2005 - March 2012)  
4. Socio-Economic Reconstruction and Development for Conflict Affected Areas in Mindanao (SERD-CAAM) - Quick Impact Project (QIP)- (2005-2008)  
(2)他ドナー等の援助活動  
WB-Mindanao Rural Development Project (MRDP) - 1998-2012



有償技術支援－詳細設計

2013年10月20日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)パッシング・マリキナ川河川改修事業(Ⅲ)詳細設計 (英)Detailed Design for Pasig-Marikina River Channel Improvement Project (Phase III)
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-風水害対策(治水)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2011年12月07日
協力期間	2012年04月01日 ~ 2012年11月30日
相手国機関名	(和)公共事業道路省
相手国機関名	(英)Department of Public Works and Highways

## プロジェクト概要

背景 フィリピン(以下「フィ」国)は世界でも最も自然災害の多い国の一つである。マニラ首都圏は1千万人以上が居住する「フィ」国の政治、経済、文化の中心地であるが、沿岸低地地域のため台風の影響を受けやすく、同地域の経済・社会活動は洪水により深刻な影響を受けてきた。「フィ」国政府は排水や洪水対策の計画策定やそれに基づく事業実施など、過去50年以上に亘り継続的にこの課題に取り組んできているが、いまだ計画の実施途中段階にあり、マニラ首都圏は十分な洪水対応能力を備えていない。さらに、近年は気候変動の影響により台風等による洪水リスクは増大しているといわれている。例えば、2009年の熱帯暴風雨オンドイでは、180年に一度といわれる降雨がマニラ首都圏全体に大規模な洪水・内水氾濫をもたらし、甚大な経済的・人的被害が生じた。よって、マニラ首都圏の中心部を貫流するパッシング・マリキナ川の洪水対策は、従前にも増して「フィ」国政府の重要かつ喫緊の課題となっている。

これに対しJICAはマニラ首都圏について、1988年から1990年にかけて「マニラ首都圏洪水対策計画調査」を実施し、特に緊急度の高い事業の一つとしてパッシング・マリキナ川の洪水対策「パッシング・マリキナ川河川改修事業」を取り上げ、フィージビリティ調査(以下、「F/S」という。)を実施した。その後、旧国際協力銀行(旧JBIC)の案件形成促進調査(SAPROF:1998年実施)を経て、4フェーズに分けて本事業を実施する方針とした。2012年1月時点において、フェーズⅠ(詳細設計)(L/A調印1999年)は完了済みであり、フェーズⅡ(L/A調印2007年)は施工中にある。「フィ」国政府は、2009年の台風被害等を受け、現在実施中の本事業のフェーズⅡの後続フェーズを早期に実施したいとして、F/Sの事業計画の見直し及び本事業のフェーズⅢとして実施予定の土木工事第2区間(ナビンダン水路からマンガハン放水路周辺のマリキナ川下流)の工事及び住民への啓発活動等の円借款としての案件形成を目的とする協力準備調査を実施した(2011年10月終了)。

JICAと「フィ」国政府は、同調査を踏まえ、詳細設計および入札図書作成を目的として、詳細設計調査を行うこととし、2011年12月7日にR/Dの署名に至った。

上位目標 パッシング・マリキナ川の洪水制御によるマニラ首都圏の災害リスク削減により、同圏の持続的な経済・社会開発に寄与する。

プロジェクト目標 フィリピンのマニラ首都圏において、パッシング-マリキナ川の河川改修及び洪水に対する非構造物対策を実施すること。

成果 本詳細設計調査では、パッシング・マリキナ川河川改修の詳細設計の実施および右改修のための入札図書(案)の作成が行われる。これを踏まえた、円借款本体事業が実施されることにより、パッシング-マリキナ川の洪水リスクが軽減される。

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の 援助活動

我が国の対フィリピン国別援助計画(2008年6月策定)では、重点分野「基礎的社会サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)」の下、「自然災害からの生命の保護」にかかる支援策として、優先度の高い地域における治水・砂防インフラの整備・維持管理を支援すると共に、住民が災害から避難するために必要となる対策の強化等を支援している。

これを受けてJICAは防災セクターに対し非構造物対策と構造物対策の両面から災害被害を軽減するための施策や災害対応等を支援している。また、我が国は、1970年代から30年以上に亘り、洪水対策計画の策定やその実施、中央官庁への技術支援等、幅広い支援を続けている。

近年では、防災分野プログラム形成調査、治水行政機能強化プロジェクト、パッシング・マリキナ川河川改修協力準備調査、DPWHに対する治水アドバイザーの派遣、(科学技術)フィリピン地震火山監視能力強化と防災情報の利活用推進、マヨン火山周辺地域避難所整備計画等、幅広い観点からフィリピン国の防災力強化に向けた支援を行っている。

##### (2)他ドナー等の 援助活動

世銀はマニラ首都圏洪水対策マスタープラン(M/P)調査を実施中。また、2011年9月に災害リスク繰り延べ引き出しオプション(Cat-DDO)付の災害リスク軽減管理開発政策借款の供与を決定した。国連開発計画、オーストラリア国際開発庁は、災害の多い州を対象としたハザード・マップ作成等を支援中(広域マニラ首都圏への拡大を計画)。



有償技術支援－有償専門家

2014年05月14日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)総合治水 (英)Flood Management
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-風水害対策(治水)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2010年06月01日
協力期間	2010年06月01日 ~ 2013年05月31日
相手国機関名	(和)公共事業道路省
相手国機関名	(英)Department of Public Works and Highways

## プロジェクト概要

**背景** フィリピンにおいて頻発する洪水や土砂災害は毎年生命・財産に甚大な損失をもたらしており、効率的、効果的な洪水、土砂管理が非常に重要となっている。また、治水分野については日本の支援により、様々な技術協力や借款事業が実施されており、今後も継続した支援が予定されている。このような状況の下、ソフト面、ハード面双方からのアプローチ、他機関との連携・調整、さらにDPWHに対する技術支援組織である治水砂防技術センター(FCSEC)等に対する技術的支援など、治水事業の総合的な支援が必要とされている。

なお、本件カウンターパートである公共事業道路省(DPWH)は現在、上記背景の下、防災セクター全体の制度改善を含んだソフト面、ハード面の対策を実施する防災セクターローンを形成中であり、今後円借款支援の要請が出される見込みである。本専門家の活動は右防災セクターローンの目的を達成するために必要であり、迅速化／事業効果増大に資するものである。

**プロジェクト目標** 構造物対策・非構造物対策の双方を考慮した河川管理が実施される

**成果**

1. 公共事業道路省(DPWH)の洪水制御事業における組織、計画、実施、管理体制が改善される。
2. DPWH、治水砂防技術センター(FCSEC)における洪水あるいは土砂災害を防止するためのインフラ整備にかかるガイドラインが改善される。
3. 案件形成中及び将来の治水分野における日本のODA事業の実施が促進される。
4. 災害管理に関してDPWHと関連機関との円滑な調整がなされる。
5. 活動に関してフィリピン側を含む関係者が共有することにより、各種事業の連携が図られる。

**活動** 防災セクターローンの実施支援を中心として下記活動を実施する。

- 1-1. 洪水頻発流域におけるデータ収集および分析を支援する
- 1-2. 河川管理計画、実施、運営にかかる組織体制について助言する
- 1-3. 河川管理事業の適切な実施について助言する。
- 1-4. 既に事業実施済みの河川における持続可能な維持管理を支援する。
- 1-5. DPWHより発せられる洪水情報の管理を支援する
- 1-6. 避難計画と調和した経済的な設計・施工技術の利用について助言をする
- 1-7. 河川行政の仕組みや制度の改善について支援する

- 2-1. FCSECの技術基準、ガイドライン、河川管理事業マニュアルの更新、修正作業を支援する
- 2-2. FCSECがDPWHや地方自治体の職員向けに実施する研修事業を支援する
- 2-3. FCSECの河川管理および土砂管理における情報収集を支援する
- 2-4. FCSECの活動計画、運営、管理全般を支援する
- 2-5. FCSECの水理学研究運営計画の検討、実施を支援する
- 3-1. 防災セクターローンをはじめとする案件形成中及び将来のフィリピンの河川管理等治水分野に関連する日本のODA事業の円滑な形成、実施を促進する
- 3-2. DPWHが開催するセミナーやワークショップの運営、またJICAの研修コースへの派遣を支援する
- 3-3. 中央政府からコミュニティレベルまで、治水事業の重要性にかかる啓蒙活動を支援する
- 4-1. 更なる相乗効果を生み出すため、DPWHと防災関連機関(他ドナー含む)との協調を支援する
- 5-1. 本活動に関して定期報告会を開催し、フィリピン側を含む関係者と情報共有する。

投入

- 日本側投入 1. 長期専門家の派遣
- 相手国側投入 1. 執務室の提供

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
  - ・治水行政機能強化プロジェクト(2010年度6月終了)
  - ・主要河川洪水リスク管理事業(2010年度 L/A調印予定)
  - ・パッシング・マリキナ河川改修事業
- (2)他ドナー等の援助活動
  - ・世界銀行:メトロマニラ洪水対策マスタープランレビュー



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ダム放流に関する洪水予警報能力強化プロジェクト (英) Strengthening of Flood Forecasting and Warning System for Dam Operation
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-風水害対策(治水)
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	防災
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	基礎的社会サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)
プロジェクトサイト	マニラ首都圏、ブラカン州、パンパンガ州、パンガシナン州、ヌエバエシヤ州、ベンゲット州、イザベラ州、ヌエバビスカヤ州
署名日(実施合意)	2009年06月22日
協力期間	2009年10月21日 ~ 2012年11月30日
相手国機関名	(和) 気象天文庁
相手国機関名	(英) Philippine Atmospheric, Geophysical and Astronomical Services Administration (PAGASA)

## プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン国(以下「フィ」国)は、毎年周辺海域で発生する20程度の台風のうち約半数が上陸するなど集中豪雨を受けやすい気象条件下にあり、年間降水量のほぼ半分が台風によってもたらされている。さらに、大規模な火山噴火や国土全域にわたる無計画な森林伐採による山地の荒廃のために、大雨に伴う土砂災害、洪水が頻発し、毎年600名を超える死者と国家歳入の2%にあたる約80億ペソに上る経済損失が生じている。</p> <p>洪水管理に重要であるダム操作にかかる洪水予警報を的確に行うためには、河川の上流から河口まで一貫した体制の構築が不可欠であるが、「フィ」国の場合、区域により所管する機関が異なっている。河川上・中流部のダム周辺ではダムの管理者である国家灌漑庁(NIA)、国家電力公社(NPC)が、また河川中・下流域は気象天文庁(PASAGA)が洪水予警報システムを運営しており、現時点では総合的な運営体制が構築されていない状況である。</p> <p>我が国の支援による2004年から2年間実施された技術協力プロジェクト「洪水予警報業務強化指導」により河川中・下流域を対象とした予警報発出に係る能力は向上しているが、上流域では予警報発出能力が低く、またダム操作能力も不足しており、流域全体としての予警報は的確に行われていない。パンパンガ川及びアグノ川流域に係る観測・情報伝送機能改善のため、2007年から2010年に我が国の無償資金協力により主にダム下流側における水文観測およびデータ送信に関するシステムの設置が行われているが、その一方でダム上流域での雨量観測と流入量、ダム水位上昇の予測及び放流時のダム下流域での水位上昇の予測と放流警報を含めた予警報システムの強化が不可欠である。こうした状況を踏まえ、実施中の無償資金協力案件との連携を図り、流域全体の予警報能力を向上させるため、当該プロジェクトが要請された。この要請を受けてJICAは2007年11月に事前調査を実施した。</p>
上位目標	パンパンガ、アグノ及びカガヤン川流域における洪水被害が軽減される。
プロジェクト目標	パンパンガ、アグノ、アンガット、マガット/カガヤン川におけるプロジェクト対象地域において、適切なダム放流のための予警報能力が向上する。

成果	<p>1) パンパンガ、アグノ、アンガット、マガット／カガヤン川上流におけるダム流入予測のための水文気象データが収集、蓄積、整理、解析される。</p> <p>2) JOMCメンバー及び利害関係者間で情報・知識共有が強化される。</p> <p>3) パンパンガ、アグノ、アンガット、マガット／カガヤン川における水文気象観測機器の維持管理能力が強化される。</p> <p>*JOMCメンバー機関：PAGASA,NIA,NPC,DPWH,NWRB,OCD,Department of Interior and Local Government(DILG),Metropolitan Manila Development Authority(MMDA),Metropolitan Waterways and Sewerage System(MWSS)</p>
活動	<p>1-1) 雨量、流入量及び流出量の観測データを収集、蓄積、整理及び解析する。</p> <p>1-2) ダムへの流入および下流への放流予測モデルを作成する。</p> <p>1-3) 水文・河積データベースの作成、及びダム下流における河道調査を含む基礎調査の実施。</p> <p>2-1) JOMCメンバー及び利害関係者間における情報伝達体制についての問題点を調査し、適切な体制作りを計画する。</p> <p>2-2) 職員にダム放流及び洪水情報伝達に関する訓練を行う。</p> <p>2-3) JOMCメンバー及び利害関係者間において情報・知識共有を促進する。</p> <p>3-1) 既存の観測・警報機材の状況を確認し、必要な修理及び交換の計画を作成する。</p> <p>3-2) 作成された計画に沿って、修理及び交換を行う。</p> <p>3-3) ダム管理者に観測・警報機材の維持管理に関する訓練を行う。</p>
投入	
日本側投入	<p>1) 専門家派遣：</p> <p>(ア)分野： 総括／組織体制、流出解析モデル、気象水文、機材計画及び維持管理、洪水予警報対策(官・短期)</p> <p>(イ)人月数： 直営専門家 2.0人月 コンサルタント専門家 66.2人月(現地作業人月) 1.3人月(国内作業) 計67.5人月</p> <p>2) 供与機材：観測機器、予測モデルソフトウェア 等</p> <p>3) 研修員受入： 2010年度：水文(4名)、機材維持管理(3名) 2011年度：ダム運営(約4名)、遠隔探査による雨量予測(約3名)</p>
相手国側投入	<p>1) カウンターパートの配置</p> <p>2) オフィススペースの提供</p> <p>3) 供与機材に関する費用</p> <p>4) 現地職員に関する費用</p> <p>5) 日本人専門家活動用車両の提供</p>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災がフィリピン政府にとって重点政策として維持される</li> <li>・対象とするダムが適切に操作される</li> <li>・プロジェクト対象地域の環境が急激に変化しない</li> <li>・PAGASA、NIA、NPCその他の関係機関の権限や方針が変更されない</li> <li>・機材の維持管理に関する予算が適切に配分される</li> <li>・訓練を受けた職員が引き続き勤務する</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>1) 調整機関： 科学技術省(DOST:Department of Science and Technology)</p> <p>2) 実施機関： 気象天文庁(PAGASA:Philippine Atmospheric, Geophysical and Astronomical Services Administration) 国家灌漑庁(NIA:National Irrigation Administration) 国家電力公社(NPC:National Power Corporation)</p>
(2)国内支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家の派遣(官・短期)</li> </ul>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1973年： 無償資金協力「パンパンガ河洪水予警報及び警報システム」</p> <p>1977年： 円借款「洪水予警報システム事業」(アグノ、ピコール、カガヤン川流域)</p> <p>1981年： 無償資金協力「パンパンガ河洪水予警報システム改善計画」</p> <p>1982年： 円借款「ダム操作洪水予警報システム」(アグノ、ピコール、カガヤン河)</p> <p>1986年： 円借款「ダム洪水予警報システム建設事業」(アンガット、パンタパンガンダム)</p> <p>1992年： 円借款「ダム洪水予警報システム建設事業II」(ビンガ、アンブクラオ、マガットダム)</p> <p>2000年： 無償資金協力「メロマニラ洪水制御及び警報システム改善計画」</p> <p>2004年： 技プロ「洪水予警報業務強化指導(2006年終了)」</p> <p>2007年： 無償資金協力「パンパンガ川及びアグノ川洪水予警報システム改善計画(第1期)」</p> <p>2009年： 無償資金協力「パンパンガ川及びアグノ川洪水予警報システム改善計画(第2期)」</p>
(2)他ドナー等の	<p>以下のような他ドナーの活動があるが、フィリピン国及び防災セクターへの経験が浅く、調達や実施・各機関の調整において問題があり、JICAの活動が突出して期待されている</p>

援助活動

る状況にある。

•Improvement of the Flood Forecasting and Warning System for Magat Dam and Downstream Communities Project (NORAD)



技術協力プロジェクト—科学技術

2018年07月03日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)フィリピン地震火山監視能力強化と防災情報の利活用推進 (英)Enhancement of Earthquake and Volcano Monitoring and Effective Utilization of Disaster Mitigation Information in the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-地震災害対策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-気象・地震
プログラム名	災害リスク軽減・管理プログラム
援助重点課題	包摂的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	災害リスク軽減・管理
プロジェクトサイト	マニラ、ケソン市、アルバイ州
署名日(実施合意)	2009年12月08日
協力期間	2010年02月21日 ~ 2015年02月20日
相手国機関名	(和)科学技術省 地震火山研究所
相手国機関名	(英)PHIVOLCS - Department of Science and Technology

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピン共和国(以下「フィ」国)は西太平洋のプレート沈み込み帯に位置し、我が国と同様に世界で最も地震・火山の活動が活発な国の一つである。東側のフィリピン海溝ではフィリピン海プレートが、西側のマニラ海溝ではユーラシアプレートが沈み込み、その中央には国を南北に縦断するフィリピン断層が存在する。これらのプレート境界と内陸活断層は、1976年ミンダナオ島沖地震(M7.8 死者約6000人)、1990年ルソン島地震(M7.7 死者2412人)、1994年ミンドロ島地震津波(M7.1 死者81人)など、過去に数多くの地震災害を引き起こしている。また内陸には、22の活火山が存在し、1981年のマヨン火山噴火では、泥流と火砕流で107人が、1991年のピナツボ火山噴火では土石流により約200人の犠牲者が出ている。

上記災害を軽減するためには、調査研究によって将来発生し得る地震・火山噴火を長期的に予測し、災害に対する備えを十分に行なっていくこと、住民や、行政等に地震や火山噴火の発生時にリアルタイムの監視情報を提供して、避難警報の発令や住民避難等、緊急災害対応に役立てることが必要である。

「フィ」国において地震・火山監視は、科学技術省(DOST)所管のフィリピン火山地震研究所(PHIVOLCS)が担っている。我が国は、PHIVOLCSの地震・火山監視能力強化を目的として、無償資金協力による「第一次地震・火山観測網整備計画(1999年)」、「第二次地震・火山観測網整備計画(2001年~2002年)」を実施し、地震・火山監視ネットワークの設置を行なった。また、同無償資金協力で設置した監視ネットワークの運用指導を行なう技術協力プロジェクト「地震火山観測網整備計画」(2004年3月~2006年3月)を実施した。これにより、地震発生後15分程度で震源や規模を把握する体制と主要6活火山の常時観測体制が構築され、地震・火山観測能力はそれ以前に比べて大きく向上した。

しかし、上記無償資金協力によるプロジェクトの実施から10年近くが経ち、その間に我が国や各国の地震火山監視技術は大きく進歩した。特に、2004年のスマトラ沖地震・津波以降、アジア各国では、津波早期警報システム構築のために広帯域地震計の整備が急速に進んでおり、そのような中において、「フィ」国のみが、広帯域地震計によるテレメータ観測網を有しておらず、大地震発生時に正確なマグニチュードと震源の特定、地震波の到達予測が行なえておらず、地震発生後の緊急地震速報も正確性を欠くものとなっている。

火山観測においては、「第二次地震・火山観測網整備計画(2001年~2002年)」において、テ

レメータ観測網が整備されたが、観測網には短周期地震計のみが設置されているため、長期的な噴火予測や避難命令の解除に必要な長周期地震の観測に基づく噴火予兆を観測することが困難である。また、これまでのPHIVOLCSと我が国の大学との研究では、火山における電磁気観測に関する研究実績があり、電磁気観測が噴火予測に有効なことが証明されている。このように、これまでの観測体制の強化と最新の観測技術を用いて火山噴火予測を行なうことにより信頼性の高い火山噴火予測体制の構築が可能となる。

上記に加えて、地震・火山観測から得られた情報を被害軽減に役立てるには、情報の迅速さと正確さだけでなく、国・地方自治体・企業・住民が、最新観測情報に基づく防災関連情報にアクセスし、その意味を理解し、情報を適切な緊急対応や事前の備えといった具体的な行動に反映できる仕組みが必要である。

以上の状況を受けて、「フィ」国政府は、我が国の地震火山観測技術、情報伝達技術のフィリピンでの適用に関する支援を地球規模課題対応国際科学技術協力案件として我が国に要請した。

要請を受けてJICAはプロジェクト実施体制、協力計画等「フィ」国実施機関と協議することを目的とした詳細計画策定調査を2009年9月2日～17日に実施し、協議議事録(M/M)上で協議結果を確認、その後討議議事録の署名を2009年12月8日に行なった。

上位目標	科学技術協力案件のため該当無し。
プロジェクト目標	PHIVOLCSの地震津波火山監視能力が向上し、精度の高い地震火山情報が防災関係機関に活用される。
成果	成果1 リアルタイムで地震・津波情報を把握できるようになる。 成果2 地震発生ポテンシャル評価の精度が向上する。 成果3 リアルタイムで総合的に火山情報を把握できるようになる。 成果4 有効な情報発信手段の一つであるポータルサイトを通じて、より精度の高い防災情報が迅速に発信される。
活動	1-1-1 広帯域地震計と強震計を設置し、観測網を構築する。 1-1-2 高度震源解析システムを導入し、運用する。 1-2-1 リアルタイム震度計をマニラ近郊に設置し、パイロット観測を行う。 1-2-2 上記の結果に基づき、全国規模のパイロット観測を実施する。 1-3-1 津波警報システムを構築する。(2011年11月JCCにて追加承認済み) 1-3-2 リアルタイムの潮位観測システムを構築する。(2011年11月JCCにて追加承認済み) 2-1-1 GPS繰り返し観測を実施する。 2-1-2 GPS連続観測を実施する。 2-2-1 内陸地震を対象とした地形・地質調査を行う。 2-2-2 海溝型地震を対象とした地形・地質調査を行う。 3-1-1 広帯域地震計と空振計(*)をタール火山及びマヨン火山に設置する。 3-1-2 地震・空振データのリアルタイム伝送・解析システムを導入し、運用する。 3-2-1 GPSをタール火山及びマヨン火山に設置する。 3-2-2 GPSデータのリアルタイム伝送・解析システムを導入し、運用する。 3-3-1 地磁気地電流計と全磁力計をタール火山に設置する。 3-3-2 地磁気地電流と全磁力データのリアルタイム伝送・解析システムを導入し、運用する。 4-1-1 地震火山防災情報ポータルサイトを構築する。 4-1-2 成果1と2のための活動から得られた結果を活用するために災害解析システムであるREDAS (Rapid Earthquake Damage Assessment System)の改良を行う。 4-1-3 住宅簡易耐震診断ツールを作成する。 4-1-4 プロジェクトで得られた地震火山情報をポータルサイトを通じて発信する。 4-1-5 コミュニティにおける津波警報及び防災教育に係る調査を行う。(2011年11月JCCにて追加承認済み) 4-2 ポータルサイトの利活用に関するセミナー・研修を実施する。
投入	
日本側投入	(1)専門家:短期専門家33名 (2)本邦研修(出張ベースの短期研修含む):20名/年 (3)供与機材:広帯域地震計等観測機材等 (4)在外事業強化経費
相手国側投入	(1)カウンターパート(C/P):16名 (2)施設、機材等:PHIVOLCSにおける研究者執務用事務室と設備、参加研究者の研究に係る諸費用(研究予算、旅費等) (3)プロジェクト運営費(会議開催費、機材維持費等)
外部条件	・大規模な自然災害が発生して、プロジェクト活動が妨げられない。 ・設置した機材が人災・自然災害によって影響を受けない。 ・PHIVOLCSに対して予算・人員が適切に配分される。 ・本プロジェクトと関連する観測機材等が計画通りに設置される。
実施体制	
(1)現地実施体制	(1)合同調整委員会(JCC)の設置 (2)グループリーダー会合(日本、フィリピン参加研究者が参加する調整会議)の開催
(2)国内支援体制	プロジェクトに参加する研究者、JICA、JSTが参加する調整会合を開催
関連する援助活動	
(1)我が国の	(1)無償資金協力 第一次地震・火山観測網整備計画(1999年)

援助活動	第二次地震・火山観測網整備計画(2001年、2002年)
(2)他ドナー等の 援助活動	(2)技術協力プロジェクト 地震火山観測網整備計画(2004年3月～2006年3月) (1)USAIDがPHIVOLCSが実施しているコミュニティ防災プロジェクトに対して教材作成支援を行なっている。 (2)ADB, AUSIDが「フィ」国が実施しているコミュニティ防災推進プロジェクト(Readyプロジェクト)に対して資金支援を行なっている。



個別案件(専門家)

2018年07月03日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和) 災害リスク管理(DRRM) (英) Disaster Risk Management
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-総合防災
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	災害リスク軽減・管理プログラム
援助重点課題	包摂的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	災害リスク軽減・管理
プロジェクトサイト	市民防衛局OCD、マニラ首都圏ケソン市
協力期間	2012年09月01日 ~ 2014年08月31日
相手国機関名	(和) 市民防衛局(OCD)/ 国家災害低減リスク管理委員会(NDRRMC)
相手国機関名	(英) Office of Civil Defense/ National Disaster Risk Reduction and Management Council

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピンは、東南アジアにおいて最も自然災害の多い国の一つである。2005年1月の国連防災世界会議における「兵庫行動枠組(2005-2015)(HFA)」採択以降、フィリピン政府はHFAを踏まえた具体的な行動計画として「災害リスク軽減にかかる戦略的国家行動計画(SNAP) 2009-2019」を策定するなど、災害管理強化への取り組みを進めてきた。

そして2010年5月には「災害リスク軽減・管理法(共和国法第10121号)」(DRRM法)を制定し、従来の災害後対応に加え、予防・軽減を含んだ総合的な災害リスク管理を実施するため、災害リスク軽減・管理(Disaster Risk Reduction and Management: DRRM)という新たなアプローチに基づく防災の基本枠組みを打ち出した。

DRRM法では、国レベルの災害管理に関する最高意思決定機関である国家災害リスク軽減管理評議会(National Disaster Risk Reduction and Management Council: NDRRMC)の再編のほか、国家防災計画(National Disaster Risk Reduction and Management Plan: NDRRMP)の策定、地方管区及び地方自治体レベルのDRRM部局の設置などが定められている。この新たな枠組み下において、DRRM活動を展開するために、NDRRMPをはじめとするDRRM関連計画等の整備、また関連組織の能力強化のニーズが急速に高まっている。

このような能力強化のニーズを有す組織が、市民防衛局(Office of Civil Defense: OCD)である。OCDはDRRM法の制定に伴い、NDRRMCの事務局としてDRRM活動の中心的組織に位置づけられている。そしてOCDは、予防・軽減も含む、より広範囲且つ多様なDRRM活動を、その中心となって実施・促進していくことが求められている。具体的には、国家レベルのDRRMに関する中・長期計画(DRRNMP等)の策定や、DRRM活動における手続きや基準の標準化なども担うこととなる。

しかし、OCDはDRRM法制定前の活動は災害後の対応が中心であり、それ以外はドナーとの防災トレーニングの実施など限定的なものであったため、DRRM法制定に伴う新たな役割を果たしうる組織体制や人材が十分とはいえない。このため、OCDの組織・人材の能力強化が急務となっている。

かかる状況から、JICAは2010年2月から2011年11月にかけて三度に分けて協力準備調査を実施し、OCDを取り巻く課題、現状把握及びプロジェクト内容の検討を行い、フィリピン政府とプロジェクト内容のドラフトについて合意形成を行い、その後フィリピン政府からカウンターパート

となるOCDの能力強化を目的とした「災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクト」(以下「本プロジェクト」)が我が国へ要請され、2011年10月28日に討議事録(Record of Discussions)を署名・交換した。これを受けて、2012年3月より同プロジェクトを開始した。

今後、OCDと同プロジェクトを進めることにより短・中期的な視点で災害対応力強化を進める一方で、長期的な視点から災害対応能力強化に向けた持続可能な施策の実施の支援を行うことで、フィリピンの災害対応力全体の底上げを図ることが必要であるとして、個別専門家の派遣が求められている。

上位目標	OCDの災害対応能力の向上により、フィリピンの災害リスクが削減される。
プロジェクト目標	OCDの長官(次官級)への政策上の助言により、NDRRMCの事務局を担うOCDの対応力が向上する。
成果	1)DRRMに関するOCDの政策立案、実施および調整能力が向上する。 2)OCDの実施するDRRM政策等に日本の防災の知見が反映される。
活動	1)DRRMに関するOCDの果たすべき役割や政策に関して、行政的な観点からOCDへ助言を行う。  2)過去の日本の災害経験をもとに、長期的な視点からOCDに対してDRRMをOCDが行う上で必要な知見(組織・機構・体制・政策・計画立案・オペレーション・人材育成面)についての助言を行う。  3)災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトに対して、以下の支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>- データの収集・分析への助言</li><li>- OCDのキャパシティ・アセスメントに係る助言</li><li>- 緊急時のOCDスタッフに対する助言</li><li>- OCDの地方局の課題抽出に対する助言</li><li>- プロジェクトの諸活動(コミュニティ防災含む)を踏まえた、災害対応力向上に資する政策・制度作りへの支援</li></ul>
投入	
日本側投入	個別専門家の派遣
相手国側投入	執務室の提供
実施体制	
(1)現地実施体制	OCD長官 ベニート・ラモス氏をC/Pとする。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1)災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクト(技プロの実施) 2012年3月～2015年2月
(2)他ドナー等の援助活動	2)総合河川管理専門家(公共事業道路省へ派遣中の個別専門家)の派遣 1)AusAidによる人材育成プログラム



草の根技協(地域提案型)

2018年07月03日現在

本部/国内機関 : 横浜国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)フィリピン共和国イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業 (英) Community based adaptation and resiliency against disasters
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-総合防災
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-社会基盤一般
プログラム名	災害リスク軽減・管理プログラム
援助重点課題	包摂的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	災害リスク軽減・管理
プロジェクトサイト	フィリピン共和国フィリピン市 5バラングイ(バラバゴ、ブンタタラ、カルビハン、ドンゴンA、サンシンドロ)
署名日(実施合意)	2012年03月30日
協力期間	2012年07月31日 ~ 2015年03月23日
相手国機関名	(和)フィリピン共和国イロイロ市
相手国機関名	(英) Iloilo City Government, The Philippines
日本側協力機関名	横浜市政策局国際政策室、アジア太平洋都市間協力ネットワーク(CITYNET)
プロジェクト概要	
背景	<p>イロイロ市の中央部にはイロイロ川(流域面積約400km<sup>2</sup>)が流れており、台風や集中豪雨の常襲による洪水被害、生活排水や廃棄物投棄による汚染が深刻であり、防災に重点においた被害軽減と河川環境の改善が課題である。イロイロ市は、イロイロ川流域を含む地域の経済発展のため、環境整備や公共の安全対策強化を実施している。わが国の円借款事業によりハロ川及びイロイロ川において放水路建設や市内の排水路の改善工事等が行われる等、ハード面の整備は進みつつある。他方で、川沿いにはスラムが形成されており、貧困層が依然として洪水による被害に遭うリスクが高く、また障害者や高齢者等の社会的弱者に係る対策の強化が必要とされている。しかしながら、イロイロ市における市行政とコミュニティ住民自治組織(バラングイ)間の連携不足による、社会的弱者の防災対策に係る認識と対応は不十分である。</p> <p>横浜市鶴見区においては鶴見川の度重なる氾濫に対し、全国で初めてコミュニティレベル(町内会)のハザードマップを地域住民とともに作成する等、行政と地域コミュニティ協働の取り組みを行い、防災対策の実績を上げてきている。2010年に横浜市内で開催された「地球温暖化対策適応策に関する国際ワークショップ(アジア太平洋都市間協力ネットワーク、CITYNET主催)」において、イロイロ市長が洪水問題の現状と対策について発表するとともに、同分野の豊富な知見を有する横浜市に対して支援が要請された。イロイロ市は、CITYNETの会員であり、またCITYNET環境基金を活用した「横浜イニシアチブ」の事業スキームを実施している。かかる背景から、イロイロ川の河川流域の貧困層や社会的弱者を含めた防災と減災のため、本案件が横浜市及びCITYNETにより提案された。</p>
上位目標	<ol style="list-style-type: none"><li>1 イロイロ市の住民が川のもたらすメリット・デメリットを理解し、川と共生する。</li><li>2 CITYNETの他の会員都市に、イロイロ市のコミュニティ防災強化の事例が共有され、波及する。</li></ol>
プロジェクト目標	目標:イロイロ市においてコミュニティ防災力が強化され、災害時の被害縮小につながる 指標:・パイロットコミュニティの住民の6割が災害時に取るべき対応(情報の入手経路・避難行動)を理解している

・6割のパイロットコミュニティにおいて自主防災組織が災害時取るべき防災活動(住民への非難の呼びかけ、土嚢の設置等)を理解し行動できる

成果	成果: 1 住民行政双方がコミュニティにおける水害をはじめとする自然災害に関する課題や川と共生することのメリットを理解する。 2 パイロットコミュニティにおいて自主防災体制が構築され、防災対策がとられる。 3 行政とコミュニティの連携が強化され、必要な情報が共有される。 4 水害時の衛生管理が向上する。
活動	1-1 住民の防災知識及び意識調査を実施する。(住民によるハザードマップの検証、被災体験・対応行動の検証等) 1-2 イロイロ市に対して防災分野におけるコミュニティとの関わりについて聞き取り調査を実施する。 2-1 今後のプロジェクトの方向性についてJICA(フィリピン事務所・横浜センター)と検討する。 2-2 パイロットコミュニティを選定し、自主防災組織につながる既存の組織を洗い出す。 2-3 自主防災組織スタッフに対し、イロイロ市の防災担当者と共にコミュニティ防災についての研修を実施し、防災リーダーを育成する。 2-4 自主防災組織と行政が協働し、防災教育用の教材、コミュニティレベルのハザードマップや防災マップを作成する。 2-5 自主防災組織と行政が協働し、啓発活動のための人材を育成する。 2-6 学校や教会を中心として小学生から成人まで防災啓発を実施する。 2-7 コミュニティのニーズに合致した防災設備(災害用情報伝達システム、雨水利用タンク、非常用トイレ等)を整備する。 3-1 自主防災組織と行政が協働して災害時の避難マニュアルを作成し、配布する。 3-2 自主防災組織と行政が協働し、防災訓練を実施する。 3-3 防災リーダーや市の防災担当者、その他関係者が情報・課題を共有する機会を設ける。
投入	
日本側投入	1 専門家派遣(プロジェクトマネージャー、プロジェクトコーディネーター等) 2 海外活動諸費(ワークショップ開催、防災関連サイン設置、通訳備上) 3 本邦研修受入 4 設備機材費(バランガイホール改修、パソコン、プロジェクター等)
相手国側投入	イロイロ市 1 現地コーディネーターへのオフィス(机やコピー)・文房具等の提供 2 プロジェクトへの職員の配置 3 市の防災施策に関するデータの提供 4 担当職員のJICAフィリピンでの研修(PCM研修等)への参加(マニラまでの航空運賃等を負担)
外部条件	各バランガイ 1 各バランガイの防災施策に関するデータの提供 2 ハザードマップの作成 洪水の状況が悪化しない。 イロイロ市の防災施策に変更がない。 訓練を受けた防災リーダーがコミュニティで活動を継続する。 研修を受けた市の防災担当者が勤務を継続する。
実施体制	
(1)現地実施体制	1 イロイロ市役所内にCITYNETデスク設置及び支援要員配置 2 パイロットコミュニティ(5バランガイBarangay Dungan A,Barangai San Isidro,Barangai Calubihan,Barangai Balabago, Barangai Buntatala) 3 イロイロ市役所内の支援職員兼PCM研修指導者(秘書室長、危機管理室長)
(2)国内支援体制	横浜市政策局及びアジア太平洋都市間ネットワーク(CITYNET)横浜オフィス
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	(円借款) 1 イロイロ洪水制御事業(Ⅰ)1998年調印 2 イロイロ洪水制御事業(Ⅱ)2002年調印 イロイロ市内の河川改修及び放水路建設に加え、運営・維持管理体制整備の一環として同市職員向けの研修や河川上流の森林再生のための調査、ゴミ問題などに関する住民啓発活動、廃棄物処理計画のレビュー及び住民移転対策への支援を実施 3 新イロイロ空港開発事業 2000年調印 イロイロ市近郊において、2500m 滑走路を有する新空港を建設することにより、増大する旅客・貨物需要への対応と航空サービスの安全性向上を図り、もってパナイ島および周辺地域の持続的な経済社会開発に寄与
(2)他ドナー等の援助活動	韓国輸出入銀行の対外経済協力基金 EDCF:Economic Development Cooperation Fundによる、イロイロ州イロイロ川上流に位置するJalaur Riverにて多目的ダム建設を予定。2011年調印



技術協力プロジェクト

2018年07月03日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和) 災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクト (英) Disaster Risk Reduction and Management (DRRM) Capacity Enhancement Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-総合防災
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	災害リスク軽減・管理プログラム
援助重点課題	包摂的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	災害リスク軽減・管理
プロジェクトサイト	マニラ市 及び パイロットエリア (Region II 等を予定)
署名日(実施合意)	2011年10月28日
協力期間	2012年03月01日 ~ 2015年02月28日
相手国機関名	(和) 市民防衛局
相手国機関名	(英) Office of Civil Defense
日本側協力機関名	国土交通省 内閣府

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピンは国家レベルで災害管理を行うための基本となる防災計画(日本の防災基本計画に相当するもの)を有しておらず、防災関係政府機関による各分野の活動は統一性なく独自に行われてきた。また、緊急対応時の活動(オペレーション)についても、情報伝達手段や情報様式、災害対応体制などが中央と地方政府間で統一されていないため、効率的とはいえない状況にある。

このためフィリピン政府は、2005年1月の国連防災世界会議における「兵庫行動枠組(2005-2015)」採択以降、右枠組を踏まえた具体的な行動計画として「災害リスク軽減にかかる戦略的国家行動計画(SNAP)2009-2019」を策定するなど、災害管理強化への取り組みを進めてきた。

特に、2010年5月には「災害リスク軽減・管理法(共和国法第10121号)」(DRRM法)を制定し、従来の災害後対応に加え、予防・軽減を含んだ総合的な災害リスク管理を実施するため、災害リスク軽減・管理(DRRM)という新たなアプローチに基づく防災の基本枠組みを打ち出した。DRRM法では、国レベルの災害管理に関する最高意思決定機関である国家災害リスク軽減管理評議会(NDRRMC)の再編のほか、国家防災計画(NDRRMP)の策定、地方管区及び地方自治体レベルのDRRM部局の設置などが定められた。この新たな枠組みの下でDRRM活動を実施するため、NDRRMPをはじめとするDRRM関連計画等の整備、また関連組織の能力強化のニーズが急速に高まっている。

DRRM法の制定により、DRRM活動の中心的組織を果たしうるNDRRMCの事務局として位置づけられているのが市民防衛局(Office of Civil Defense: OCD)である。しかし、従来OCDの活動は災害後の対応が中心であったが、今後は予防・軽減も含む、より広範囲且つ多様なDRRM活動を担うことが求められている。例えば、中・長期計画(DRRNMP等)の策定や、DRRM活動における手続きや基準の標準化なども、OCDに期待されている役割となっている。このような状況から、OCDの組織・人材の能力強化が急務となっている。

このような状況の下、JICAは2010年3月から11月にかけて、3次にわたる協力準備調査を実施し、協力の枠組みについての検討を行い、翌2011年4月にはフィリピン政府から日本政府に技術協力プロジェクトの要請がなされ、同10月28日にR/Dの署名に至った。

上位目標	・フィリピン政府機関によるDRRM活動が改善される。
プロジェクト目標	・OCDのDRRM能力が強化される。
成果	1.DRRMに関するOCDの計画立案、実施能力が向上する。 2.DRRM活動(情報管理含む)が標準化される。 3.DRRMに関わる人材育成計画が策定される。 4.コミュニティ防災(CBDRM)活動の支援体制が強化される。
活動	1.NDRRMPのレビュー体制の確立 RDRRMPの策定支援(パイロットregionでの計画策定支援・策定作業のナレッジの蓄積・関係機関との共有) LDRRMPの策定支援(パイロット自治体での計画策定支援・策定作業のナレッジの蓄積・関係機関との共有)  2.関係機関の特定と役割分担の明確化、情報管理に関する活動等についてのガイドライン・オペレーションマニュアル案の作成、訓練の実施、DRRM活動のための情報管理システムの整備(例:既往災害データベースの構築、緊急時の情報フォーマットの統一)、など。  3.関連機関とOCDをそれぞれ対象としたDRRM人材育成計画の作成/改訂、人材育成のための優先プログラム・トレーニングコースの立案・実施、など。  4.CBDRM活動の実施用ガイドライン案の作成、パイロット活動の実施、CBDRM活動の全国普及計画の作成、など。
投入	
日本側投入	1.コンサルタントチームの派遣: 総括/防災計画,防災オペレーション,人材育成計画,コミュニティ防災,情報管理システム,防災計画2/業務調整, 2.専門家の派遣 3.機材:情報管理に必要な機材 4.カウンターパート研修:課題別研修への参加及び国別研修の実施 5.現地活動費:パイロット地域での活動費用等
相手国側投入	1.カウンターパートの設置 2.プロジェクト活動に必要な事務スペース・設備等 3.カウンターパート側事務経費
実施体制	
(1)現地実施体制	市民防衛局(Office of Civil Defense:OCD)
(2)国内支援体制	内閣府
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	本プロジェクトは、自然災害に脆弱な貧困層に裨益する防災案件として、国別援助計画で示された「重点開発課題と取組み方針」のうち、「II.貧困層の自立支援と生活環境改善」の中の「(2)基礎的サービスサービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)」の項にある「(二)自然災害からの生命の保護」に整合している。  これを受けてJICAは防災セクターに対し非構造物対策と構造物対策の両面から災害被害を軽減するための施策や災害対応等を支援するとしている。また、我が国は、1970年代から30年以上に亘り、洪水対策計画の策定やその実施、中央官庁への技術支援等、幅広い支援を続けている。 現在、他省庁を対象に有償資金協力:パッシング・マリキナ川河川改修フェーズII、有償資金協力:洪水リスク管理事業(カガヤン・デ・オロ川)準備調査(2012年開始)、全国予警報システム情報確認・収集調査(2013.3開始)を実施中。 国連開発計画(UNDP)は、OCDに対して「Resilience」プロジェクトを実施済。LGUレベルでの防災計画策定に際した留意点をまとめた。
(2)他ドナー等の援助活動	



有償技術支援－有償専門家

2014年01月11日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和) ARMM地域開発シニアアドバイザー (英) Senior Advisor for Regional Development of ARMM
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ムスリムミンダナオ自治区 (ARMM)
協力期間	2010年07月14日 ~ 2013年07月13日
相手国機関名	(和) ムスリム・ミンダナオ自治政府
相手国機関名	(英) Autonomous Region in Muslim Mindanao (ARMM) Regional Government

## プロジェクト概要

背景

フィリピン国(以下「フィ」国)では、1996年のモロ民族解放戦線(MNLF)との和平合意により、ムスリム・ミンダナオ自治区(Autonomous Region in Muslim Mindanao: ARMM, 5州1市により構成)が設立された。約400万人が生活する同地域は、長期にわたる武力紛争の影響で、「フィ」国の平均貧困率の二倍近くを示し、最も社会経済発展が立ち遅れている。左記に見られる経済開発の遅延の原因としては、MNLFから分派したモロ・イスラム解放戦線(Moro Islamic Liberation Front: MILF)とフィリピン政府との和平交渉の遅れ、各種インフラの未整備等が指摘されている。加えて、1996年フィリピン政府とMNLFの和平合意に基づき、ARMM自治政府に自治の権限委譲が行われたが、行政経験を持つ職員の不足、行政権限の範囲、制度の未整備等を原因とする、脆弱な行政能力も大きな課題となっている。

2012年10月にはフィリピン政府とMILFとの間で新たに和平合意の枠組み合意が締結され、これを受けて2013年1月には移行委員会が設立されたが、2015年のARMM政府の廃止と共に暫定統治機構の設立を経て、2016年にはバンサモロ自治政府が設立される予定である。

JICAでは2003年より長期専門家を派遣し、同地域の行政能力強化、地域開発支援について助言及び指導を行ってきたが、上述ARMM及び和平交渉状況を踏まえ、引き続きの支援が求められている。

また、JICAはARMM政府に対して、有償資金協力・技術協力双方による支援を実施してきており、有償資金協力案件の円滑な実施、新規案件形成への支援も求められている。資金協力の効果を最大限に引き出すためにも、他スキームの有効活用・連携に向けた総合的な調整がなされることが同専門家の役割として期待されている。

上位目標	ARMMを中心としたミンダナオ地域における貧困削減と平和構築が促進される。
プロジェクト目標	ARMM政府を中心として、有償資金協力案件を含めた各種スキームの実施状況を踏まえつつ、今後の地域開発及び行政能力向上の政策・戦略が策定される。また、同政策・戦略に基づき、具体的な事業形成及び運営管理、必要な実施体制の整備、ドナーとの調整が改善する。
成果	1. ARMMを中心とするムスリム・ミンダナオ地域の行政能力及び地域開発に関する分析がなされ課題が抽出される。

2. 上記に基づき必要な助言が行われ、ARMM政府の知識・技術が改善する。
3. 抽出された課題や比政府、日本側関係機関及び他ドナーの動向も踏まえて、同地域の今後の支援の方向性が明確となり、有償資金協力案件を中心とする具体的な協力事業の形成が行われる。
4. ARMM社会基金や中部ミンダナオ道路等の既存事業及び形成された協力事業の実施と監理が適正に行われる。

活動

1. ARMM政府の行政組織・予算、日本を含むドナーの支援動向等を分析し、課題を抽出する。また、ムスリム・ミンダナオ地域に対する今後数年間にわたる協力の方向性を示す。
2. 上記1.に基づき関連部局への助言を行い、JICA事務所とも協議・連携の上、適当と判断される場合は新規案件の形成を行う。
3. ARMM幹部等との関係を強化し、若手職員を含めた日本の支援におけるキーパーソンとなり得る人物を特定する。
4. 地域開発政策及び戦略策定について、ARMM政府に対して助言を行う。
5. 同政策及び戦略に基づき、ARMM社会基金(有償)等の実施中のJICA事業関係者と連携し、ARMM政府によるJICA協力事業の運営を支援する。
6. ARMM帰国研修員同窓会(PhilJAJFA-ARMM)の積極的活用を行う。
7. ドナー会議に積極的に参加し、援助調整を行い、ARMM政府に対して必要に応じ助言し、我が国関係者に対して情報提供する。
8. ミンダナオ・タスクフォース等に参加し、我が国の協力の方向性のさらなる明確化のための作業に関与する。
9. 上記活動に必要な自治区及び周辺地域の政治、経済、社会、文化、治安及び他ドナーの活動状況等に関する情報を収集し、我が国関係者に対して情報提供する。
10. JICA事務所の指示に基づき、ARMM以外の周辺地域の案件形成、運営支援を行う。

投入

日本側投入 長期専門家36人月=1名×36ヶ月

相手国側投入 カウンターパートの配置(ARMM政府等)  
執務スペースの提供

外部条件

- ・ARMM政府の行政組織に重大な変更がない。
- ・中央政府及びドナーのARMM政府に対する政策・方針に重大な変更がない。
- ・ARMMを含むミンダナオの治安・政情が悪化せず、経済環境に重大な影響を与えない。

実施体制

(1)現地実施体制

ARMM政府知事室、官房長官に加え、実施中JICAプロジェクトのカウンターパート関係部局幹部に助言・支援する体制となる。  
コタバトのARMM政府本部及びマニラ連絡事務所双方に執務室を置く。  
コタバト市に在外専門調整員を3名配置。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

ARMM社会基金(円借款)  
ARMM人材育成プロジェクト(技プロ)  
ARMM地場産業振興調査(開発調査)  
ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト(技プロ)  
当該地域に対する草の根無償資金協力

(2)他ドナー等の

援助活動

AUSAID-BEAM(Basic Education Assistance for Mindanao)  
CIDA-LGSPA(Local Government Support Program in ARMM)  
USAID-GEM(Growth with Equity in Mindanao)  
USAID-EQuALLS2(Education Quality and Access for Learning and Livelihood Skills)  
UN-Multi Donor Programme UNDP-GOP (Act for Peace)  
WB-Multi Donor Trust Fund (Mindanao Trust Fund)  
WB/JICA-ARMM Social Fund



技術協力プロジェクト

2014年01月10日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ムスリム・ミンダナオ自治区人材育成プロジェクト (英)ARMM Human Capacity Development Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	平和構築-ガバナンス
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	政策立案・実施支援(対ARMM支援) ミンダナオにおける平和と安定 政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ムスリム・ミンダナオ自治区 (ARMM)
署名日(実施合意)	2008年03月05日
協力期間	2008年05月18日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和)ムスリム・ミンダナオ自治区政府
相手国機関名	(英)Autonomous Regional Government, Autonomous Region in Muslim Mindanao

## プロジェクト概要

## 背景

1990年にムスリム・ミンダナオ自治区 (Autonomous Region in Muslim Mindanao) は設立され、南ラナオ州、マギンダナオ州、スールー州、タウィ・タウィ州、バシラン州 (イザベラ市を除く) とタラウイ市で構成される。280万人が生活する同地域は、長期にわたる武力紛争の影響で貧困率の全国平均値の2倍近く (全国平均24.7%に対し45.7%) を示し、最も社会経済発展が立ち遅れている。1996年のフィリピン政府とMNLFの和平合意にもとづき、ARMM自治区政府に自治の権限移譲が行われたが、行政経験をもつ職員の不足、行政権限の範囲、制度の未整備等を原因として、脆弱な行政能力が課題となっている。

上記を踏まえ、JICAは「ARMM自治区行政能力向上プロジェクト」(2004年12月~2007年3月、0.95億円) を実施し、自治区内の各組織における幹部及び管理職を対象 (総計約440人) に幅広く研修の機会を与え、基礎的な行政能力の向上を支援してきた。

さらに、各専門分野の実務・技術の向上、特に行政規程や人事情報の基礎整備等が急務となっており、2008年5月から、「行政管理」「経済開発」「インフラ開発」分野で中堅職員の能力向上を目的とした本件プロジェクトを実施してきた。

中堅職員の能力向上という面では一定の成果が得られたが、2010年10月の終了時評価の提言を受けて、人材層の薄いARMM政府において継続的に研修を実施していく体制を形成するために、プロジェクトを2年間延長することとなった。

2011年12月に新知事が大統領により任命され、2013年6月までの任期中に、ガバナンス強化をはじめとする行政改革が進められている。本件プロジェクトでは、新政権の政策に基づいた活動を実施する。

上位目標 ARMM自治区政府の行政能力が向上し、経済開発が推進される。

プロジェクト目標 ARMM政府の行政管理、経済開発、インフラ開発分野の中堅職員の能力が育成される。

## 成果

## 1 行政管理

1-1 行政規程および施行細則 (IRR) が起案され、改善される。

1-2 人事情報を収集、蓄積、配信するためのデータ管理が中核となる17部局/事務所に導入される。

[延長期間]

1-3 人事情報システム(HRIS)の持続的な局内研修システムが中核となる17部局/事務所に導入される。

2 インフラ開発

2-1 ARMM公共事業局職員の技術能力が向上する。

2-2 インフラ建設管理のTOT指導員がARMM公共事業局の局内研修で養成され、指導力が向上する。

2-3 関連部局がガイドラインを基に、建設プロジェクトのためのプロポーザル(道路、橋、水供給システム)を作成できるようになる。

[延長期間]

2-4 持続的な能力開発のための制度的体制がARMM公共事業局によって準備される。

3 経済開発

3-1 選定されたハラル製品(ヤギ)に対する行動計画が策定される。

3-2 TWGおよび技術普及員が選定されたハラル製品(ヤギ)に関するビジネスマネジメント研修を実施できるようになる。

3-3 TWGおよび技術普及員が選定されたハラル製品(ヤギ)の生産に関する技術的アドバイスを提供できるようになる

3-4 選定されたハラル製品(ヤギ)の販売促進やマーケティングのためのツールおよびキットが作成される。

[延長期間]

3-5 ヤギ生産/ビジネスマネジメントに関する将来の普及活動のための持続的な実施体制がARMM内に構築される。

活動

1 行政管理

1-1 行政規程の作成

・ワークショップの計画および実施(行政規程およびIRR)

[延長期間]

・ワークショップの実施

・進捗報告会の実施

・最終報告会の実施

1-2 人事情報システム(HRIS)の導入

・研修の計画および準備(HRISデータベース構築)

・研修の実施

・フォロースルー活動の実施

・養成されたスタッフによる試験的な研修の実施

・フォロースルー活動の実施

・操作/研修マニュアルおよびデータベースのとりまとめ

[延長期間]

・ARMM他部局/事務所の現在のコンピュータの知識と理解度についてのベースライン調査の実施

・HRISアプリケーションの追加機能の開発

・中核となる17部局/事務所が地方事務所のPDSの入力および更新を強化するための、知事室の調整による研修の実施

・中核となる17部局/事務所のための、知事室の調整によるフォロースルー活動の実施

・操作/研修マニュアルおよびデータベースの改良

・HRISの持続的な仕組み取りまとめ

・進捗報告会の実施

・最終報告会の実施

2 インフラ開発

2-1 インフラ管理研修

・研修の計画および実施

・フォロースルー活動/OJT(現場レベル)の実施

・養成されたスタッフによる局内研修の実施

・研修教材、ガイドラインおよびマニュアルのとりまとめ

2-2 プロジェクトプロポーザル作成研修

・研修の計画および実施

・フォロースルー活動の実施

・参加者による技術プロジェクトプロポーザルのとりまとめ

・プロジェクトプロポーザル作成およびフィジビリティスタディのガイドのとりまとめ

[延長期間]

・局内研修およびプロジェクトプロポーザル作成のためのガイドラインの改良

・TOT指導員による地方事務所の技術者に対するインフラ建設管理研修の実施

・TOT指導員による地方事務所の技術者に対するインフラ建設管理のフォロースルー活動の実施

・プロジェクトプロポーザル作成のためのワークショップの実施

・プロジェクトプロポーザル作成のためのフォロースルー活動の実施

・制度的体制を構築するための準備作業

・進捗報告会の実施

・最終報告会の実施

### 3 経済開発

- ・行動計画および研修計画策定のためのワークショップの実施
- ・TWGへの研修の実施
- ・フォロースルー活動の実施
- ・TWGによるTOT研修の実施
- ・TOT研修で養成された技術普及員(関連部署職員・農家)による試験的研修の実施
- ・フォロースルー活動の実施
- ・研修教材(マニュアル、テキストおよび冊子)のとりまとめ

#### [延長期間]

- ・制度構築(実施委員会、事務局、意思決定過程、活動計画等)のための行動計画の作成
- ・対象ヤギ農家の選定およびARMM内のLGUとの合意
- ・選定されたヤギ農家の初期の状況のベースライン調査
- ・農家向け研修(USMのヤギ農場での実習を含む)の教材および教授法のレビューおよび修正
- ・TOT研修で養成された技術普及員の農家向けヤギ生産研修の計画、実施および評価
- ・TOT研修で養成された技術普及員の農家向け(ヤギ)ビジネスマネジメント研修の計画、実施および評価
- ・フォロースルー活動の計画、実施および評価
- ・ヤギ生産/ビジネスマネジメントの普及システム案(将来の普及活動への教訓および提言を含む)の策定
- ・他の農業産品のための制度的な連携の仕組み作りのための教訓および提言の策定
- ・進捗報告会の実施
- ・最終報告会の実施

#### 投入

##### 日本側投入

- ・専門家派遣:経済開発/人材育成、行政管理/人材育成、インフラ開発/人材育成、研修運営管理/モニタリング
- ・供与機材:研修運営に必要な機材
- ・本邦研修:16-20人
- ・在外事業強化経費:現地研修・フォロー・スルー活動経費、教材・マニュアル等作成経費、プロジェクトオフィス運営経費

##### 相手国側投入

- ・カウンターパートの配置
- ・現存する機材の利用
- ・人事情報(HRIS)センター建設、維持管理
- ・カウンターパート及び研修参加者旅費(一部)

##### 外部条件

- ・ARMM自治区の行政組織に重大な変更がない。
- ・中央政府及びドナーのARMM自治区に対する政策・方針に重大な変更がない。
- ・ARMM自治区を含むミンダナオの治安・政情が悪化せず、経済環境に重大な影響を与えない。

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

##### 援助活動

- ARMM社会基金(円借款)(継続中)
- 当該地域に対する草の根無償資金協力(継続中)
- ARMM稲作中心営農技術普及プロジェクト(技プロ)(新規)
- ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト(開発調査型技プロ)(新規)
- ARMM地域開発シニアアドバイザー(個別専門家)(継続)

- ARMM政府行政能力向上プロジェクト(技プロ)(終了)
- ARMM地場産業振興調査(開発調査)(終了)
- ARMMインフラ開発計画策定調査(開発調査)(終了)

##### (2)他ドナー等の

##### 援助活動

- AusAID-Basic Education Assistance for Mindanao ARMM (BEAM ARMM)
- USAID-GEM(Growth with Equity in Mindanao)
- WB-ARMM 社会基金(継続中)



技術協力プロジェクト

2018年06月23日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)海上法執行実務能力強化プロジェクト (英)Enhancement of Practical Capability for Maritime Law Enforcement Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-海運・船舶
プログラム名	産業振興・行政能力向上プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	産業振興・行政能力向上
プロジェクトサイト	マニラ
署名日(実施合意)	2012年12月06日
協力期間	2013年03月14日 ~ 2016年03月13日
相手国機関名	(和)フィリピン沿岸警備隊
相手国機関名	(英)Philippine Coast Guard
日本側協力機関名	海上保安庁

## プロジェクト概要

背景 フィリピンは7000を超える島々と世界第5位(3.5万km)の海岸線を有する島嶼国国家であり、海上輸送は同国の経済・社会発展にとって大きな役割を担っている。他方、フィリピン政府の海上ハイウェイ構想(島々を通る道路とRoRo船の航路を接続した旅客・貨物の輸送経路の整備)による島嶼間の旅客・貨物輸送の増加や、船舶の老朽化や過剰積載等の不適切な運航、さらに近年増加する自然災害の影響等により海難事故のリスクが高まっており、事故発生件数は増加傾向にある(2006年の114件に対し2011年は280件)。また近年、人や物の移動の活発化に伴い海上犯罪のリスクも増加しており、密輸、密漁、銃器不法所持、テロ等の脅威に対処するための取締り強化が重要な課題の一つとなっている。

フィリピン沿岸警備隊(PCG)は運輸通信省傘下の政府機関であり、海上における安全確保、すなわち人命・財産保護のため、海上捜索救助、海洋環境保全、海上法執行、海上安全管理等の業務を担っている。1998年にPCGが海軍から運輸通信省へ移管された当初は、海軍が実施していた教育・訓練業務がPCG自身の業務となったことにより、研修施設、機材、カリキュラム、指導員等の不備・不足という課題に直面していたものの、技術協力を通じた我が国の支援によりPCGの基礎的な教育システムが構築されている。

一方で、PCGが作成した「PCG開発15ヵ年計画」(2000-2015、2009改訂)では、PCGの組織体制・人材管理、装備拡充、各種システム整備に係る方針が定められているが、PCGは船艇・装備や海上訓練実施のための能力が不足しているため、海上における適切なOJTの機会や実務経験が不足している状況にあり、PCGの更なる組織体制強化のためには、海上での訓練体制を整備することが不可欠な状況となっている。上記背景を踏まえ、海上におけるより実務的な法執行能力強化のため、海上訓練システムの強化を目的とした「海上法執行実務能力強化プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という。)が要請された。

上位目標 法執行機関としてのPCGの能力が強化される。

プロジェクト目標 統合された基礎的海上訓練プログラムが策定される。

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 海上法執行のための海上訓練体制が確立される。</li> <li>2. 海上訓練の実施能力が向上する。</li> <li>3. 海上法執行に係る地域の協力関係が強化される。</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 海上法執行のための海上訓練体制が確立される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 海上訓練の現状に係るアセスメントの実施</li> <li>1-2 各部署の様々な既存の訓練を統合した、海上実務訓練計画の策定</li> <li>1-3 各部署間で相互運用可能な標準運航指示書、ガイドライン、マニュアルの策定</li> </ul> </li> <li>2. 海上訓練の実施能力が向上する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>2-1 教官を対象とした海上実務訓練の実施及びレビュー</li> <li>2-2 他のPCG職員を対象とした訓練計画の実行</li> </ul> </li> <li>3. 海上法執行に係る地域の協力関係が強化される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>3-1 地域協力計画の策定</li> <li>3-2 周辺国とのセミナー/ワークショップ及び合同訓練の実施</li> </ul> </li> </ul>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 長期専門家 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)海上法執行</li> <li>(2)業務調整</li> </ul> </li> <li>2 短期専門家</li> <li>3 本邦/第三国研修</li> <li>4 機材</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カウンターパートの配置</li> <li>プロジェクト・ダイレクター: 運用担当副長官</li> <li>プロジェクト・マネージャー: CG Fleet司令官</li> <li>※その他のC/PはR/D別添4のとおり。</li> <li>○プロジェクト・オフィスの提供(水、電気等を含む)</li> <li>○プロジェクト実施に必要な施設、機材</li> <li>○プロジェクトに係るランニングコスト</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	長期専門家チームはPCG本部に執務室を置く。
(2)国内支援体制	・海上保安庁
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償資金協力「海上保安通信システム強化計画」(2007年)</li> <li>技術協力プロジェクト「フィリピン海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト」(2008年1月～2013年1月)</li> <li>個別専門家「海上保安行政」(2009年12月～2013年3月)</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの実施においては必要に応じてアメリカ、オーストラリア等と連携する。特にアメリカはPCG、フィリピン海軍、フィリピン国家警察を対象とした支援プログラムの実施を計画していることから、適宜、情報共有を行う必要がある。</li> </ul>



個別案件(国別研修(本邦))

2018年06月23日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)警察行政  
(英)Counterpart Training on Police Administration

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全

分野課題2

分野課題3

分野分類 計画・行政-行政-行政一般

プログラム名 産業振興・行政能力向上プログラム  
援助重点課題 持続的経済成長のための基盤の強化  
開発課題 産業振興・行政能力向上

プロジェクトサイト フィリピン国家警察

署名日(実施合意) 2012年04月01日

協力期間 2012年06月01日 ~ 2013年12月31日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察

相手国機関名 (英)Philippine National Police (PNP)

日本側協力機関名 警察庁

## プロジェクト概要

背景 フィリピンでは、マニラ首都圏を中心に凶悪犯罪も依然多発しており、邦人が犯罪に巻き込まれる事態も発生している。JICAは、本邦警察庁の協力を得て、1980年代よりフィリピン国家警察(PNP)に対して、継続的に日本人専門家を派遣し、科学捜査に関する技術協力を実施している。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。

上記の背景から、PNPは、現場捜査能力の向上のために、従来から協力してきた分野である初動捜査・鑑識・指紋を組み合わせた犯罪現場能力向上と、銃器管理並びに銃器対策能力向上の2プロジェクトを含む「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」を要請した。新規協力内容を含め、複数の要素が1件の技術協力プロジェクトとして採択されたことから、JICAは事前調査を3次に分けて実施した。

この結果、第1次調査で、PNPによる日本側協力をプログラムとして取り扱い、協力要素間でのゆるやかな連携を持って一層の効果発現を図ることとなった。また、プログラムの運営を管理し、必要に応じてPNP長官に助言することを目的として、「プログラムマネージャー/長官アドバイザー」を派遣している。

本アドバイザー型専門家のカウンターパートであるPNP長官および作戦局、計画局などの中枢幹部に対して、日本の警察の組織や運営、活動を紹介することで、PNPに対するプログラムの協力全体に対する理解を深め、協力成果の制度化・普及に向けた足がかりとすることが求められている。

上位目標 フィリピン国家警察における警察管理能力が向上する。

プロジェクト目標 指紋採取技術等の鑑識技術、銃器鑑定技術その他の科学捜査技術、AFISの運用状況及び捜査への活用状況、交番システムをはじめとするコミュニティ・ポリシングその他日本警察の組織、運営、活動等に関する研修を行うことにより、研修に参加する警察幹部が犯罪捜査能力の向上等の警察管理に係る知識・技能を習得する。

(1)警察幹部が鑑識技術の重要性を認識し、AFISの活用を図るための諸制度の整備を行う上

成果

で必要な知識を身につける。  
(2)警察幹部が日本とフィリピンの警察行政に関する比較を通じて理解を深める。

活動

(1)日本警察幹部との日比両国における治安情勢、警察施策等についての協議、意見交換  
(2)日本の刑事司法関連機関への訪問・視察  
(3)日本の交番を訪問しての警察行政などに関する意見交換  
(4)警察庁又は都道府県警察における日本の警察の警察研修及び犯罪捜査を担当する部局を訪問を通じた関連警察活動に関する視察

日本側投入

本邦研修  
・警察行政 6名×1週間×2回(年1回)

実施体制

(1)現地実施体制 フィリピン国家警察(PNP)より研修員が人選される見通し  
(2)国内支援体制 警察庁

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動 個別専門家「プログラムマネージャー／長官アドバイザー」  
個別専門家「警察科学捜査(鑑識)」  
個別専門家「警察科学捜査(初動捜査)」  
技術協力プロジェクト「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化計画プロジェクト」  
技術協力プロジェクト「国家警察銃器対策能力向上プロジェクト」  
(2)他ドナー等の  
援助活動 UNDPの協力により、警察改革にかかる調査を実施し、調査結果に基づき、各種プロジェクトが提言されている。  
米国FBIが国家捜査局で指紋鑑識セミナー及び犯罪者暦情報管理センターを実施している。(年2, 3回程度)  
豪国がテロ対策支援を行っており、その一環として国家警察内に爆発物処理センターを設置し、爆発物の分析指導ならびに災害犠牲者の身元確認を促すための資機材を供与している。



個別案件(国別研修(本邦))

2018年06月23日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)初動捜査 (英)Counterpart Training Program on the initial investigation
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	産業振興・行政能力向上プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	産業振興・行政能力向上
プロジェクトサイト	フィリピン国家警察
協力期間	2012年06月01日 ~ 2014年03月31日
相手国機関名	(和)フィリピン国家警察
相手国機関名	(英)Philippine National Police (PNP)

## プロジェクト概要

背景	<p>フィリピンでは、1991年に警察軍を主体とした組織から、内務自治長官の主導する国家警察委員会の下での現在のフィリピン国家警察(PNP)が創設された。しかしながら、現在もマニラ首都圏を中心に凶悪犯罪が依然多発しており、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。係る状況においてPNPは、PNP総合改革プログラム(PNP Integrated Transformation Program)(2003年-2030年)を立ち上げ、この中で科学捜査能力の向上が含まれている。</p> <p>我が国のフィリピンに対する警察分野の協力は約20年の実績があるが、2008年からはこれまでの投入・実績を有機的に組み合わせた「国家警察犯罪対策能力向上」というプログラムの協力作として再編し、科学的根拠に基づいた犯罪対策能力向上を目指している。</p> <p>本研修は、これまで「初動捜査」専門家が実施してきた犯罪捜査隊(CIDG)向けの適切な現場保存技術および科学的根拠に基づいた事件捜査技術の指導の成果を踏まえて、捜査局(DIDM)を対象に、広くPNPの捜査官に対する犯罪捜査技術を指導する「犯罪捜査能力向上」専門家のカウンターパートに対し、日本における初動捜査の技術を伝え、現地における犯罪捜査に活用することを目的としている。</p>
上位目標	適切な初動捜査の実践により、フィリピン国家警察捜査局における犯罪対策能力が向上する。
プロジェクト目標	フィリピン国家警察捜査局の捜査員の犯罪対策における初動捜査能力が向上する。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 日本の初動捜査技術及び対応の照会を通じて、フィリピン国家警察の警察官が、初動捜査を初めとする犯罪現場捜査分野にかかる知識および技術を習得する。</li><li>2. フィリピン国家警察において、犯罪捜査における初動捜査の重要性が広く認識されるための方策が検討される。</li></ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 日本における初動捜査に関する講義</li><li>2. 日本における刑事司法機関の視察</li><li>3. 交番視察及び初動捜査に関する日本警察との意見交換</li><li>4. 警察大学校視察</li><li>5. 警察庁の犯罪捜査担当部署の視察</li></ol>

## 投入

日本側投入 本邦研修(13名)  
相手国側投入 フィリピン国家警察捜査局捜査官

## 実施体制

- (1)現地実施体制 国家警察委員会傘下のフィリピン国家警察(PNP)がフィリピン側実施機関となり、捜査局が直接のカウンターパートとなる。
- (2)国内支援体制 警察庁

## 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- ・長期専門家: 犯罪捜査能力向上
  - ・長期専門家: 警察科学捜査(鑑識)
  - ・指紋採取・活用能力向上プロジェクト
  - ・鑑識技術向上のための現地国内研修
  - ・長期専門家: プログラムマネージャー／長官アドバイザー
- (2)他ドナー等の  
援助活動
- ・米国が国家警察内で麻薬対策に係る研修等の支援を行っている。
  - ・豪州が国家警察犯罪研究所にて爆発物鑑定の機材供与および研修等の支援を行っている。
  - ・UNDPが全国3箇所でモデル警察署の設置および運営に係る支援を行っている。



個別案件(専門家)

2018年06月23日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)犯罪捜査能力向上 (英)Initial Investigation
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	産業振興・行政能力向上プログラム 持続的経済成長のための基盤の強化 産業振興・行政能力向上
プロジェクトサイト	フィリピン国家警察
署名日(実施合意)	2012年04月01日
協力期間	2012年04月01日 ~ 2014年03月31日
相手国機関名	(和)Initial Investigation
相手国機関名	(英)Philippine National Police (PNP)

## プロジェクト概要

背景	<p>フィリピンでは、1991年に警察軍を主体とした組織から、内務自治長官の主導する国家警察委員会の下での現在のフィリピン国家警察(PNP)が創設された。しかし、現在もマニラ首都圏を中心に凶悪犯罪が依然多発しており、邦人が巻き込まれる事態も発生している。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。</p> <p>係る状況においてPNPは、PNP総合改革プログラム(PNP Integrated Transformation Program)(2003年-2030年)を立ち上げ、この中で科学捜査能力の向上が含まれている。我が国のフィリピンに対する警察分野の協力は約20年の実績があるが、2008年からはこれまでの投入・実績を有機的に組み合わせた「国家警察犯罪対策能力向上」というプログラム的な協力として再編し、科学的根拠に基づいた犯罪対策能力向上を目指している。</p> <p>本専門家は、これまで「初動捜査」専門家が実施してきた犯罪捜査隊(CIDG)向けの適切な現場保存技術および科学的根拠に基づいた事件捜査技術の指導の成果を踏まえて、捜査局(DIDM)を主なカウンターパートとして、広くPNPの捜査官に対する犯罪捜査技術を指導すると同時に、当該技術を実践するための犯罪捜査にかかる各種制度を整備するための助言をすることが求められている。</p>
上位目標	フィリピン国家警察における犯罪対策能力が向上する。
プロジェクト目標	フィリピン国家警察の警察官が、科学的根拠に基づいた捜査にかかる知識および技術を習得すると同時に、フィリピン国家警察における犯罪捜査に係る各種制度の整備が検討される。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. フィリピン国家警察の警察官が、初動捜査を初めとする犯罪現場捜査分野にかかる知識および技術を習得する。</li><li>2. フィリピン国家警察の警察官が、犯罪現場における現場保存技術を習得し、遺留指紋等を保存、送付できるようになる。</li><li>3. フィリピン国家警察において、犯罪捜査に係る各種制度の整備が検討される。</li></ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1. フィリピン国家警察の警察官に対し、犯罪捜査分野、特に初動捜査に関する助言、研修その他の支援を行う。</li></ol>

2. フィリピン国家警察の警察官に対して、遺留指紋等の犯罪現場保存、遺留指紋等の送付に関する助言・研修を行う。
3. フィリピン国家警察の警察官に対し、犯罪捜査に係る各種制度に関する助言、研修その他の支援を行う。

#### 投入

日本側投入 長期専門家 1名×24ヶ月  
相手国側投入 執務室、C/P

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 国家警察委員会傘下のフィリピン国家警察(PNP)がフィリピン側実施機関となる。
- (2)国内支援体制 警察庁

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
  - ・長期専門家:警察科学捜査(鑑識)
  - ・自動指紋識別装置(AFIS)運用強化計画プロジェクト
  - ・鑑識技術向上のための現地国内研修
  - ・長期専門家:プログラムマネージャー/長官アドバイザー
- (2)他ドナー等の援助活動
  - ・米国が国家警察内で麻薬対策に係る研修等の支援を行っている。
  - ・豪州が国家警察犯罪研究所にて爆発物鑑定 of 機材供与および研修等の支援を行っている。
  - ・UNDPが全国3箇所でモデル警察署の設置および運営に係る支援を行っている。



個別案件(現地国内研修)

2018年06月23日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)指紋鑑識実務指導者養成 (英)Trainers' Training on the Scientific Method of Processing Fingerprints
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	産業振興・行政能力向上プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	産業振興・行政能力向上
プロジェクトサイト	フィリピン国家警察 科学犯罪研究所
協力期間	2011年09月01日 ~ 2014年03月31日
相手国機関名	(和)フィリピン国家警察
相手国機関名	(英)Philippine National Police
日本側協力機関名	警察庁
プロジェクト概要	
背景	<p>フィリピンでは1991年に警察軍を主体とした組織から、内務自治長官の主導する国家警察委員会の下での現在のフィリピン国家警察(PNP)が創設された。しかし、現在もマニラ首都圏を中心に凶悪犯罪が依然多発しており、邦人が巻き込まれる事態も発生している。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。</p> <p>これに対して、PNPは、2003年にPNP総合改革プログラム(PNP Integrated Transformation Program)を立ち上げ、この中での科学捜査能力向上を標榜している。</p> <p>JICAでは、2006年から2010年までフィリピン各地での鑑識技術向上のための現地国内研修を実施し、研修参加者が犯罪現場保存の重要性を認識し、犯罪現場取扱方法、遺留指紋・被疑者指紋採取方法を習得するよう指導を行ってきた。</p> <p>こうした研修成果を生かして、フィリピン各地で教養を受けてきた鑑識実務者が指導者として所属の捜査官等に対して鑑識実務研修を実施できる体制を確立することが求められている。</p>
上位目標	自動指紋識別システム(Automated Fingerprint Identification System: AFIS)の活用が改善される。
プロジェクト目標	方面/管区における犯罪科学研究所(CL)の鑑識官の指紋採取・取扱技術が向上する。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>CL本部スタッフの指紋鑑定官向けトレーナーとしての能力が向上する。</li><li>方面/管区CLの指紋鑑定官が捜査官向けトレーナーとしての能力が向上する。</li><li>方面/管区の捜査官の指紋採取・取扱いにかかる知識や技能が改善する。</li></ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>CL本部スタッフ向け研修の実施</li><li>CL本部スタッフによる方面/管区CL指紋鑑定官向け研修の実施</li><li>方面/管区CL指紋鑑定官による捜査官研修の実施</li></ol>
投入	
日本側投入	現地国内研修 ・実施経費 -CL本部向け研修 2回×3年

- 方面／管区指紋鑑定官向け研修 4/バッチ×3年
  - 方面／管区捜査官向け研修 4/バッチ×3年
- 相手国側投入
  - ・研修実施にかかる資機材
  - ・研修実施場所
  - ・カウンターパートスタッフ
  - ・会議用事務スペース
- 外部条件
  - <プロジェクトの外部条件>
  - 管区長より指紋カードが研修を受講した捜査員に配布される。
  - <成果の外部条件>
  - 研修を受講した指紋鑑定官や捜査官が指紋採取・取扱業務を継続する。
- 実施体制
  - (1)現地実施体制 PNP CL(本部および方面／管区)が研修実施にかかる場所や人選等の調整を図る。
  - (2)国内支援体制 警察庁
- 関連する援助活動
  - (1)我が国の援助活動
    - ・個別専門家: 警察科学捜査(鑑識)
    - ・国別研修: 鑑識CP研修
    - ・技術協力プロジェクト: 指紋採取・活用能力向上プロジェクト
    - ・個別専門家: プログラムマネージャー／長官アドバイザー
    - ・個別専門家: 捜査能力向上
  - (2)他ドナー等の援助活動
    - EPJUST(EU): 誘拐・殺人事件といった凶悪犯罪に対する捜査手続き全般の見直しにかかる技術指導を実施予定。



個別案件(専門家)

2018年06月23日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)警察科学捜査(鑑識) (英)Forensic Science
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	産業振興・行政能力向上プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	産業振興・行政能力向上
協力期間	2011年03月07日 ~ 2014年03月30日
相手国機関名	(和)フィリピン国家警察
相手国機関名	(英)Philippine National Police - Crime Laboratory

## プロジェクト概要

背景	<p>我が国のフィリピンに対する犯罪鑑識に関する協力は、約20年前から実施されており、当初は指紋の特徴や基本的な鑑定手法、法医学分野の協力を進めていたが、犯罪現場における鑑識担当者の技術の不足や現場保存のあり方等の問題が深刻であったため、1996年より鑑識及び初動捜査分野の長期専門家を派遣し、フィリピン各地で鑑識セミナーを実施した。さらに2006年9月より、フィリピン各地で鑑識技術向上のための現地国内研修を実施し、研修参加者が犯罪現場保存の重要性を認識し、犯罪現場取扱方法、遺留指紋、被疑者指紋採取方法を習得できるよう指導を行っている。</p> <p>加えて、科学捜査に係る能力強化のため、2004年無償資金協力にて指紋自動識別システム(AFIS)をフィリピン国家警察(PNP)に供与し、指紋を手がかりとした犯罪捜査の促進を図っている。本システムによる指紋照合・鑑定を充実させ、科学的証拠に基づいた犯罪者の検挙を進めていくことがフィリピンにおける治安の向上のために重要である。</p> <p>本専門家は、これら関連する協力の成果を踏まえ、法執行機関における鑑識官を対象に科学的根拠に基づいた犯罪捜査に対する理解を深め、指紋採取技術等の鑑識技術の指導を行うことにより、科学捜査における適切な証拠収集を可能とし、科学的証拠に基づいた刑事司法手続きが促進されることを目的としてPNPより要請されたものである。</p>
上位目標	フィリピン国家警察の捜査能力が向上し、公判に提出可能な物証の収集能力が向上する。
プロジェクト目標	フィリピン国家警察において科学捜査における適切な証拠採取が可能となる。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 国家警察が適切な現場鑑識指導を行うことが可能になる。</li><li>2. 警察官(捜査官)が科学的証拠のある現場鑑識指導を行えるようになり、指紋などの証拠物件を利用した科学的捜査が可能になる。</li><li>3. 警察官による自白や証拠の強要によってではなく、科学的証拠に基づいた刑事司法手続きが促進され、警察に対する信頼の回復や犯罪抑止効果が期待できる。</li></ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 国家警察(クライムラボ)において科学的捜査に関する指導をする。</li><li>2. 国家警察の指紋鑑定官および捜査官に対して、犯罪現場保存、指紋等の現場資料採取および鑑定技術に関する研修を実施する。</li><li>3. 鑑識に関する捜査改善にかかる指導をする。</li></ol>

## 投入

日本側投入	長期専門家 1名×24ヶ月 携行機材
相手国側投入	カウンターパートの設置 執務室の提供

## 実施体制

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| (1)現地実施体制 | フィリピン国家警察(PNP)犯罪研究所(CL)がカウンターパートとなる。 |
| (2)国内支援体制 | 警察庁                                  |

## 関連する援助活動

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1)我が国の<br>援助活動   | <ul style="list-style-type: none"><li>・指紋採取・活用能力向上プロジェクト</li><li>・鑑識技術向上のための現地国内研修</li><li>・長期専門家:プログラムマネージャー/長官アドバイザー</li><li>・長期専門家:捜査能力向上</li></ul> ※本専門家は上記協力とともに、プログラムの協力の一要素となっている。          |
| (2)他ドナー等の<br>援助活動 | UNDPの協力により、警察改革にかかる調査を実施し、調査結果に基づき各種プロジェクトが提言されている。<br>米国FBIが国家捜査局で指紋鑑識セミナー及び犯罪者歴情報管理センターを実施している。(年に2, 3回程度)<br>豪国がテロ対策支援を行っており、その一環として国家警察内に爆発物処理センターを設置し、爆発物の分析指導ならびに災害犠牲者の身元確認を促すための資機材を供与している。 |



技術協力プロジェクト

2014年06月12日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和) 指紋採取・活用能力向上プロジェクト (英) Project on Enhancing the Capacity for Collection and Application of Fingerprints
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	行財政改革
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	ビジネス・投資環境の整備
プロジェクトサイト	マニラ
署名日(実施合意)	2010年06月18日
協力期間	2010年07月14日 ~ 2013年07月13日
相手国機関名	(和) フィリピン国家警察
相手国機関名	(英) Philippine National Police

## プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン政府は大量に保管されている指紋のデータベース化を目指し、被疑者および犯罪者指紋と現場遺留指紋とを自動で照合することで、被疑者の特定を迅速かつ効率的に行なうことを目的として「指紋自動識別システム整備計画」を策定した。同計画のためのシステム整備については、我が国政府が無償資金協力の要請を受け、2003年度「指紋自動識別システム整備計画」(9.75億円)により供与された。</p> <p>しかし、同システムの有効活用には、指紋電子データ化の際の、オペレーターによる遺留指紋トレース技術、指紋照合時の照合、鑑定技術の向上が必要不可欠であることから、フィリピン政府から我が国に「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化プロジェクト」が要請され、2006年7月から計4年間の協力が実施された。</p> <p>同協力により、遺留指紋と押なつ指紋の登録・照会にかかる基礎技術が習得され、指紋照会の合致数(ヒット数)も増加した。しかし、犯罪現場からの被疑者押なつ指紋や遺留指紋の送付数が限定されているため、AFISの機能を十分活用し切れていない問題があった。そのため、押なつ指紋および遺留指紋の採取・送付体制を強化することを通して、AFIS活用能力を向上させる協力案件が新たにフィリピン政府から要請された。</p>
上位目標	被疑者検挙に向けてAFISの運用能力が向上する。
プロジェクト目標	被疑者押なつ指紋および犯罪現場からの遺留指紋の採取・送付体制を強化することを通じて、AFISの活用が強化される。
成果	1. モデル方面本部等からの被疑者押なつ指紋および遺留指紋の採取・送付体制が強化される。 2. CLにおいて送付された押なつ指紋・遺留指紋のAFISによる登録、照合、鑑定体制が強化される。
活動	1-1. 押なつ指紋・遺留指紋採取・送付のためのモデル方面を選定する。 1-2. モデル方面の警察署およびCLから本部CLへの押なつ指紋・遺留指紋の採取・送付のための各種制度・手続きを整備する。

1-3.モデル方面における被疑者押なつ指紋および犯罪現場遺留指紋の採取・送付のための技術的・手続き的支援をする。  
 1-4.モデル方面管内における遺留指紋保存のための写真撮影にかかるセミナー・OJTを実施する。  
 1-5.モデル方面警察署およびCLから本部CLへの指紋情報の採取・送付にかかる進捗状況をモニタリングする。  
 1-6.モデル方面活動の成果および教訓を取りまとめ、全国展開するための行動計画を策定する。

2-1.指紋情報入力・照会および余罪照会にかかる上級セミナー・OJTを実施する。  
 2-2.CLにおける現行および新規採用分のAFISオペレーターの能力向上プログラムを計画・実施する。  
 2-3.モデル方面CLから本部CLに送られた遺留指紋情報の保存のための写真撮影にかかる上級セミナー・OJTを実施する。  
 2-4.AFISによる指紋情報にかかる日報、週報、月報を更新し、関係部署に報告する。  
 2-5.AFISの効率性向上のためのCL内の各種手続きを改定する。

投入

- 日本側投入
1. 長期専門家(業務調整／人材育成、指紋採取・活用指導)、短期専門家(AFIS運用指導)
  2. 供与機材(必要に応じて)
  3. 本邦研修および現地セミナー
- 相手国側投入
1. 犯罪捜査局(DIDM)および犯罪研究所におけるカウンターパート人員、行政的役割の人員
  2. オフィススペースおよび設備
  3. 経常費

実施体制

- (1)現地実施体制 犯罪捜査局および犯罪研究所の職員、長期専門家、短期専門家  
 (2)国内支援体制 警察庁

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- ・長期専門家: 警察科学捜査(鑑識)
  - ・鑑識技術向上のための現地国内研修
  - ・長期専門家: 捜査能力向上
  - ・長期専門家: プログラムマネージャー/長官アドバイザー
- (2)他ドナー等の援助活動
- ・米国による、麻薬対策に係る研修等の支援
  - ・豪州による、犯罪研究所における爆発物鑑定の機材供与および研修等の支援
  - ・EUによる、刑事司法分野への支援(EPJUST)



個別案件(専門家)

2018年06月23日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)プログラムマネージャー/長官アドバイザー  
(英)Program Manager / Advisor to Chief, PNP

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全

分野課題2

分野課題3

分野分類 計画・行政-行政-行政一般

プログラム名 産業振興・行政能力向上プログラム  
援助重点課題 持続的経済成長のための基盤の強化  
開発課題 産業振興・行政能力向上

プロジェクトサイト ケソン市

署名日(実施合意) 2008年08月01日

協力期間 2008年09月21日 ~ 2014年03月31日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察

相手国機関名 (英)Philippine National Police

日本側協力機関名 警察庁

## プロジェクト概要

背景 フィリピンでは、マニラ首都圏を中心に凶悪犯罪が依然多発しており、邦人が犯罪に巻き込まれる事態も発生している。JICAは、わが国警察庁の協力を得て、1980年代よりフィリピン国家警察(PNP)に対して継続的に日本人専門家を派遣し、科学捜査に関する技術協力を実施してきた。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。

上記の背景から、PNPは、現場捜査能力の向上のために、従来から協力してきた分野である初動捜査・鑑識・指紋を組み合わせた犯罪現場能力向上と、銃器管理並びに銃器対策能力向上の2つのプロジェクトを含む「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」を要請した。新規協力内容を含め複数の要素が1件の技術協力プロジェクトとして採択されたことから、JICAは二次事前調査を実施した。

この結果、第1次事前調査で、PNPによる日本側協力をプログラムとして取り扱い、協力要素間でのゆるやかな連携をもって一層の効果発現を図ることとなった。また、プログラムの運営を管理し、必要に応じてPNP長官に助言することを目的として、プログラムマネージャー/長官アドバイザーを派遣することとした。

上位目標 &lt;個別案件につき、下記類似部分につき記載&gt;

プロジェクト目標 PNP(フィリピン国家警察)犯罪対策能力向上プログラム(以下「プログラム」という。)全体の成果が上がるよう各案件の進捗を管理し、協力効果を持続させる政策・制度が整備される。

成果

- 一 既存案件の有機的な連携が確保される。
- 一 国家警察長官を始め上級幹部とのアクセスが確保され、プログラム諸活動が円滑に推進される。
- 一 PNPの犯罪対策能力向上に必要な課題が抽出され、中期的な日本側協力方針が明確になる。

- 活動
- プログラム年間計画案を策定する。
  - プログラムの進捗状況をモニタリングし、指導調整を行う。
  - 「指紋採取・活用能力向上プロジェクト」および「銃器対策能力向上プロジェクト」について、円滑な実施を支援し、協力成果を持続的なものにするための制度化にかかる助言をする。
  - 犯罪対策能力向上のためPNP幹部を対象としたC/P研修を企画・実施する。（年1回）。
  - PNPにおける犯罪対策能力向上に資するため、PNP長官に助言する。
  - 治安関係他機関の活動を調査し、特に、プログラムに関する点についてPNPとの連携方策を検討する。
  - 他ドナーによる支援状況について調査し、今後の日本の技術支援の在り方を検討する。
  - 上記について、JICAとの検討を随時行い、プログラム計画の策定・更新に資する。

投入

- 日本側投入 長期専門家1名  
相手国側投入 執務環境等

実施体制

- (1)現地実施体制 PNPがC/Pとなって対応する。  
(2)国内支援体制 警察庁が支援を行う。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 個別案件(専門家)「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識捜査)」  
個別案件(研修)「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識)」  
無償資金協力「自動指紋識別装置整備計画」及びそのフォローアップ  
技術協力プロジェクト「指紋採取・活用能力向上プロジェクト」
- (2)他ドナー等の援助活動 EUIによる刑事司法分野支援(EPJUST) ほか

開発計画調査型技術協力

2018年07月03日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト (英)Project for Capacity Building for Community Development in Conflict-Affected Areas in Mindanao
対象国名	フィリピン
分野課題1	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野課題2	平和構築-経済復興
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	ミンダナオの平和と開発(紛争影響地域における平和の定着)プログラム
援助重点課題	ミンダナオにおける平和と開発
開発課題	ミンダナオにおける平和と開発(紛争影響地域における平和の定着)
プロジェクトサイト	ミンダナオ紛争影響地域
署名日(実施合意)	2011年11月15日
協力期間	2012年02月29日 ~ 2016年08月15日
相手国機関名	(和) 和平プロセス担当大統領顧問室、バンサモロ開発庁
相手国機関名	(英) Office of Presidential Advisor on the Peace Process(OPAPP), Bangsamoro Development Agency(BDA)

## プロジェクト概要

背景	<p>ミンダナオ島はフィリピン共和国(以下「フィ」国)の南部に位置する面積10.2万平方キロ、人口約2,160万人(2007年統計)の島である。特に南西部・中部ミンダナオ地域では、30年以上に及ぶ紛争の影響で「フィ」国内でも貧困率が高い地域となっており(全国平均の26.5%に対し、ミンダナオ紛争影響地域を含む第10~13地域では31.3%~47.8%(NSCB,2009))、学校・保健所等の基礎的社会サービスの著しい不足やインフラの老朽化などの課題を抱えている。</p> <p>1996年にムスリム反政府グループの主たる勢力であったモロ民族解放戦線(Moro National Liberation Front: MNLF)と「フィ」国政府との和平合意が締結され、2000年にムスリム・ミンダナオ自治区(Autonomous Region of Muslim Mindanao: ARMM)が正式に発足した。その後も1984年にMNLFより分離したモロ・イスラム解放戦線(Moro Islamic Liberation Front: MILF)と「フィ」国政府との間で武力衝突が繰り返されていたが、2001年に政府とMILFとの間で「トリポリ協定」が締結され、「安全保障」、「復興・開発」、「先祖伝来の土地」の三つの論点から成る和平交渉の枠組みが合意された。同合意に基づき、紛争影響地域の復興・開発・人道活動を担う組織として、MILFのもとでバンサモロ開発庁(Bangsamoro Development Agency :BDA)が結成された。</p> <p>2011年4月にはアキノ新政権下でのMILFとの和平交渉が開催され、紛争の政治的解決に向けた当事者間の和平交渉プロセスが継続されている。和平の鍵を握るミンダナオの統治体制に関連し、自治権を有する行政組織を新たに設置する方向で和平交渉が進む見込みであり、和平が成立した際は、BDAもその一部となることと想定されている。よって、和平合意前において、BDAに対して能力強化を図ることが必要である。</p> <p>本プロジェクトは、和平に向けた環境作りに向けて、ミンダナオ紛争影響地域において、住民のニーズを踏まえたコミュニティ開発を効果的・効率的に実施するための仕組みを作ること、及び、同プロセスを通じてBDAの能力強化を図ることを目的として実施する。</p>
----	---

上位目標	紛争影響地域において、BDA及び他ドナーにより実施されるコミュニティ開発プロジェクトの実施・運営維持管理において、本調査により策定されるガイドラインが活用される。
------	---

プロジェクト目標	ミンダナオ紛争影響地域において効果的・効率的なコミュニティ開発に係る仕組みづくりを行うと共に、BDAの能力強化を図る。
成果	1.パイロットプロジェクトの実施を通じてコミュニティ開発の経験・教訓が蓄積され、実践的なガイドラインとして取りまとめられる。 2.BDAのコミュニティ開発に関する実施能力と自治体・関係省庁等との調整能力が強化される。併せて対象地域の地方自治体の能力が強化される。
活動	1.既存関連計画・情報資料の収集、分析、評価、調査実施計画の策定 2.現地調査の方針(インセプションレポート)の策定及び内容の確認 3.開発ニーズのレビュー 4.ミュニシパリティLGU、BDA、建設業者の人的リソース及び機能状況の調査 5.コミュニティ開発に係る教訓・課題・留意事項の抽出・分析 6.パイロットプロジェクト実施方針の策定 7.パイロットプロジェクト対象ミュニシパリティの選定 8.コミュニティプロフィールの実施 9.紛争分析の実施 10.パイロットプロジェクト計画の作成 11.進捗報告書(プログレスレポートⅡ)の作成及び協議 12.オリエンテーション(ソーシャルプロパレーション)の実施 13.BDA/LGU連携パイロットプロジェクトの実施 14.コミュニティ主導パイロットプロジェクトの実施 15.パイロットプロジェクトを通じたコミュニティ開発に係る課題の整理 16.パイロットプロジェクト実施方針・実施計画のレビュー及び改訂 17.中間報告書(インテリムレポート)の作成及び協議 18.コミュニティ開発ガイドラインの策定 19.提言・取りまとめ 20.最終報告書(ファイナルレポート)案の作成及び協議 21.最終報告書の作成
投入	
日本側投入	1.本邦コンサルタント 総括/コミュニティ開発1 副総括/コミュニティ開発2/社会経済分析1/共同体組織強化1 生計向上/生活改善(農業) 生計向上/生活改善(漁業) 公共・公益施設(生計向上/社会サービス)計画1 公共・公益施設(生計向上/社会サービス)計画2 公共・公益施設(生計向上/社会サービス)計画3 施工監理1(道路改修担当) 施工監理2(道路維持管理担当) 社会経済分析2/共同体組織強化2/紛争予防配慮1 業務調整/コミュニティ開発補助/紛争予防配慮2  2.パイロットプロジェクト ・道路改修事業(農道と幹線道路をつなぐ道路、LBT手法) ・市場、共同農場、生産施設、加工施設、有機肥料製造施設、乾燥施設、倉庫、魚養殖施設等の整備 ・農業・漁業分野での経済活動活性化に資する技術指導/研修 なお、パイロットプロジェクト事業内容は、パイロットプロジェクト実施方針・計画に基づき決定する予定。  3.研修の実施 ・現地国内研修 ・第三国研修 ・本邦研修
相手国側投入	・カウンターパートの配置 ・関係省庁、地方自治体、住民組織、コミュニティリーダーとの調整 ・治安情報の提供 ・医療サービスに係る情報提供 ・身分証明書の発行 ・プロジェクトに係るデータ及び情報の提供 ・免税・免責措置
外部条件	・調査対象地域の治安状況が悪化しない。 ・紛争影響地域の復興・開発・人道支援を担う組織としてのBDAの役割が大幅に変更しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	本プロジェクトでは、プロジェクトの円滑な実施を目的とし、以下2つの会合を開催する。 1.ステアリングコミッティ ア 構成 (a) 議長 OPPAP次官、BDA議長 (b) メンバー ①フィリピン側 ARMM代表者、関係ライン省庁代表者、BDA代表者 ②日本側

JICAフィリピン事務所代表者、JICA専門家チーム

③オブザーバー

在フィリピン日本大使館代表者、IMT代表者、合同停戦調整委員会代表者、ARMMシニアアドバイザー、ARMM-PRDO代表者、ARMM-DILG代表者、パイロットプロジェクト対象  
ムニシパリティLGU代表者

なお、上記メンバーリストは必要に応じてレビューされる。

イ 役割

(a)プロジェクト年間計画、パイロットプロジェクト基本方針、パイロットプロジェクト対象  
ムニシパリティ・プランガイド、パイロットプロジェクト計画の承認

(b)プロジェクト年間活動計画の策定及び進捗モニタリングの実施

(c)プロジェクト実施中に発生する主要な課題に係るレビューや意見交換の実施

2.テクニカルワーキンググループ

ア 構成

(a)議長

BDA事務局長

(b)メンバー

OPAPP代表者、BDA代表者、ARMM代表者、JICA専門家チーム

(c)オブザーバー

JICAフィリピン事務所代表者、IMT代表者、合同停戦調整委員会代表、ARMMシニア  
アドバイザー、ARMM-PRDO代表者、ARMM-DILG代表者、パイロットプロジェクト対象  
ムニシパリティLGU代表者

なお、上記メンバーリストは必要に応じてレビューされる。

イ 役割

(a)関係者間でのプロジェクトの情報共有及びプロジェクト実施中の課題の解決

(b)プロジェクト実施中に発生する技術的課題に係るレビューや意見交換の実施  
業務実施契約による本邦コンサルタントの備上

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(2)他ドナー等の

援助活動

・ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査(SERD-CAAM)(2007年2月～2009年  
2月)

・ARMM平和・開発社会基金事業(2003年12月～2012年12月)

世銀はミンダナオ信託基金(Mindanao Trust Fund: MTF)を通じて、BDAをカウンター  
パートとした紛争影響地域での村落レベルのコミュニティ支援に取り組んでいるほか、  
JICAとの協調融資であるARMM社会基金等を通じて、村落を対象とした小中規模のイン  
フラ整備を実施している。

USAIDは地方自治体(ムニシパリティ)レベルでの小規模インフラ整備、ガバナンス改  
善や帰還兵支援としての生計向上を目的とした「Growth with Equity in Mindanao  
(GEM)」を実施中。

UNHCRは国内避難民(IDP)に対する人道支援を実施している。



技術協力プロジェクト

2012年12月20日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト(障害者に優しいまちづくり) (英) Creation of Non-handicapping Environment for Filipinos with Disabilities in the Rural Areas.
対象国名	フィリピン
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	保健医療改善
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	基礎的社会サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)
プロジェクトサイト	マニラ首都圏(ケソン市)、ニュー・ルセナ(イロイロ州)、オポール(ミサミス・オリエンタル州)
署名日(実施合意)	2008年09月24日
協力期間	2008年10月01日 ~ 2012年09月30日
相手国機関名	(和) 障害者国家委員会
相手国機関名	(英) National Council on Disabled Affairs (NCDA)

## プロジェクト概要

背景 2000年の国勢調査によれば、フィリピン障害者人口は全人口の1.23%となっているが、実際はそれ以上といわれている。WHOの推計は5~10%であり、そのうち3分の2が地方に居住している。地方在住の障害者は、コミュニティに存在する社会的、物理的障壁によって、不利な条件下に置かれており、社会への参加、自立、独立への機会を制限されている。障害者の権利は、1992年公布の共和国法7277号(通称「障害者のマグナカルタ」)や1984年発効のBatas Pambansa Bilang 344(通称、「アクセス法」)によって保障されている。マカティ市などの大都市では、国家障害者委員会(NCDA: National Council on Disability Affairs)等の地道な啓発活動の結果、人々がアクセシビリティ確保の重要性を認識するようになってきており、レストランやスーパーマーケット等の民間企業も入り口にスロープや手すりをつけるようになるなど、バリアフリーに関する意識が高まってきている。一方、地方では、未だ人々の意識は低く、障害者の社会へのアクセシビリティが確保されていない。

本プロジェクトは、地方に暮らす障害者が抱える社会的、物理的なアクセスに対する障壁を取り除くようなコミュニティ活動の支援を通じて、障害者の声が地方行政に適切に反映されるようになるとともに、「障害者も地域に暮らす人と同じように社会共通の便益を享受する立場にある」といった地域社会の意識の変化を促すことを目指す。また協力対象地域での事業実施を通じ、NCDAや地方自治体のコミュニティにおける案件管理能力の強化を図り、本事業を通じて構築したモデルの普及が行える体制づくりを目指す。

具体的には、事業実施に関わる政府機関・NGOs・障害当事者間の情報共有の円滑化を目的とした「実施体制整備」、コミュニティにおける障害者の置かれた状況の把握を目的とした「情報収集」、障害者支援の指導的立場を担う人材に対する「(指導者)研修」、コミュニティ全体の障害に対する正しい理解を促すための「普及啓発」を主たる活動の柱とする。

上位目標	A Non-Handicapping Environment (NHE) in light of the participation of PWDs is promoted in other rural municipalities in the Philippines.
プロジェクト目標	Pioneering municipalities in close collaboration with NCDA create a Non-Handicapping Environment (NHE) in the rural areas, where physical and social accessibility (built-environment, legislation and people's attitudes) are promoted.
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Implementing Mechanism: The project is managed under the clearly defined implementing and monitoring mechanism with the participation of PWDs.</li> <li>2. Profiling: Profiles of pioneering municipalities on NHE are established.</li> <li>3. Capacity Development: Capacity of NCDA, associations of PWDs, pioneering municipalities and other stakeholders is developed to promote physical and social accessibility (built-environment, legislation and people's attitudes).</li> <li>4. Advocacy: Advocacy on NHE and the rights of PWDs is promoted.</li> <li>5. Networking: An established NHE network (implementing mechanism) is strengthened/expanded to promote NHE.</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 Orient the NCDA staff involved in the Project.</li> <li>1.2 Conduct an orientation seminar for RCDA, pioneering municipalities and barangays officials to have common understanding of the Project.</li> <li>1.3 Forge a Memorandum of Agreement (MoA) between NCDA and pioneering municipalities.</li> <li>1.4 Develop a local and national implementing structure such as Project Management Team (PMT).</li> <li>1.5 Design a local and national monitoring system to measure the progress of project activities.</li> <li>1.6 Monitor and evaluate the project.</li> <li>2.1 Collect the existing data on PWDs and physical accessibility in pioneering municipalities.</li> <li>2.2 Develop/review instruments (e.g., supplement form for impairment classification, accessibility monitoring checklist, etc) for situational survey (e.g., number of PWDs, classification of impairment, accessibility of establishment, etc.)</li> <li>2.3.1 Conduct trainings for profilings on PWDs (e.g., classification of impairments) and physical accessibility per pioneering municipality.</li> <li>2.3.2 Conduct echo trainings for profilings by participants of the trainings, if necessary.</li> <li>2.3.3 Conduct situational surveys to collect profiling data/information.</li> <li>2.4 Share the data/information, when necessary.</li> <li>2.5 Update the data/information periodically.</li> </ol> <p>(con't)</p>
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Long-term experts (Chief Advisor, Project Coordinator, Experts in technical fields)</li> <li>2. Short-term experts (number of experts and their technical fields will be decided depending on the needs specified in the annual plan of the Project and the budget condition of Japanese side.)</li> <li>3. Secretary, if necessary</li> <li>4. Researcher, if necessary</li> <li>5. Training of Philippine personnel in Japan or other third countries, if necessary</li> <li>6. Equipments and materials (e.g., PC, projector)</li> <li>7. Other expenses, if necessary</li> </ol>
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Counterpart personnel (Project Director, Project Manager, Other staff of NCDA and pioneering municipalities)</li> <li>2. Expenses of travel allowance, etc of NCDA staff</li> <li>3. Office space and facilities necessary for JICA experts</li> <li>4. Land, buildings, necessary facilities and equipments for Project activities</li> <li>5. Other facilities and expenses mutually agreed upon as necessary.</li> </ol>
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技プロ「アジア太平洋障害者センター（APCD）プロジェクト」（2002～2007年） （本案件の主要カウンターパートは上記プロジェクトで実施された研修の修了者である。実施の際は、引き続きリソースとしてAPCDの支援が期待されている。）</li> <li>・社会福祉分野におけるJOCVの派遣（現在、養護教育分野など4名派遣中）</li> <li>・草の根技術協力（知的障害、聴覚障害）、草根の無償資金協力を通じた支援</li> </ul>
(2)他ドナー等の 援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CBM（国際NGO）－CBR事業を30の市・町において展開中。</li> <li>・HI（Handicapping International）（国際NGO）－CBR事業や、車椅子製造（USAIDからの支援）等に関わる支援を実施中。</li> </ul>



草の根技協(パートナー型)

2015年12月11日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和) 中部ルソン地域における児童養護施設の子供たちの健全育成と自立のための施設職員能力強化プロジェクト (英) Capacity building project for Child caring institutions' Personnel towards Children's Well-being and independence in Central Luzon
対象国名	フィリピン
分野課題1	社会保障-社会保険・社会福祉
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2012年03月31日
協力期間	2012年10月01日 ~ 2015年09月30日

## プロジェクト概要

背景	フィリピン共和国では、一定の経済成長を遂げている一方で、貧富の差は拡大している。貧困層では、経済的理由や親による育児放棄・虐待といった理由から家庭における児童の育成が困難となり、児童養護施設に子どもを預けるケースが多い。現在、フィリピンにおける児童養護施設は、公営・民間ともに政府機関である社会福祉開発省の管轄で運営されており、ハウスペアレント(児童指導員)が子どもの親代わりとなり、子どもの自立促進や日常生活のケア等を行っている。施設で暮らす子ども達は身体・精神的に多くの問題を抱えており、育成にあたり注意しなければならない点も多い。ハウスペアレントは教育資格や専門資格を有していなくてもなることは可能だが、研修制度が整っていないために子どもの育成に関する知識やスキル不足であることが課題となっており、その結果、様々な問題が起こりやすい。以上のことから、社会福祉開発省による導入研修やフォローアップ研修を設置し、すべてのハウスペアレントに業務に必要な知識やスキルを確実に習得させ、継続的に向上させる必要があると考える。そこで、本事業では社会福祉開発省と連携し、ハウスペアレント向けの研修制度を確立することを目指す。
上位目標	対象地域の児童養護施設で生活する子ども達がよりよい養育を受けられるようになる
プロジェクト目標	対象地域において、児童養護施設のハウスペアレントの研修制度が他地域へのモデルとして確立される
成果	1. ソーシャルワーカーとハウスペアレント向けの研修プログラムが開発される 2. クラスタを基盤とするハウスペアレント向けの実施体制が確立される 3. 2015年までに社会福祉開発省オフィサーおよび各施設のソーシャルワーカーとハウスペアレントの能力が強化される
活動	1-1 児童養護施設が抱える問題に関するベースライン調査を実施する 1-2 2012年にソーシャルワーカーとハウスペアレント向けの研修プログラムを作成する 1-3 2013年に本邦研修を実施し、日本の研修やクラスタの仕組みについて学ぶ 1-4 2013年にソーシャルワーカー向けの研修マニュアルとハウスペアレント向けの研修教材(モジュール)を開発する 2-1 クラスタを基盤とするソーシャルワーカーとハウスペアレントのネットワークを編制し、確

立する

2-2 2013年から2015年にクラスターごとのトレーニングを各施設持ち回りで開催する

3-1 2013年から2015年にソーシャルワーカーとハウスペアレント向けの研修を実施する

投入

日本側投入

1.人材:

プロジェクト・マネージャー 1名

現地調整員 1名

国内調整員 2名

現地業務補助員(ソーシャルワーカー資格保持者) 6名

課題別専門家(短期派遣) 3名

2.研修経費

3.教材

4.教材作成費 等

相手国側投入

1.対象児童養護施設:

&#8226;ソーシャルワーカー

&#8226;ハウスペアレント

2.カウンターパート:

&#8226;社会福祉開発省第3地域事務所

3. 研修施設(社会福祉開発省)

外部条件

1.本事業の実施期間中、対象地域で働くソーシャルワーカーとハウスペアレントの数が同一のままである

2.本事業の実施期間中、重大な社会危機や環境破壊が発生しない

3.社会福祉開発省第三地域事務所所長の人事異動が事業実施に影響しない



有償技術支援－有償専門家

2016年05月20日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)総合交通政策・管理 (英)Integrated Transport Implementation & Management
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-運輸交通一般
プログラム名	運輸交通網整備
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	経済成長基盤の整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
協力期間	2012年11月27日 ~ 2015年04月30日
相手国機関名	(和)運輸通信省
相手国機関名	(英)Department of Transportation & Communications

## プロジェクト概要

背景	<p>フィリピンでは2010年に新政権が誕生し、2011年～2016年の国家開発計画(PDP: Philippine Development Plan)が策定されている。同計画においては「インフラへの大規模投資」、「ガバナンス改善」、「人間開発」、「雇用創出」を通じて「包括的成長」を図るとしている。経済成長と密接な関わりがある交通分野の優先度は高い。インフラセクターでは、広域物流システムの改革を進めるための都市間高速道路や空港、港湾の整備、鉄道のサービス向上のほか、インフラ政策を促進するための組織間の連携、効率的な計画策定や計画に沿った財源の確保などを重点課題としている。</p> <p>フィリピンの経済活動の多くはマニラ首都圏に集中しており、堅調な経済活動と過大に増加し続ける都市の人口は交通渋滞と環境悪化をもたらしつつある。マニラ首都圏における総合交通網整備の推進と経済活動の地方への分散化は、都市の混雑を緩和して、経済成長を促進し国全体に雇用を創出するうえで必要不可欠である。</p> <p>フィリピン国運輸通信省(Department of Transportation and Communications、以下「DOTC」)は運輸交通政策の主管官庁であり、国家的交通政策である総合交通計画を推進するためには、継続して能力強化を行っていく必要がある。このため、総合交通に知見ある専門家からの提言や指南に基づいた交通計画策定、プロジェクト実施とそれらの評価について指導を必要としている。</p> <p>また、さまざまな円借款事業を推進、監理していくうえでも、本総合交通政策・管理専門家を通じた情報収集や実施促進支援が円借款事業の迅速化につながる。</p>
上位目標	国家的な総合交通システムを実現するため、フィリピン国の交通セクターにおける計画策定と政策決定の質を向上する。
プロジェクト目標	プロジェクトを円滑かつ確実に実施していくため、DOTC及びその他の交通関連行政機関における交通計画の適切な実施に寄与する能力の強化を図る。
成果	1) 総合交通計画の観点から、関連するプロジェクトを調整するためのDOTCの能力が強化される。 2) 多様な局面を想定、調整し、プロジェクトが円滑かつ確実に実施される。
活動	1) 交通インフラ計画及びRRTS開発、空港・港湾の改善といったプロジェクトを実施する際に生

じてくる課題や問題に対して、解決策を検討するための技術的指導及び支援を行う。  
2) 国家的国土交通政策ならびに環境に配慮した持続的な交通について、関連するアクションプランを作成し活動を促進するためのセミナーの開催を支援するとともに、専門家自らがリソースパーソンとして講演等を行う。

#### 投入

日本側投入 総合交通政策・管理長期専門家1名(2年間)  
相手国側投入 (1)カウンターパートの配置  
(2)執務スペース、国内用電話回線  
外部条件 特になし

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

##### 援助活動

- ・個別専門家「総合交通政策」(1992～)
- ・個別専門家「道路計画管理」(1990～)
- ・開発調査「マニラ首都圏総合都市交通改善計画」(1999)
- ・開発調査「全国港湾網戦略的開発マスタープラン」(2004)
- ・開発調査「内航海運振興開発計画調査」(2005)
- ・開発調査「全国空港整備戦略マスタープラン調査」(2006)
- ・個別専門家「総合交通計画策定能力開発支援(1)」(2007)
- ・個別専門家「総合交通計画策定能力開発支援(2)」(2007)
- ・個別専門家「総合交通実施・管理」(2010～2012)
- ・円借款「LRT1号線増強及び2号線建設事業(E/S)」(1993年)
- ・円借款「LRT1号線増強事業」(1994年)
- ・円借款「メロマニラ大都市圏交通混雑緩和事業(I)」(1996年)
- ・円借款「メロマニラ大都市圏交通混雑緩和事業(高架鉄道2号線建設)事業(II)」(1997年)
- ・円借款「LRT1号線増強事業(II)」(2000年)



有償技術支援－有償専門家

2016年06月10日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)道路計画管理 (英) Road Planning and Management Advisor
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	運輸交通網整備
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	経済成長基盤の整備
プロジェクトサイト	マニラ
協力期間	2012年06月01日 ~ 2015年05月31日
相手国機関名	(和)公共事業道路省
相手国機関名	(英) Department of Public Works and Highways

## プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン中期開発計画では運輸交通インフラ(ハード、ソフト)両面の整備を通じた投資環境整備を重点取組み課題としている。フィリピンでは運輸交通の中でも、特に道路交通への依存度が高く、旅客輸送の約9割、貨物輸送の約5割を道路交通が担っている。このため、フィリピン政府は、道路網、高速道路施設の整備を重視し、新設による道路網の拡張と、持続的な道路網整備のための維持管理に取り組んできた。</p> <p>DPWHは独自の財源の他、我が国や世界銀行等ドナーの協力を得つつ、道路網整備に取り組んでいる途上であるが、限られた道路財源を効率的に運用し、道路交通の安全性・効率性を確保するために、官民連携促進による道路網整備や、過積載車両への対策、ITSの導入等交通管理、維持管理能力向上等、新たな政策課題への対処を求められている。また、わが国と同じく四方を海に囲まれたフィリピンにおいては地震等による道路災害に対する予防等対応も必要で、取組課題は多岐に亘る。</p> <p>このような背景から、DPWHや各ドナーの取り組みが整合性を持ち、体系的に行われるためにはDPWHに対する政策レベルでのアドバイスが必要であり、本専門家が要請された。</p>
上位目標	フィリピンにおける道路施設の整備状況が改善され、道路混雑の減少、安全性の向上、環境負荷軽減がなされ、ひいては経済状況の向上が達成される
プロジェクト目標	DPWH職員の道路計画策定、建設・維持管理にかかる能力が向上する。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 道路計画策定能力向上のための助言がなされる。</li><li>2. 道路計画、プロジェクトの優先順位付等に対して政策的な助言がなされる。</li><li>3. 官民連携による道路整備についての助言がなされる。</li><li>4. 渋滞緩和について高度道路交通システム(ITS)の適用等にかかる助言がなされる。</li><li>5. 道路災害対策にかかる助言がなされる。</li><li>6. 道路維持管理能力向上に資する助言がなされる。</li><li>7. ヨランダ台風被害を踏まえた道路分野における今後の協力方針検討</li></ol>
活動	上記「(3)成果」項目について以下の活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 情報・意見を収集し、現状を把握する。</li><li>2. 取り組むべき課題を抽出する。</li></ol>

3. 課題解決の方策について、DPWHの解決案作成を支援する。
4. 解決案にかかるDPWHのアクションプラン作成を支援する。
5. DPWHのアクションプラン遂行に助言を行う。
6. アクションプランの取組をDPWHとともに評価する。
7. アクションプランの取組評価結果をDPWHの事業計画にフィードバックする。

#### 投入

日本側投入	長期専門家36.00MM
相手国側投入	C/Pの配置 執務室等の提供

#### 実施体制

- |           |   |
|-----------|---|
| (1)現地実施体制 | 公共事業道路省の予算や計画を司る計画局を主たるC/Pとし、設計局、建設局、維持管理局や調査標準局等と協働し業務を行う。 |
| (2)国内支援体制 | 国土交通省(専門家推薦元)   |

#### 関連する援助活動

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1)我が国の<br>援助活動   | 「道路改良・保全事業」(2011年3月承諾)<br>「メガマニラ圏高速道路建設事業準備調査」(2011年2月から2012年6月)<br>「メロマニラ立体交差建設事業(IV)準備調査」(2011年10月から2012年11月)<br>「メガマニラ圏ITSによる高規格道路ネットワーク強化プロジェクト」(立上準備中)<br>「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクトフェーズⅡ」(2011年10月から2014年9月)<br>「大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト」(2012年4月から2013年9月) |
| (2)他ドナー等の<br>援助活動 | 世界銀行「The National Roads Improvement and Management Program(NRIMPII)」(2008年5月承諾)<br>世界銀行「カビテ・ラグナ高速道路」準備調査   |



技術協力プロジェクト

2018年07月03日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクトフェーズ2 (英)Improvement of Quality Management for Highway and Bridge Construction & Maintenance, Phase 2
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	大首都圏の質の高いインフラ整備プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	持続的経済成長に向けた質の高いインフラ整備
プロジェクトサイト	本省(マニラ)、ルソン地域(リージョンCAR バギオ)、ビサヤス地域(リージョンVII セブ)、ミンダナオ地域(リージョンXI ダバオ)
署名日(実施合意)	2011年07月21日
協力期間	2011年10月01日 ~ 2014年09月30日
相手国機関名	(和)公共事業道路省
相手国機関名	(英)Department of Public Works & Highways

## プロジェクト概要

背景 公共事業道路省(Department of Public Works and Highways、以下「DPWH」)はフィリピン共和国の道路・橋梁の建設・維持管理を担う中央省庁である。DPWHが2010年8月に行ったインベントリー調査によると、同国の総道路延長は約213,150Km(高速道路を除く)、内、国道(29,898Km)、州道(30,925Km)、市・町道(30,626Km)、残りは生活区域等から基幹道路までのアクセス道路となる最少行政区道である。

DPWHが2009年12月に国道を対象に行ったインベントリー調査では、舗装されている道路の割合が約70%、未舗装道路の割合が約30%であるが、舗装されている道路においても、その内、約30%の道路はDPWHの点検基準により舗装のひび割れ、わだち掘れ等による「不可」以下の状態と判断されており、全国道の約半分は補修もしくは改良、改修が必要な状態であると考えられる。

DPWHの道路整備に関する中期計画(Medium-term Program 2005-2010)においては「国道の95%を舗装道路とし、かつ良好な状態とすること」を目指していたが依然途上であり、道路・橋梁の維持管理体制の更なる強化が喫緊の課題となっている。

本事業は技術協力事業「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト」(2007年2月から2010年2月)のフェーズIIとして、同国政府から、我が国に要請されたものである。DPWHは予算や計画、各種基準等を司る本省と、地方の現場において道路・橋梁の建設・維持管理を担う16のリージョンオフィス、リージョンオフィスが監理監督する175のディストリクトエンジニアリングオフィスで構成されるが、特に地方技術者の能力向上が不可欠であるという背景から、本事業フェーズIではバギオ、セブ、ダバオの3つのリージョンオフィスをモデルとして技術研修講師の育成等を行い、その成果を他のリージョンオフィスにも普及することを目的に実施された。本事業フェーズIの終了時評価(2009年12月)では、道路・橋梁維持管理に係る各種マニュアル等の整備、研修等により道路・橋梁の維持管理に関する個々の技術・知識についてはおおむね達成目標を充たすことはできたものの、一連の流れを包括的に理解し事業を進めていくための知識・技術について今後も引き続き強化していく必要があると結論付けている。道路・橋梁の維持管理体制を整えるためには、点検計画、点検、点検評価、補修計画、補修・対策工という一連の維持管理サイクルを確立する必要があるものの、DPWHは、道路で

は特に斜面維持管理、橋梁については詳細点検や点検結果の評価に引き続き課題を有しており、維持管理サイクルが確立されていない。

一方、DPWHは、行政組織のスリム化を目指し、組織合理化計画(Rationalization Plan)を進行中である。同計画では、道路・橋梁の日常・定期的維持管理にかかる実際の作業は外部に委託、DPWHはこれを監理するという基本方針を示している。しかしながら、維持管理業務の外部委託化を進めるにおいても、委託する作業の品質を監理するためには、DPWHが道路・橋梁の維持管理にかかる一定の技術を習得し、維持管理サイクルを確立する必要があり、本事業を我が国に要請したものである。

上位目標	道路・橋梁の維持管理に係るDPWH全体の能力が向上する。
プロジェクト目標	DPWHモデル3リージョンオフィス及びディストリクト・エンジニアリングオフィスの道路・橋梁の維持管理に係る能力が向上する。
成果	成果1. 道路・橋梁の維持管理サイクルが改善する。 成果2. 道路斜面維持管理に係るモデルリージョンオフィス技術者の能力が向上する。 成果3. 橋梁維持管理に係るモデルリージョンオフィス技術者の能力が向上する。
活動	1-1. 技術作業部会(TWG)は、道路・橋梁の維持管理サイクルの現状を見直し、課題を確認する。 1-2. TWGは、道路・橋梁の維持管理サイクルの改善策を検討する。 1-3. TWGは、道路・橋梁の維持管理サイクルの改善に向けての試行策を実施する。 1-4. TWGは、道路・橋梁の維持管理サイクルに係るワークショップを開催する。  ※技術作業部会(Technical Working Group)は、DPWH本省の計画局、設計局、建設局、維持管理局、調査標準局の責任者により構成され、道路・橋梁維持管理サイクルの改善のために各部局間の業務分掌や業務のやり方等の見直しを図り、改善策を検討・実施する。  2-1. 道路斜面管理システム(RSMS)及び同マニュアルの活用を促進する。 2-2. 道路斜面維持管理技術に係るパイロットプロジェクトを実施する。 2-3. フェーズIで整備した道路維持管理・品質管理に係るマニュアル及びガイドラインを見直し、必要に応じて改良する。 2-4. 日常維持管理マニュアル(RMMM)を見直し、必要に応じて改良し、日常維持管理ポケットブックを作成する。  3-1. 橋梁管理システム(BMS)に係る詳細点検マニュアルを作成する。 3-2. 詳細点検マニュアルを使った橋梁詳細点検を実施する。 3-3. 橋梁補修に係るパイロットプロジェクトを実施する。 3-4. フェーズIで整備した橋梁維持管理・品質管理に係るマニュアル／ガイドラインを見直し、必要に応じて改良する。 3-5. 日常維持管理マニュアル(RMMM)を見直し、必要に応じて改良する。 3-6. 斜張橋、PC桁橋等特殊橋梁の点検マニュアルを作成する。 3-7. 特殊橋梁の点検マニュアルを用いた日常／定期点検を実施する。
投入	
日本側投入	【専門家】 橋梁維持管理 橋梁点検マニュアル 橋梁補修パイロットプロジェクト 道路維持管理(斜面管理) 道路斜面パイロットプロジェクト監理 日常維持管理ポケットブック(舗装／法面・排水／橋梁) 業務調査／道路維持管理補助 (業務実施契約 計102.53MM) 特殊橋梁マニュアル (長期専門家 計24.00MM) その他、プロジェクトの効果的な実施に必要な専門家 【供与機材】 研修用機材等 【本邦／第三国研修】 道路・橋梁の維持管理分野等、毎回8名程度 【現地業務費】 交通費、通信費、研修実施経費(機材費等)、 マニュアル／ガイドライン作成経費等
相手国側投入	【カウンターパートの配置】 本省及び各モデルリージョンオフィス(総計20名程度) 【設備、機材】 本省及び各モデルリージョンオフィスにおけるプロジェクトオフィススペース並びにオフィス設備、 プロジェクト活動に必要な資機材 【プロジェクト活動に必要な経費】 パイロットプロジェクト実施費用 研修等プロジェクト活動参加のためのカウンターパート及び対象技術者の旅費・日当 その他プロジェクト活動に必要な経費
外部条件	【成果達成のための外部条件】 1. モデルリージョン技術者の離職／異動率がプロジェクト開始時より増加しない。 【プロジェクト目標達成のための外部条件】

1. プロジェクトで作成／改訂したマニュアル／ガイドラインについてDPWH本省の承認が遅れない。  
【上位目標達成のための外部条件】
  1. モデルリージョン以外で道路・橋梁の維持管理に係る活動を実施するための予算が手当される。
  2. 道路・橋梁分野に係る同国政府の政策が変更されない。

実施体制

(2)国内支援体制            国道交通省等

関連する援助活動

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1)我が国の<br>援助活動   | <ul style="list-style-type: none"><li>・技術協カプロジェクト「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクトフェーズ I」(2007年2月から2010年2月)</li><li>・開発調査「道路土砂災害の危険度の評価・監理計画調査」(2006年3月から2007年5月)</li><li>・有償専門家「道路計画管理」(2010年6月から2012年6月)</li><li>・有償専門家「道路維持管理に係る戦略および計画策定支援」(2010年10月から2011年12月)</li></ul> |
| (2)他ドナー等の<br>援助活動 | <ul style="list-style-type: none"><li>・円借款「道路改良・保全事業」(2011年3月承諾)</li><li>・世界銀行「National Roads Improvement and Management Program Phase II (NRIMP II)」(2008年5月承諾)</li></ul>  |



技術協力プロジェクト

2018年07月03日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)総合交通計画管理能力向上プロジェクト (英)The Project for Capacity Development on Transportation Planning and Database Management in the Republic of the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-運輸交通一般
プログラム名	大首都圏の質の高いインフラ整備プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	持続的経済成長に向けた質の高いインフラ整備
プロジェクトサイト	フィリピン
署名日(実施合意)	2010年03月20日
協力期間	2011年09月01日 ~ 2015年12月31日
相手国機関名	(和)運輸通信省
相手国機関名	(英)Department of Transportation and Communications (DOTC)

## プロジェクト概要

## 背景

マニラ首都圏をはじめとした地方都市での経済活動の活性化と人口の集中にともない、交通混雑や交通事故、生活環境の悪化が深刻な社会問題となっている。特に、自家用車の増加が交通混雑の要因となっており、2007年から2009年にかけて約11%の登録台数の増加が見られている(2009年時点では177万台)。また、2009年の年間交通事故発生数は64747件と報告されている。さらには、近年の地球温暖化の問題への取り組みも求められてきており、公共交通網の整備が重要となっている。加えて、持続的経済成長を実現していくためには基盤整備への投資が不可欠であり、運輸・交通網の整備・改善、及び交通モード間の連携強化を図り、民間投資を誘致しやすい環境を作りだしていくことが重要である。

運輸交通インフラ整備には陸海空の各交通モードを総合的に計画することが必要である。フィリピンの運輸交通政策を担う運輸通信省(Department of Transportation and Communications、以下「DOTC」)では、国家交通計画の策定時に必要となる各種交通データが、航空交通、鉄道交通、道路交通、水上交通というモード別に分かれているが、省内においてもモード間の情報を十分に共有できていない。つまり、関係する主要機関(軽量軌道交通公社、フィリピン国鉄等)での各モードで実施しているマスタープランのデータ連携、連絡調整、データ蓄積、共有、アップデート等が不十分な状況にある。こうしたことから、総合交通政策を所管するDOTCにおいて、各種交通モードのデータ蓄積と組織力強化及び総合交通に係る政策立案能力強化が求められている。特に、マニラ首都圏では現在運営されている3つの都市軌道交通システムの拡充、セブ市やダバオ市などではBRTやモノレールなどの検討も行われている。自家用車から公共交通への転換を促進する交通政策は、交通混雑などの交通問題や様々な環境問題を緩和するものとしてそのニーズは非常に高いものと判断される。これを可能とするには、MMUTIS(Metro Manila Urban Transportation Integration Study:マニラ首都圏総合都市交通改善計画(1999年))によって整備された交通データベースを適切に更新・管理し、高度かつ多様な解析が行えるよう、交通データベースの計画・運用・維持管理能力を向上し、公共交通網計画策定への活用を図ることが不可欠である。

上位目標 DOTCによりマニラ首都圏の公共交通網計画が策定される。

プロジェクト目標 DOTCによるマニラ首都圏の公共交通網計画の策定体制が改善される。

成果 1) マニラ首都圏における交通データベースの管理能力が向上する。  
2) マニラ首都圏における公共交通網の計画策定のための人材が育成される。  
3) マニラ首都圏における公共交通網整備に係る政策課題の検討調整能力と政策形成能力が向上する。

活動 1-1 交通調査・交通データベース管理に関するワークフローを検討し、担当官を対象とした研修を実施する。  
1-2 交通調査計画を策定し、発注、業務の管理監督を行う。パイロット地域(マニラ市)以外のマニラ首都圏においても日本人専門家の指導のもと、DOTCが交通データに係る情報収集、分析を行う。  
1-3 MMUTIS交通データベースを更新する。  
2-1 公共交通計画策定に関し、担当官を対象とした研修を実施する。  
2-2 パイロット地域の開発計画など公共交通計画に必要な諸条件を明らかにする。  
2-3 パイロット地域の公共交通網計画案を作成する。  
3-1 公共交通の整備に係る政策課題を抽出し、その論点を明らかにするとともに対応方針を策定する。  
3-2 関係機関間の調整を担う検討委員会を設立し、政策課題について検討する。  
3-3 検討委員会としての提言を取りまとめる。

投入

日本側投入

1) 専門家派遣  
交通政策、都市交通計画、交通モデル、交通調査・データベース、交通管理、鉄道計画、経済分析、交通結節点開発(他政策課題に対する各分野専門家:都市計画等)  
2) 交通調査費用(コストシェア)  
3) 供与機材  
研修等に必要機材(交通データ解析用アプリケーション、ハードウェア)  
4) 研修  
-本邦研修(テーマ:公共交通政策、交通計画データベース等)  
-現地国内研修

相手国側投入

1) カウンターパートの配置  
2) 執務室の提供  
3) 交通調査費用(コストシェア)

外部条件

主たるCPが活動中に継続的に配置される。

実施体制

(1) 現地実施体制

DOTCを中核とし、公共事業道路省(Department of Public Works and Highways、以下「DPWH」)、マニラ首都圏開発庁(Metro Manila Development Authority、以下「MMDA」)およびフィリピン大学国立交通研究センター(National Center for Transportation Studies、以下「NCTS」)とも連携・協力しながら実施する。

DOTC次官を議長とする合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)を設置する。

また、関係者間で技術的・実務的な内容を協議するための組織として、DOTC次官補を議長とするプロジェクト管理委員会(PMC: Project Management Committee)をDPWH、MMDA、NCTSとの間で設置する。

加えて、DOTC内部に新たにTransportation Database Management Unitが設置される予定であり、交通データベースの管理は同ユニットが所管していくこととなっている。

関連する援助活動

(1) 我が国の

援助活動

- ・個別専門家「総合交通政策」(1992年～)
- ・個別専門家「道路計画管理」(1990年～)
- ・プロ技「交通研究センタープロジェクト」(1992～1997、FU1997～1999)
- ・開発調査「マニラ首都圏総合都市交通改善計画」(1999年)
- ・開発調査「全国港湾網戦略的開発マスタープラン調査」(2004年)
- ・開発調査「内航海運振興開発計画調査」(2005年)
- ・開発調査「全国空港整備戦略マスタープラン調査」(2006年)
- ・開発調査「全国高規格道路網開発マスタープラン」(2007年)
- ・個別専門家「総合交通計画策定能力開発支援(1)」(2007年)
- ・個別専門家「総合交通計画策定能力開発支援(2)」(2007年)
- ・円借款「幹線道路網整備事業Ⅳ～Ⅵ」(実施中)
- ・円借款「地方道路網整備事業Ⅲ」(実施中)

(2) 他ドナー等の

援助活動

Aus-AID支援によるTransport Policy Actの制定が最終段階に来ている。  
国際援助機関である世銀やADBでも、都市交通問題への支援、特に公共交通システムの整備を重点課題の一つとしている。



個別案件(専門家)

2013年05月24日現在

本部/国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)海上保安行政 (英)Coast Guard Administration
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	ガバナンス-公共安全
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-海運・船舶
プログラム名	行財政改革
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	ビジネス・投資環境の整備
協力期間	2009年12月02日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和)運輸通信省 フィリピン沿岸警備隊
相手国機関名	(英)Department of Transportation and Communications (DOTC) - Philippine Coast Guard (PCG)
日本側協力機関名	海上保安庁
プロジェクト概要	
背景	<p>群島国家フィリピンにとって、海上交通はその経済活動と国民の日常生活を支えるものであり、船舶を利用した海運・水産・観光業は基幹産業であることから、周辺海域で発生する海難事故の未然防止・発生後の迅速かつ適切な対応、海洋環境保全は重要な課題である。また、東南アジアにおいて発生する海賊、凶悪犯罪に結びつく拳銃・麻薬等の密輸など、海上における適切な法執行・セキュリティ対策も重要な任務となっている。</p> <p>フィリピン沿岸警備隊(PCG)は、航行安全管理、海上捜索・救助、海洋環境保全、海上法令執行、海上治安維持を主要業務とする機関であるが、1998年に海上交通行政と連携した海上保安業務執行のため、国防省から運輸通信省に移管された。JICAは1991年から継続的に個別専門家を派遣してきた他、「海上保安人材育成プロジェクト」(2002年~2007年)を通じて、重点分野(法令執行、救難、航行安全、流出油防除、海洋環境保全)に関する教育訓練システム構築を支援し、「海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト」(2008年1月から実施中)にて専任教官制度の確立を目標とした支援を行っている。</p> <p>今般、PCGは、これまでの協力成果を更に発展させ、事件・事故発生時の一連のオペレーション能力向上や、資機材の有効な運用、国内外の関係機関との連携強化といった課題への対応能力を高めることが必要との認識から、本専門家派遣を要請した。</p>
上位目標	フィリピンにおける海上保安行政が総合的に強化される。
プロジェクト目標	1 海賊対策、密輸密航対策、即時対応能力が強化される。 2 日本の無償資金協力、技術協力プロジェクトによる支援の効果がより効率的に発現する。 3 周辺国との連携体制が強化される
成果	1.事件の未然防止及び捜査能力が向上することで、海賊対策、密輸密航対策が強化される 2.即時対応能力が向上する(海難や事件発生時の指揮能力が向上する、・装備管理体制が改善され、船艇・航空機等が適切に管理・整備されるようになり、各種事案への対応能力が向上する)。 3.無償資金協力『海上保安のためのPCG通信システム強化計画』によって供与した通信システムの運用体制が確立され、PCGによって有効に活用される。

- 4.技術協力プロジェクトで取り組んでいる専任教官制度の確立について、PCG本部と教育訓練局との連携が図られる。(追加)
- 5.周辺国との連携協力体制が強化される(・周辺国等と連携した情報収集・情報分析能力が向上する、・周辺国等との合同オペレーションや広範な分野における継続的な連携協力が実施される)。
- 6.我が国の対フィリピン海上保安分野での支援の方向性が提案される。

活動

- 1.我が国や周辺国における海賊対策、密輸密航対策の経験や行動計画の紹介、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の運用等に関する指導・助言を行う
- 2.PCGのオペレーション能力向上や装備管理体制の改善等に関する行政的・技術的な指導・助言を行う
- 3.通信システムの本格的な運用のために、組織体制の確立、運用方法に関する指導・助言を行う
- 4.技術協力プロジェクト、無償資金協力などの日本の実施するプロジェクトの進捗状況について、PCG幹部に随時必要な情報を提供し、進捗状況や課題を共有する。
- 5.フィリピンコーストガードアカデミー設立動向について情報収集を行う。
- 6.周辺国の海上保安活動についてPCG幹部への情報提供を行う。また、周辺国等と連携した情報収集・情報分析能力向上や円滑な連携協力の実施等に関する行政的・技術的な指導・助言を行う。
- 7.我が国の対フィリピン海上保安分野に対する協力プログラム(案)を、CP及びJICAフィリピン事務所と協議し、作成する。

投入

日本側投入

- 専門家1名(馬淵専門家)  
 派遣期間(当初) 2009年12月2日～2011年12月1日  
 派遣期間(延長) 2009年12月2日～2012年12月1日  
 派遣期間(延長) 2009年12月2日～2013年3月31日

相手国側投入

- (1)カウンターパートの配置
- (2)執務室の提供

実施体制

- (1)現地実施体制 運輸通信省(DOTC)傘下の沿岸警備隊(PCG)がフィリピン側実施機関となる。
- (2)国内支援体制 海上保安庁

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

- 1)我が国の援助活動
  - ・個別専門家「海上保安行政」(2002年～)
  - ・個別専門家「海難救助」(1990年～2002年)
  - ・個別専門家「海上通信システム」(2008年度2名短期専門家派遣、2009年度)
  - ・個別専門家「有害物質」(2009年度、2010年度)
  - ・技プロ「フィリピン沿岸警備隊人材育成開発」(2002年～2007年)
  - ・技プロ「フィリピン海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト」(2008年1月～5年間)
  - ・無償資金協力「海上保安のためのPCG通信システム強化計画」(2009年度機材供与)

有償技術支援－詳細設計

2014年05月21日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業詳細設計調査 (英)Detailed Design Study of New Bohol Airport Construction and Sustainable Environment Protection Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-国際交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-航空・空港
プログラム名	運輸交通網整備
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	経済成長基盤の整備
プロジェクトサイト	フィリピン共和国ボホール州パングラオ島
協力期間	2013年01月25日 ~ 2013年07月31日
相手国機関名	(和)運輸通信省
相手国機関名	(英)Department of Transportation and Communications

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピン国(以下「フィ」国)は、7千余りの島々からなる島嶼国であることから航空輸送が重要な輸送手段となっており、全国に現在83の空港が整備されている。中部フィリピン(ビサヤス)地域のボホール州では、州都タグビララン市にある現空港の年間旅客数が、過去10年間で39,268人(2001年)から572,476人(2010年)と急激に増加しており、増加する航空需要への対応が求められている。

一方、現空港は滑走路周辺を住宅密集地に囲まれた狭隘な敷地にあり、着陸帯の幅が国際民間航空機関(International Civil Aviation Organization: ICAO)の基準を満たしておらず、駐機中の航空機が転移表面に抵触しており、また、現空港建設時には想定していなかった大型航空機が運航することになり、現状では必要な滑走路長を有していないため、安全面に問題がある。しかしながら、現空港の拡張は、航空機の進入経路直下に突出した山の存在による安全面の問題や大規模な用地取得や住民移転を要する環境社会面の問題等から困難な状況にある。したがって、国際的な安全基準を満たし、かつ、現空港より長い滑走路の整備等を含む十分な処理能力を備えた新空港の建設が喫緊の課題となっている。

「フィ」政府は、フィリピン開発計画(2011-2016年)において、航空の安全性向上を謳っており、またマニラのニノイ・アキノ国際空港の混雑緩和のため、国内地方空港の一部にも国際線を受け入れられるよう体制を整えることを重点項目として掲げていることから、ボホール州パングラオ島における国内線に加えて国際線の受け入れも可能な新空港の建設(以下「本事業」という。)は、フィリピンの開発政策に合致する。また、2010年6月に発足したアキノ新政権は、官民連携インフラ開発事業(PPP)優先10大事業の一つとして本事業を掲げており、運輸通信省策定の「公共投資プログラム(2011~2016年)」においても、本事業は51の優先事業中の上位に位置づけられている。

このような状況から、2011年に「新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業調査」のフィージビリティ調査(F/S)実施の要請がなされ、新ボホール空港の概略設計を実施した。この結果を受け、2012年10月にSTEP条件を活用した円借款の要請があり、円借款供与による事業実施が予定されている。

本業務は、2012年8月17日「フィ」府との間で署名交換された討議議事録(R/D)に基づき、詳細設計及び入札図書作成を目的として、2013年1月から7ヶ月の予定で実施する。

パングラオ島に新空港を整備することで航空輸送に係る利便性・安全性の向上を図り、同地域

上位目標	における持続可能な成長に寄与すること
プロジェクト目標	中部フィリピン地域のボホール州において、州都タグビララン市にある現空港に代えて対岸のパングラオ島に新空港を整備すること
成果	新ボホール空港の基本設計・詳細設計の実施及び入札図書(案)の作成
活動	本事業に係る詳細設計業務の実施

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

1. 関連調査  
「新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業準備調査」2011-2012年
  2. 対象円借款事業  
事業名：新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業準  
事業内容：  
①土木工事：滑走路(2,000m)、着陸帯、誘導路、エプロン(4,800m<sup>2</sup>)、アクセス道路、駐車場等  
②建築工事：旅客ターミナルビル、管制塔、消火救難施設、空港管理棟、空港メンテナンスビル、付帯建築施設、供給処理施設建物、廃棄物集積施設、航空保安無線施設、  
③供給処理施設：水供給システム、電源システム、汚水処理システム  
④航行援助施設：ILS、VOR/DME、管制通信施設、航空通信施設、気象観測装置、航空灯火施設  
⑤コンサルティングサービス：入札補助、施工管理、環境社会配慮支援等
- 事業費：約13,348百万円(うち円借款供与額：10,782百万円)
- 実施スケジュール：2013年11月末着工予定、2016年5月供用予定



技術協力プロジェクト

2018年07月03日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)航空航法システム安全性・効率性向上プロジェクト (英) Capacity Development Project for Improvement of Safety and Efficiency for Air Navigation System
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-国際交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-航空・空港
プログラム名	大首都圏の質の高いインフラ整備プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	持続的経済成長に向けた質の高いインフラ整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏パラニャケ市
署名日(実施合意)	2008年12月05日
協力期間	2009年02月25日 ~ 2014年02月24日
相手国機関名	(和) フィリピン民間航空庁
相手国機関名	(英) Civil Aviation Authority of the Philippines (CAAP)

## プロジェクト概要

背景	<p>国際民間航空機関(International Civil Aviation Organization: ICAO)は、増加する航空需要に対応すべく、衛星技術を用いた新CNS/ATM(New Communications, Navigation and Surveillance / Air Traffic Management)の導入を決定し、加盟国各国が同システムの整備を急いでいる。</p> <p>フィリピン国では、円借款事業により新CNS/ATMシステムの整備を進めているが、同時に、システムに対する飛行方式設定、航空交通流管理、空域管理などの手順書の整備や、職員の知識と運用能力の向上などが必要となり、フィリピン国政府は、人材育成を目的とした技術協力を日本政府に要請した。これを受け、国際協力機構(JICA)は、2008年10月に事前調査団を派遣し、2008年12月5日に実施機関であるフィリピン民間航空庁(Civil Aviation Authority of the Philippines : CAAP)とR/Dの締結を行った。</p> <p>これにより、「フィリピン国航空航法安全性・効率性向上プロジェクト」(全5年間)の実施が決定され、フェーズ1が2009年2月より2年間、フェーズ2が2011年3月より3年間実施されることとなった。</p> <p>なお、2008年12月5日に署名されたR/Dは、現在まで2度改訂されている。【第一回改訂版R/D(2009年12月18日改訂)、及び第二回改訂版R/D(2010年12月10日改訂)】、議事録については、オリジナルR/Dにかかる議事録(2008年10月20日署名)及び第二回改訂版R/Dにかかる議事録(2010年12月10日署名)、第三回改訂版R/Dにかかる議事録(2011年10月7日署名)がある。本実施計画書は、最新の第三回改訂版R/Dにより作成している。</p>
上位目標	航空管制における新CNS/ATMシステム実施により、航空安全性・効率性が向上する。
プロジェクト目標	新CNS/ATMがCAAPにより、効率的かつ自立的に運用・管理される。
成果	1.RNAV航空路が設計され新飛行方式が確立される。 2.航空交通流管理(ATFM)の能力が開発される。 3.空域管理(ASM)の能力が開発される。

- 4.ADS/CPDLC運用に係る能力が開発される。
- 5.新管制システムに対する管制業務の能力が開発される。
- 6.新管制システムに対する管制技術業務の能力が開発される。
- 7.航空情報業務(AIS)の品質管理能力が強化される。
- 8.安全管理システム(SMS)の能力が開発される。

活動

- 1.1 飛行方式の設定を行う。
- 1.2 WGS84データを整備する。
- 1.3 新航空路、新方式飛行に係る検査を実施する。
- 1.4 PBN導入に関連する民間航空安全規則の整備
- 2.1 航空交通流管理(ATFM)に係る基礎研修を実施する。
- 2.2 航空交通の混雑状況を調査し、解決の方向性を検討する。
- 2.3 航空交通流管理(ATFM)の本邦研修を実施する。
- 2.4 ATFMシミュレータの仕様を作成し、シミュレータを調達する。
- 2.5 ATFMシミュレータの調整と運用方式を準備する。
- 2.6 ATFMシミュレータによるATFM 試験運用を実施する。
- 2.7 滑走路と空域の処理能力を分析する。
- 2.8 協調的意思決定(CDM)の試験運用を実施する。
- 2.9 スロットコントロールの訓練を実施する。
- 2.10 ATFM 運用手順書を整備する。
- 2.11 ATFM運用手順書に従い運用に向けた準備を行う。
- 2.12 ATMCIにおける協調的意思決定(CDM)の導入準備を行う。
- 3.1 空域管理(ASM)運用手順書を整備する。
- 3.2 ASM運用手順書に基づき運用に向けた準備を行う。
- 4.1 ADS/CPDLCトライアル運用を計画する。
- 4.2 ADS/CPDLCについて管制官を訓練する。
- 4.3 ADS/CPDLCについて管制技術官を訓練する。
- 4.4 ADS/CPDLCトライアル運用を実施する。
- 4.5 運用基準作成、課題報告分析及び異常識別を実施する。
- 4.6 新システムに対するADS/CPDLCの運用準備を行う。
- 4.7 ADS/CPDLC運航承認に関する航空法を整備する。
- 5.1 SE業務に対する管制官の本邦研修を実施する。
- 5.2 新システムに対する管制業務の運用細目を整備する。
- 5.3 管制業務の運用細目に基づき運用準備を行う。
- 6.1 SSRモードSについて管制技術官を訓練する。
- 6.2 SE業務に対する管制技術官の本邦研修を実施する。
- 6.3 新システムに対する管制技術業務の運用細目を整備する。
- 6.4 管制技術業務の運用細目に従い運用準備を行う。
- 7.1 AIS品質管理に係る計画の策定
- 7.2 航空情報業務(AIS)担当官の本邦研修を実施する。
- 7.3 AIS品質管理の実施
- 7.4 AISデータベースの運用を確立する。
- 8.1 安全管理システム(SMS)担当官の本邦研修を実施する。
- 8.2 ATS-SMS運用基準を改定する。
- 8.3 ATS-SMSの実施を促進する。

投入

日本側投入

- [専門家]
1. 長期専門家: 2名(チーフアドバイザー・ADS/CPDLC・Mode-S、プロジェクト調整員)
  2. 短期専門家: 12分野(航空交通流管理: ATFM、広域航法: RNAV、AIS-訓練、AIS&#8211;品質管理、ADS/CPDLC、運航承認、WGS-84、飛行検査、航空交通管理: ATM、新管制システムの管制運用、新管制システムの管制技術運用、安全管理システム: SMS)

[カウンターパート研修]

新CNS/ATMシステム導入のための技術訓練

[機材]

ATFMシミュレーター、WGS84測量機材、その他、プロジェクトに必要な機材

相手国側投入

[人員]

1. プロジェクト・ディレクター、2. プロジェクト・リーダー、3. プロジェクトスタッフ
4. 技術支援スタッフ(各短期専門家に少なくとも1名ずつ配置)

[施設機材]

1. CAAPの施設機材
2. ADS/CPDLCトライアル用機材と新CNS/ATMシステム訓練用の2台のコンピュータを含む、航空管制に必要な施設機材
3. 日本人専門家用執務室
4. 講義及び実習用会議室
5. 実習訓練用に必要な施設

[予算]

1. フィリピン側職員給与及び管理経費
2. 運営経費
3. 訓練コース実施に必要な経費
4. 訓練生及び講師の旅費、日当宿泊費
5. WGS-84用の長基線分析ソフト(Bernese software)及び飛行方式設計ソフト(Geo-Titan)の購入

外部条件

- 隣国において新CNS/ATMシステムが整備されること。
- 航空保安以外の航空交通セクターにおいても安全基準が保持されること。
- 新CNS/ATM対応の航空機が増加すること。
- CAAPがプロジェクトに係る十分な予算と航空保安業務の職員を確保すること。

- CAAPが次世代航空保安システムにかかる機材の整備を継続すること。
- CAAPが従来型航空保安システムの性能を維持すること。
- プロジェクトに配置されるカウンターパートがプロジェクト期間を通じてプロジェクトに関与すること。
- CAAPが十分な当事者意識をもってプロジェクトを実施すること。
- 新CNS/ATMの整備が当初の計画通りに実施され、運用が開始されること。

## 実施体制

### (1)現地実施体制

フィリピン側

#### [人員]

・プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・リーダー、カウンターパート

#### [施設機材]

・CAAPの施設機材、ADS/CPDLCトライアル用機材と新CNS/ATMシステム訓練用の2台のコンピューターを含む、航空管制に必要な施設機材、日本人専門家用執務室、講義及び実習用会議室、実習訓練用に必要な施設

#### [予算]

・フィリピン側職員給与及び管理経費、運営経費、訓練コース実施に必要な経費、訓練生及び講師の旅費・日当宿泊費

### (2)国内支援体制

JICA及び国土交通省航空局で構成された国内支援体制を整備し、現地専門家の技術的なサポート、プロジェクトの円滑な実施のための支援を行う。

## 関連する援助活動

### (1)我が国の

#### 援助活動

1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)

・円借款「次世代航空保安システム整備事業」(2010年12月現在、2013年夏にパッケージ1工事完了見込)

・JICA開発調査「次世代航空保安システム整備事業連携実施設計調査」(2003年10月)

・JICA個別専門家「航空行政」(1998年～2006年)、「航空管制技術」(1991年～1998年)

・JICA技プロ「新CNS/ATM整備に係る教育支援」(2004年10月～2008年10月):新CNS/ATMについて、航空管制官及び航空保安電気技師を対象とした基本的訓練を行っている。

・JICA開発調査「大首都圏空港戦略調査」(2010年11月～2011年12月まで予定):首都圏空港の運用再編。空域再編も含まれており、本プロジェクトにより計画された将来の航空路情報、空域情報が活用される。

### (2)他ドナー等の

#### 援助活動

2)他ドナー等の援助活動

ICAOチームによるAudit対策支援



技術協力プロジェクト

2013年05月24日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)フィリピン海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト (英)Philippine Coast Guard Education and Human Resource Management System Development Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-国際交通
分野課題2	ガバナンス-公共安全
分野課題3	平和構築-治安回復
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	ガバナンス向上 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長 ビジネス・投資環境の整備
プロジェクトサイト	マニラ
署名日(実施合意)	2007年11月09日
協力期間	2008年01月07日 ~ 2013年01月06日
相手国機関名	(和)フィリピン沿岸警備隊
相手国機関名	(英)Philippine Coast Guard
日本側協力機関名	国土交通省(海上保安庁)

## プロジェクト概要

背景	フィリピン国において、海上輸送は主要な交通手段であるが、天災・人為的災害、密輸その他の不法行為、テロ・海賊行為、及び油流出事故等の問題を抱えている。かかる海上保安上の課題に対処するため、1974年海軍にフィリピン沿岸警備隊(PCG)が設置され、1998年に大統領府、同年運輸通信省に移管された。この移管により、海軍が実施していた教育・訓練業務がPCG自身の業務となり、PCGは、研修施設、機材、カリキュラム、指導員等の不備・不足という課題に直面した。以上の背景の下、フィリピン国政府の要請に基づき、2002年7月から5年間に協力期間として「海上保安人材育成プロジェクト」(以下「前プロジェクト」)が実施された。前プロジェクトでは海難救助、海洋環境保全・油防除、航行安全、海上法令励行の4分野で教育訓練やセミナーを実施し、それらを既存のシラバス、カリキュラムに組み込んでいくとともに、基礎教育の拡充、専任教官制度の創設等を行ってきた。しかしながら、PCG職員の職務遂行能力水準を更に向上させるには課題が多く残されており、前プロジェクトの終了時評価(2006年10月)において、専任教官制度の創設に加え、中・長期的な課題として法令励行及び基礎教育の分野における継続的な教育訓練内容の拡充が指摘された。また、専任教官制度に関しては、包括的・継続的教育・訓練戦略の開発が必要とされている。
上位目標	法令励行機関としてPCGの能力が向上する
プロジェクト目標	PCGの教育及び人材開発管理システムが開発される
成果	1.教育職システムが構築される 2.法令励行分野に関する教育訓練プログラムが開発され強化される 3.船艇運航の教育訓練計画が開発及び強化される
活動	<教育職制度> 1-1-1 既存の人事データベースを再検討する

- 1-1-2 教育及び研修に関する新しい人事データベースを構築する
- 1-2-1 教育職制度を設立及び発展させるために優先分野を明確にする
- 1-2-2 PCGの他の研修で必要とされる外部の人材を確認する
- 1-2-3 必要とされる講師の人数及びその専門分野を確認する
- 1-2-4 教育職に任命する人材と手段を指示する
- 1-3-1 PCG教育職のための明確なキャリアパターンに関する計画を再検討する
- 1-3-2 PCG教育職キャリアパターンのための省内及び指令部会議を組織化する
- 1-4-1 適格なPCG教育職制度を計画及び開発する
- 1-5-1 研修コースに関する評価方法を開発する

<法令励行分野研修>

- 2-1-1 法令励行分野に関する初中級幹部職員向けの新規教育訓練コースに含まれる科目を特定する
- 2-1-2 法令励行分野に関する一般職員向け新規教育訓練コースに含まれる科目を特定する
- 2-2-1 特定された科目に関するセミナー、講義及び訓練を実施する
- 2-3-1 セミナー、講義及び訓練を通じて教官を育成する
- 2-4-1 法令励行分野に関する初中級幹部職員向けの新規研修コースのために、カリキュラム、シラバス及び教材を開発する
- 2-4-2 法令励行分野に関する一般職員向けの新規研修コースのために、カリキュラム、シラバス及び教材を開発する
- 2-5-1 関連機関及び周辺国と協力し、法令励行分野に関する国際セミナーを計画、調整及び開催する

<船艇運航研修>

- 3-1-1 船艇運航の教育訓練活動に関する課題を特定し、教育職養成コースに含めるために必要な検討を行う。
- 3-1-2 船艇運航の教育訓練活動に関して、外部委託が可能な分野及び受託可能な機関を特定する
- 3-1-3 船艇運航訓練を実施する
- 3-1-4 新しい船艇運航教育訓練コースのカリキュラム、シラバス及び教材を開発する
- 3-2-1 PCG船艇運航職員資格制度に関する計画を調査立案する
- 3-4-1 PCG船艇運航管理要領を作成するため必要な計画を調査、検討、立案する

投入

日本側投入

- ・長期専門家:計4名
- 1)チーフアドバイザー/教官制度、2)海上法令励行、3)船艇運航、4)業務調整
- ・短期専門家
- ・機材の供与
- ・研修員受入

相手国側投入

- カウンターパートの配置:
- 施設・機材の提供:
- 訓練用船艇とその燃料、教室、日本人専門家執務室等の提供
- 予算措置:
- 訓練実施に要する費用、カウンターパートの人件費、供与機材の引き取り及び維持管理費用等

実施体制

(1)現地実施体制

本件専門家チームは、教育訓練局のあるファローラに事務所を置き、個別案件(馬淵専門家)がPCG本部に在籍している。本件の実施には、PCG本部とのパイプを強化することが重要であるため、技プロチームと個別専門家が連携することが重要である。

(2)国内支援体制

- ・海上保安庁
- ・2009年10月より2~3ヶ月に1回、フィリピン側とテレビ会議を開催し、専門家、海上保安庁、フィリピン事務所、JICA本部で進捗状況を共有している。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・技術協力プロジェクト「海上保安人材育成」(2002年7月~2007年6月):
- ・個別専門家「海上保安行政」(2006年12月~2008年12月)
- ・無償資金協力「海上保安のためのPCG通信システム強化」(2007年7月E/N、2009年3月完了)

(2)他ドナー等の

援助活動

オーストラリア政府:研修システム開発協力



開発計画調査型技術協力

2014年06月05日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)メガマニラ圏ITSによる高規格道路ネットワーク強化プロジェクト (英)Mega Manila Region Highway network ITS Integration Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-都市交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	運輸交通網整備
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	経済成長基盤の整備
プロジェクトサイト	メガマニラ圏
署名日(実施合意)	2011年12月02日
協力期間	2012年06月14日 ~ 2013年07月07日
相手国機関名	(和)公共事業・高規格道路省及びメトロマニラ開発公社
相手国機関名	(英)Department of Public Works and Highways and Metro Manila Development Authority

## プロジェクト概要

## 背景

メガマニラ圏(メトロマニラを中心とし、中部ルソン、カラバルソンを包括する経済圏)ではマニラ首都圏をはじめ、地方都市においても経済活動の活性化と人口の集中にともなう交通渋滞が発生しており、人・物の円滑な輸送機能を阻害し、結果的に「フィ」国の投資対象としての国際競争力を下げている。また、交通混雑や交通事故、大気汚染による居住環境の悪化も深刻な社会問題となっており、早急な対応が求められている。「フィ」国政府はメガマニラ圏の交通状況改善のために有料高速道路をはじめ高規格道路ネットワークの整備を推進しており、中部ルソンリンク高速道路(CLLEX)及びカピテ・ラグナ高速道路(CALAX)の整備を円借款による資金調達により整備が進めている。

一方で、限られた予算及び用地取得における問題が制約となり、特に都市部においては短期間での道路インフラの整備は困難な状況であり、交通状況改善のための手段として高度道路交通システム(Intelligent Transportation System、以下「ITS」)の導入が期待されている。既に幹線道路であるC-4を中心に交通管制システムが導入されているものの、交通情報の収集・生成・提供の自動化が進んでおらず、渋滞頻発箇所配置された交通監視員からの情報や画像情報をもとにした主観的な情報がインターネットを通じて発信され、交通整理員の判断によって信号機が制御されるなど、効率的な管制システム導入に向けて多くの課題が残されている。

有料高速道路においては路線ごとに民間事業者による管制システムが導入されており、個別に運営されている。将来的には、一般道も含めた包括的な交通管制システムを導入することでドライバーへの情報提供体制を強化し、交通流を最適化することで顕在化する都市交通問題を解決する対策も考えられる。また、ネットワーク整備に伴い、対距離課金システム、路線間で統一されたETCシステムが求められることが想定され、異なる事業者間の相互運営体制の確立も求められる。都市内の交通管制においても関連省庁、自治体との調整が必要となり、導入するITSの技術的側面からの統合化のみならず、組織的な統合も必須となっている。上記を踏まえ、本調査においては、一般道及び有料高速道路の交通を包括的に管理する交通管制システムの導入計画及び技術的・組織的フレームワークと導入戦略について検討し、メガマニラITS導入マスタープランを作成する。また、短期的・中期的に導入が見込まれるシステムについてPre-FSレベルの提案を行うこととする。

上位目標	「フィ」国政府がITSを活用した都市間及び都市内の交通環境の向上に向けた取り組みを行い、発生する諸問題に対して主体的に解決策を立案できるようになる。
プロジェクト目標	メロマニラ圏、メガマニラ圏の交通状況を考慮し、国内外のITS関連技術を組み合わせ、長期、中期、短期のITS導入及び運用に向けた体制案、制度案が作成される。
成果	・メロマニラ圏以外のメガマニラ圏及びメロマニラ圏のITSマスタープラン ・フィリピン道路行政関係者のITSへの理解の醸成
活動	<p>《国内事前準備期間》(2012年3月)</p> <p>(1)関連資料・情報の収集・分析 (2)調査の基本方針、方法、工程、手順等の検討 (3)インセプションレポートの作成 (4)上記の内容を取りまとめてインセプションレポートを作成する。</p> <p>[1] フェーズ1(2011年4月～2011年6月)</p> <p>《現地活動期間》</p> <p>(1)メガマニラ圏及びメロマニラ圏の道路交通とITS関連情報収集</p> <p>1)既存の道路交通計画・法令・制度のレビュー 2)既存の交通データ、交通関連調査資料の収集・整理 3)DPWH、MMDA、DOTC等の関係行政機関の所掌の把握</p> <p>(2)既存ITS設備の把握と評価</p> <p>1)既存交差点信号処理システムの現状把握と評価 2)一般道路の交通管制システムの導入状況の把握と評価 3)有料高速道路の交通管制システムの導入状況の把握と評価</p> <p>(3)ITSニーズに係る補足情報収集</p> <p>1)道路・公共交通利用者及び事業者に対するITS整備へのニーズ調査・分析 2)交通課題の抽出・分析 3)政府機関・民間オペレータのITSニーズの把握</p> <p>《第2次国内活動期間》</p> <p>(1)インテリムレポートの作成</p> <p>[2] フェーズ2(2012年 8月～2012年9月)</p> <p>(1)インテリムレポートの説明・協議</p> <p>(2)メガマニラ圏の有料高速道路ITS導入に向けたマスタープランの作成</p> <p>1)交通課題とニーズを踏まえたITSメニューの抽出と整備戦略の策定 2)メガマニラ圏の高速道路ITSのシステムアーキテクチャの策定 3)ITSシステムを構成する要素技術と対応するシステム機器の抽出 4)経済・財務分析 5)システムの導入・管理体制に係る組織・制度面での整備計画の策定 6)短期・中期・長期のITS導入スケジュールの策定</p> <p>(3)メロマニラ圏のITS導入に向けたマスタープランの策定</p> <p>1)交通課題とITSニーズを踏まえたITSメニューの抽出と整備戦略の策定 2)ITSシステムの全体像を俯瞰するシステムアーキテクチャの構築 3)ITSシステムを構成する要素技術と対応するシステム機器の抽出 4)経済・財務分析 5)システムの導入・管理体制に係る組織・制度面での整備計画の策定 6)短期・中期・長期のITS導入スケジュールの策定</p> <p>(4)カウンターパート研修の企画・実施</p> <p>《第2次国内活動期間》</p> <p>(1)プログレスレポートの作成</p> <p>[3] フェーズ3(2012年 10月～2012年12月)</p> <p>(1)パイロットプロジェクトの抽出とプレF/Sの実施</p> <p>1)パイロットプロジェクトの抽出 2)プロジェクト実現に向けた投資計画、組織計画等の策定 3)整備手法、運営組織、民間参入形態の検討 4)運営・維持管理体制骨子の策定</p> <p>(2)セミナー・ワークショップの開催</p> <p>《国内整理期間》</p> <p>(1)ドラフトファイナルレポートの作成 (2)ファイナルレポートの作成</p>
投入	
日本側投入	<p>1. 総括／関連省庁間調整 2. 総合交通計画・管理 3. 道路交通管制 4. システムアーキテクチャ／ETCシステム 5. 組織・制度</p>

- 6. 交通調査／ITSエース分析
  - 7. 経済・財務分析
  - 8. コスト積算
- 相手国側投入
- ・ステアリングコミッティの設置
  - ・テクニカルワーキンググループの設置
  - ・カウンターパートの配置
  - ・執務室の提供 (Metro Manila)

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
  - ・メガマニラ圏高速道路建設事業協力準備調査
  - ・高規格道路ネットワークマスタープラン
- (2)他ドナー等の援助活動
  - ・世界銀行 「The National Roads Improvement and Management Program (NRIMP)】
  - ・ADB 「道路改善プロジェクト」
  - ・AusAID 「PPP支援」

開発計画調査型技術協力

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 東南アジア・大洋州部

## 案件概要表

案件名	(和)大都市圏における鉄道戦略調査 (英) Study on the Strategic Railways Networks for the Greater Capital Region
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-都市交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-鉄道
プログラム名	運輸交通網整備
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	経済成長基盤の整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏、クラーク
署名日(実施合意)	2011年12月20日
協力期間	2012年02月28日 ~ 2013年06月30日
相手国機関名	(和)運輸通信省、基地転換開発庁
相手国機関名	(英) Department of Transportation and Communications, Base Conversion Development Authority

## プロジェクト概要

背景  
フィリピン国マニラ首都圏では、急速に人口が増加し、都市化に伴い交通事情は悪化の一途をたどっている。同時に全国の登録自動車総数が年率約6%で増加するなど道路輸送に起因する大気汚染や温室効果ガス削減対策の必要性が増しており、代替的な大量交通手段の拡充が必要とされている。

現在のマニラ都市圏の都市鉄道は、軽量鉄道公社(LRTA: Light Rail Transit Authority)によるLRT1号線及び2号線、運輸通信省(DOTC: Department of Transportation and Communications)によるMRT3号線、フィリピン国鉄(PNR: Philippine National Railways)による通勤列車などがあるが、増大するマニラ首都圏の需要に追いついておらず更なる拡充が求められている。

このため、フィリピン政府は深刻さを増す交通問題を解消するため、LRT1号線南伸、LRT2号線東伸事業等により、マニラ首都圏の大量輸送システムを拡張推進することを計画している。両事業は、DOTCの5か年計画(2011年10月発表)に含まれており、アキノ政権の優先事業とされている。また、DOTCは、首都圏内のより円滑な交通システム構築のために、3路線に共通の料金システム導入を計画している。

一方、人口の増加や経済圏の拡大に伴い、フィリピン政府はマニラ首都圏を拡大した広域の物流・成長回廊(スービック・クラーク・マニラ・バタンガス成長回廊)のシームレスな運輸交通ネットワークの整備を推進している(フィリピン開発計画2011~2016)。右構想に基づき、混雑が著しく、安全運航の確保の観点からも問題が指摘されているマニラ国際空港だけではなく、クラーク国際空港(マニラの北西約100kmに位置)の利活用の促進が検討されている。同空港の利活用促進のためには、同空港とマニラ首都圏の間のアクセスを改善する必要がある。比政府は複数の高速鉄道の案を有しているところである。

以上の状況を踏まえ、比政府は日本政府に対して、マニラ首都圏の都市鉄道システムの改良(1号線・2号線の延伸、共通料金システムの導入等)及びクラーク・マニラ首都圏間の高速鉄道を対象とした調査実施に係る要請を行った。

上位目標  
フィリピンの物流・成長回廊及びマニラ首都圏における鉄道ネットワークが整備される。

プロジェクト目標	フィリピンの物流・成長回廊及びマニラ首都圏における戦略的な鉄道ネットワーク整備計画が作成される。
成果	(1) LRT1号線の延伸に係る既存調査のレビュー (2) LRT2号線の延伸に係る既存調査のレビュー (3) クラーク・マニラ首都圏間的高速鉄道整備に係るオプション検討・プレF/S作成
活動	<p>1 LRT1号線の延伸に係る既存調査のレビュー</p> <p>(1) 既存計画・調査のレビュー(マニラ首都圏の共通課金システムに係る計画・調査を含む) (2) 需要予測のアップデート (3) 環境社会配慮 (4) 経済・財務分析のアップデート (5) 事業化にかかる留意点・提言</p> <p>2 LRT2号線の延伸に係る既存調査のレビュー</p> <p>(1) 既存計画・調査のレビュー(マニラ首都圏の共通課金システムに係る計画・調査を含む) (2) 需要予測のアップデート (3) 環境社会配慮 (4) 経済・財務分析のアップデート (5) 事業化にかかる留意点・提言(マニラ首都圏の共通課金システムに関する運営・維持管理体制にかかる支援案・技術移転案の検討を含む)</p> <p>3 都市交通インフラに係る検討</p> <p>(1) 耐震補強等 1号線PPP入札図書へのコメントに加えて、「あるべき」耐震補強及び洪水制御の工法に関してより具体的かつ深掘した提言を行う。 (2) 鉄道設計・技術基準 都市鉄道ネットワーク化の促進等を見越して、共通の鉄道設計・技術基準の作成を支援する。上記1(1)の耐震性等の観点も基準に含める。本業務では、基準(案)の作成までを行う。 (3) ネットワーク性インフラ フィリピン政府において、技術的統一性が必要なネットワークインフラを区間ごとに進める場合の事業権入札のあり方の制度設計が必要との問題意識があることを受けて、特に技術的な観点から、かかる検討・提言を実施する</p> <p>4 クラーク・マニラ高速鉄道プレF/S</p> <p>(1) 既存計画・調査のレビュー (2) 空港アクセス手段にかかる現状と課題 (3) 需要予測 (4) サービス水準の検討 (5) 自然条件調査 (6) 代替案の検討・最適案の選定 (7) 適用技術の適合確認 (8) 調達・施工計画 (9) 事業実施体制・運営維持管理体制 (10) 環境社会配慮 (11) 経済・財務分析 (12) 事業化にかかる留意点・提言</p> <p>5 本邦招聘</p>
投入	
日本側投入	業務実施契約による調査 (総括、交通計画／需要予測、運転／車両計画、鉄道土木／施設計画、鉄道システム／信号・通信・電機計画、鉄道運営／維持管理計画、環境社会配慮、経済・財務分析、事業評価／運用・効果指標、事業費積算等)
相手国側投入	カウンターパートの配置、執務室の提供等
実施体制	
(1) 現地実施体制	運輸通信省(DOTC)を実施機関とし、基地転換開発庁(BCDA)、North Rail Corporation、公共事業道路省(DPWH)から成るtechnical working groupを組成する。
(2) 国内支援体制	特になし
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	<p>1) 我が国の援助活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニラLRT1号線輸送力増強及び2号線建設事業(E/S)(1993年)</li> <li>・マニラLRT1号線輸送力増強事業(1994年)</li> <li>・マニラLRT2号線建設事業(Ⅱ)(1997年)</li> <li>・マニラ首都圏都市交通改善計画調査(1999年)</li> <li>・LRT1号線増強事業(Ⅱ)(2000年)</li> <li>・マニラ首都圏鉄道標準化調査(2001年)</li> </ul>
(2) 他ドナー等の援助活動	中国政府がNorth Rail案件、世銀IFC及び中国政府がLRT1号線延伸事業に関心を表明していたが、比政府の見直しを受けて、JICAに支援要請があった経緯あり。





開発計画調査型技術協力

2018年07月03日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト (英) The project for study on improvement of the bridges through large scale earthquakes disaster mitigating measures
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-(旧)その他運輸交通
分野課題2	水資源・防災-地震災害対策
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	大首都圏の質の高いインフラ整備プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	持続的経済成長に向けた質の高いインフラ整備
プロジェクトサイト	フィリピン全土
署名日(実施合意)	2011年11月18日
協力期間	2012年02月27日 ~ 2013年12月27日
相手国機関名	(和)公共事業道路省
相手国機関名	(英) Department of Public Works and Highways
日本側協力機関名	国土交通省
プロジェクト概要	
背景	<p>(1)現状及び問題点</p> <p>フィリピン中期開発計画(2011-2016年)では、投資を呼び込み、経済成長を加速させる運輸交通インフラの整備を重点課題に掲げているが、中でも自然災害に強いインフラの整備は投資環境整備の観点から優先取組課題とされている。</p> <p>フィリピン諸島はユーラシアプレートとフィリピン海プレートという二つの沈み込み帯に挟まれ、盛んな地震活動が見られる地形にある。1990年に発生した北部ルソン大地震(マグニチュード7.8)では、建物の倒壊等により推定1,600人以上の死者が発生するなど、甚大な被害が発生した。JICA開発調査「マニラ首都圏地震防災対策計画調査」(2002年8月から2004年3月まで実施)では、過去の地震の記録等からマニラ首都圏に大きな被害をもたらす可能性のあるシナリオ地震、想定被害を検証した結果、大規模な住居の倒壊や落橋の可能性が示唆され、建築物の耐震基準関連法強化も優先アクションプランとして掲げられているが、橋梁の耐震設計基準改訂についてはDPWHの経験不足、実験等検証を行うための体制が整備されていないことを理由に取り組みに繋がっていない。また、アジア開発銀行の支援により一部橋梁の耐震補強が進められているものの、橋桁の落橋防止装置を施工する程度の緊急措置であり、本調査で行う橋梁の要求性能の確認・合意、これに基づく耐震設計基準見直しについては行われていない。</p> <p>このような状況下、特に2011年3月に我が国において発生した「東北地方太平洋沖地震」以降、我が国と同じく四方を海に囲まれた島嶼国のフィリピンは、将来起こり得る大規模地震への対策に危機感を募らせており、フィリピンにおける国道・橋梁の建設・維持管理を担う公共事業道路省(Department of Public Works and Highways、以下「DPWH」)は、全国の公共構造物の一斉点検及び耐震構造への改良を検討中であるものの、橋梁の耐震設計について十分な知識・経験が無く、耐震構造への改良にかかる適切な基準、技術とも持ち合わせていない。他方、我が国では特に1995年の阪神・淡路大震災以降、橋梁の耐震設計に係る基準が整備され、耐震技術の先進国となっている。</p> <p>このような背景から、フィリピンにおける橋梁が大規模地震に対して安全性・耐久性を有する状態に改善され、大規模地震災害時に物資輸送等のライフラインとなる橋梁の安全性・耐久</p>

性が向上し、都市防災機能の強化を通じた投資環境整備目的に、本プロジェクトが要請された。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

フィリピン中期開発計画(2011-2016年)では、投資を呼び込み、経済成長を加速させる運輸交通インフラの整備を重点課題に掲げているが、中でも自然災害に強いインフラの整備は投資環境整備の観点から優先取組課題とされている。

上位目標 本調査を通じて整備される橋梁耐震設計基準、執務参考資料がフィリピンにおける橋梁設計に活用され、本調査を通じて策定される橋梁改善計画(補修・補強・架け替え)に基づき、DPWH及びドナー等関係機関が対象橋梁の耐震施工を行う。

プロジェクト目標 橋梁の安全性・耐久性向上を図るためのDPWHの体制が整備される。

成果 フィリピンにおける橋梁の耐震設計基準、耐震設計執務参考資料が整備される。  
上記基準に基づく橋梁の改善計画が策定される。

活動

パッケージA: 橋梁耐震設計基準の改訂案作成と執務参考資料の整備

- 1) 地質・地盤、地震動、既存橋梁のダメージ等情報収集
- 2) 耐震要求性能の確認、既存耐震設計基準の問題点抽出
- 3) 既存耐震設計基準の問題点分析
- 4) 橋梁耐震基準改定案作成と執務参考資料整備
- 5) DPWH技術者、民間技術者への橋梁耐震設計セミナーの実施

パッケージB: メトロマニラ圏内橋梁の改善計画策定

- 1) 耐震化候補橋梁の検討
- 2) 橋梁健全度調査
- 3) 交通量調査と便益計算
- 4) 耐震化優先橋梁の特定

主要環境社会影響項目予測・評価、環境社会影響も含めた代替案(ゼロオプション含む)の比較検討

- 5) 概略設計、施工計画の検討・積算

主要環境社会影響項目予測・評価、緩和策、簡易住民移転計画作成支援、ステークホルダー協議、モニタリング計画案検討

- 6) 交通シミュレーションの実施

パッケージC: フィリピン全土(メトロマニラ圏外)長大橋梁の改善計画策定

- 1) 耐震化候補橋梁の検討
- 2) 橋梁健全度調査
- 3) 交通量調査と便益計算
- 4) 耐震化優先橋梁の特定

主要環境社会影響項目予測・評価、環境社会影響も含めた代替案(ゼロオプション含む)の比較検討

- 5) 概略設計、施工計画の検討・積算

主要環境社会影響項目予測・評価、緩和策、簡易住民移転計画作成支援、ステークホルダー協議、モニタリング計画案検討

投入

日本側投入

(a) 調査団 合計約104.33MM

- 1) 総括／耐震基準
- 2) 耐震基準／橋梁診断
- 3) 執務参考資料作成
- 4) 橋梁診断／補修・補強設計
- 5) 耐震基準補助／橋梁診断補助／補修・補強設計補助
- 6) 橋梁新設設計(上部工)
- 7) 橋梁新設設計(下部工)
- 8) 取り付け道路設計／護岸設計
- 9) 地質／地盤
- 10) 地形／測量
- 11) 水文／気象
- 12) 地震分析
- 13) 施工計画／積算
- 14) 交通計画／経済分析
- 15) 環境社会配慮
- 16) 研修計画／業務調整

(b) その他 研修員受入れ  
特に無し。

相手国側投入

(a) C/Pの配置  
(b) 調査団執務スペースの確保  
(c) 地図、写真等情報含む資料の提供

外部条件

(1) 協力相手国内の事情  
(a) 政策的要因: 開発政策の変更による本調査の優先度低下  
(b) 行政的要因: 不適切な予算配分、人材配置が行われない等の実施体制整備不履行、関連機関(フィリピン火山地震研究所等)の非協力による連携困難

(2) 関連プロジェクトの遅れ  
特になし。

## 実施体制

### (1)現地実施体制

フィリピン火山地震研究所(Philippines Institute of Volcanology and Seismology)やフィリピン土木学会(Philippines Institute of Civil Engineers, INC.)、構造物基準協会(Association of Structural Engineers of the Philippines)等機関から委員を招聘し、プロジェクト合同調整委員会を設置する。

防災機能強化を通じた投資環境促進の観点から、特に耐震化優先橋梁を選定する上ではDOTC(Department of Transportation and Communications)やDTI(Department of Trade and Industry)、PEZA(Philippine Economic Zone Authority)、特にメロマニラ圏内橋梁の耐震化に関してはMMDA(Metropolitan Manila Development Authority)等の運輸セクター担当者からも合同調整委員会のメンバーとして招待するとともに、意見を徴収する。

### (2)国内支援体制

国土交通省、大学関係者等有識者による国内支援委員会を組成し、作業監理を行う。

## 関連する援助活動

### (1)我が国の

#### 援助活動

(開発調査)パッシング・マリキナ川橋梁改善計画調査(2003年10月から2004年6月まで実施)

### (2)他ドナー等の

#### 援助活動

(開発調査)マニラ首都圏地震防災対策計画調査(2002年8月から2004年3月まで実施)  
世界銀行「National Roads Improvement and Management Program Phase II(NRIMP II)」  
(承諾2008年)



技術協力プロジェクト

2018年02月23日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)電力協同組合のためのシステムロス軽減プロジェクト (英)The Project on System Loss Reduction for Philippine Electric Cooperatives (EC's)
対象国名	フィリピン
分野課題1	資源・エネルギー—省エネルギー
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	エネルギー—エネルギー—電力
プログラム名	電力・エネルギー改善
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	経済成長基盤の整備
署名日(実施合意)	2010年09月14日
協力期間	2011年03月02日 ~ 2013年03月30日
相手国機関名	(和)エネルギー省 国家電化庁
相手国機関名	(英)Department of Energy (DOE) – National Electrification Administration (NEA)

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピンは他のアジア諸国と比してもエネルギー自給率が低く、現アロヨ政権下のエネルギー政策を構成する一つの柱として「エネルギー自給率向上」が掲げられている。自給できないエネルギー源の多くは、海外からの石油・石炭の輸入に依存しているのが現状であるが、折からの原油価格高騰は、産業界を初めとするフィリピンの経済活動全般に悪影響を与えている。こうした状況の中、現行エネルギー政策では、「エネルギー自給率向上」を達成する方途の一つとして、「エネルギー効率の強化(=省エネルギー)」を掲げ、省エネによる今後8.4%の需要削減効果を見込んでいる。

フィリピンのエネルギー需要は、電力部門での比率が高く、同部門での省エネが促進されることは、全体としてのエネルギー需要の抑制に貢献することが期待される。

本プロジェクトの協力相手先機関である国家電化庁は(NEA)は119か所の電力共同組合(EC)を管理・監督する政府機関である。1970年代の設立以来、NEAはECに対して、技術的なサポートと財政面での支援を提供しているものの、多くのECの配電施設は不十分なメンテナンスと投資不足の状況にある。

2007年のNEA統計によると、全EC平均のシステム・ロス(=配電損失)は13.87%であるが、各ECとも電線や変圧器などの電力機器の抵抗損失などが原因で発生する技術的損失(テクニカル・ロス)と、盗電並びに電気使用量の計量や検針の不備により発生する非技術的損失(ノンテクニカル・ロス)、更には変電所や電力会社設備の内部で消費される電力(アドミニストレイティブ・ロス)が混在している状態が続いている。各需要家に供給される電力量を正確に把握し、各ECの事業運営を透明化させる必要から、電力規制委員会(ERC)は各ECに対し、技術的損失と非技術的損失を分離して報告することを求めているが、適切なロス評価手法が確立されていないため、同損失の把握ができないECが多く、その結果、配電ロスの低減策を講じることができず、事業運営の改善ができないECが少なからず存在しており、配電分野のエネルギー消費の効率化が進まないといった問題が生じている。

上位目標 ECの配電システムのロスを低減し、効率的かつ経済的な電力供給能力が向上する。

プロジェクト目標 ECやNEAによる配電システムロスを低減するためのエンジニアリング技術および計画立案能力が向上する。

1) システムロス低減のための事業運営マニュアルが用意され、適切に実施される。

## 成果

- 2) システムロスの量的評価に対するサポートシステムが確立される。
- 3) 中圧配電線の昇圧(23kV化)を行うための支援が実施され、技術基準が確立される。

## 活動

- 1-1 先進的(パフォーマンス評価の高い)なECのシステムロス低減に対する現在のベストプラクティスの調査
- 1-2 日本の経験に基づいた、システムロス低減のためのマニュアルやチェックリストの素案の準備
  - 1-2-1 電力施設のO&Mの基準準備
  - 1-2-2 将来の投資計画(需要予測、電力フロー分析など)の作成
  - 1-2-3 財務と経済面での評価方法の準備
- 1-3 パイロット地域として選定した7つのECの持つ問題解決にマニュアルを適用するためのケーススタディの実施
  - 1-3-1 現状調査(問題の調査)
  - 1-3-2 パイロット地域として選定した7つのECの状況にあった解決策の導入
  - 1-3-3 将来の計画作成(中期計画、投資計画)
  - 1-3-4 パイロット地域として選定した7つのECについてのマニュアル素案の有効性の検証
- 1-4 NEAとの共同によるECの非技術的ロス削減のためのベストプラクティスの統合を含む上記の活動に基づくマニュアルの完成
- 1-5 NEAとの共同による他のECにマニュアルの内容を伝える適切な仕組みの提案

- 2-1 パイロット地域として選定した7つのECについての電力フロー分析のためのソフトウェアの使用状況調査
- 2-2 パイロット地域として選定した7つのECについてのシステムロス低減を評価する適切な方法の提案
- 2-3 パイロット地域として選定した7つのECについて2-1と2-2に基づいた適切な手法の開発
- 2-4 上記で確立された方法についての送電や配電を行うEC職員への訓練

- 3-1 23kV送電線の標準デザインとガイドラインの確立
- 3-2 フルスケールのF/Sのための作業準備(配電開発計画地域の確認分析)

## 投入

- |        |  |
|--------|--|
| 日本側投入  | 専門家:6名<br>携行機材:潮流解析のためのソフトウェア              |
| 相手国側投入 | 供与機材:アモルファス変圧器<br>カウンターパートの任命・配置<br>執務室の提供 |

## 実施体制

- (1)現地実施体制 国家電化庁 (National Electrification Administration)

## 関連する援助活動

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1)我が国の<br>援助活動   | 実施中の案件:<br>・円借款「環境開発事業」(フィリピン開発銀行を通じたツーステップローン)<br>・開発調査型技術協力プロジェクト「省エネルギー計画調査プロジェクト」                                  |
| (2)他ドナー等の<br>援助活動 | 世界銀行: Electric Cooperative System Loss Reduction Projectを実施<br>ADB: Rural Electric Cooperatives Development Projectを実施 |



個別案件(国別研修(本邦))

2018年02月16日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)租税条約 (英) Technical Assistance on Tax Treaty-Related Matters: Exchange of Information (EOI), Mutual Agreement Procedure (MAP) and Permanent Establishments (PE)
対象国名	フィリピン
分野課題1	経済政策-財政(歳入)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	行財政改革
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	ビジネス・投資環境の整備
プロジェクトサイト	Bureau of Internal Revenue, BIR Road, Diliman, Quezon City
協力期間	2012年09月01日 ~ 2013年03月30日
相手国機関名	(和)内国歳入庁
相手国機関名	(英) Bureau of Internal Revenue

## プロジェクト概要

背景	<p>The Philippines has entered into tax treaties with 37 countries. Tax treaties seek to eliminate double taxation, thus, encouraging investors in the country in its ultimate goal of pump-priming the economy. Among the provisions of these tax treaties are the provision on Exchange of Information (EOI), Mutual Agreement Procedure (MAP) and Permanent Establishments (PE). In compliance with said provision, the Philippines enacted in 2010 a new law, Republic Act 10021. In October 2010, the BIR issued Revenue Regulations No. 10-2010 implementing said law.</p> <p>The BIR will be drafting its internal rules that will govern the EOI Program of the Philippines. However, the BIR-Internal Tax Affairs Division which is the implementing office for the EOI provisions does not have a technical training on the mechanisms or procedures for implementing an EOI Program. Moreover, the capability of the BIR officials to design and formulate the Philippine MAP Program needs enhancement. Despite the presence of the MAP article in all Philippines tax treatise, this is very seldom invoked and the Philippines does not have a procedural framework for the implementation of this Article.</p>
上位目標	To strengthen the capability of BIR officials in the area of international taxation, improve tax treaty implementation and promote coordination between tax auditors/examiners and tax treaty officers.
プロジェクト目標	Knowledge on the EOI, MAP and Taxation of PE are acquired and capabilities in developing EOI system are enhanced.
成果	(i) Basic knowledge on the EOI, MAP and Taxation of PE are acquired. (ii) Capabilities for developing EOI system are enhanced.
活動	(i) Discussion/Lecture on the Legal Framework in Tax Treaty, Provisions of Domestic Law, Network of Tax Treaties, Tax Information covered by EOI, International Standards of EOI, Requirements for the Implementation of EOI, Types of

EOI, Organization and Management of EOI, Trends of the Implementation of EOI, Practices Implemented for Effective EOI, and Practices for more effective EOI.

(ii) Discussion/Lecture on the the purposes and procedures of MAP, the need for arbitration in MAP, Forum shopping in MAP, and country experiences for MAP.

(iii) Discussion/Lecture on what is PE and its requisites, Fixed places of business as a PE, Preparatory or auxiliary activities not becoming a PE, Other types of PE, Taxation of PE and Non-discrimination of PEs.

#### 投入

##### 日本側投入

Inputs from the Government of Japan include:

(i) Lecturers from National Tax College

(ii) Travel and daily allowances and accommodation fee for participants

##### 相手国側投入

Input from the Philippines Government includes:

(i) Counterpart personnel to work as member of the project implementing body

##### 外部条件

-BIR counterparts do not leave the office.

-Sufficient budget is allocated for the activities of BIR.

#### 実施体制

##### (1)現地実施体制

The Bureau of Internal Revenue (BIR) is a government agency of the Republic of the Philippines mandated by Philippine law to assess and collect all national internal revenue taxes, fees and charges, and to enforce all forfeitures, penalties and fines connected therewith, including the execution of judgments in all cases decided in its favor by the Court of Tax Appeals and the ordinary courts.

##### (2)国内支援体制

National Tax Agency Japan/ National Tax College Japan

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

##### 援助活動

(i) Related aid activities by Japan (Name of related projects / cooperation activities implemented by Japan and explanation of relationship with the Project)

(ii) Related aid activities by other donors (Outline of projects / cooperation activities implemented by other donors and explanation of relationship with the Project)



有償技術支援－有償専門家

2016年08月02日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)税関機能・情報管理強化(有償資金協力専門家) (英)Long-Term Expert for the Enhancement of Customs Operations and Risk Management
対象国名	フィリピン
分野課題1	経済政策-財政(歳入)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	行財政改革
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	ビジネス・投資環境の整備
協力期間	2011年07月01日 ~ 2015年07月31日
相手国機関名	(和)財務省関税局
相手国機関名	(英)Bureau of Customs, Department of Finance
プロジェクト概要	
背景	<p>フィリピン財務省関税局(Bureau of Customs:以下BOC)は1)関税徴収、2)社会保護(密輸取締り、知的財産の保護等)、3)貿易円滑化の3つの機能を担っている。1)については、「フィリピン中期開発計画(2011年～2016年)」においては、財政収入目標額1兆5505億ペソのうち、BOCによる徴税目標額は2,689億ペソ(約17%)と設定(2010年)されており、適正な賦課及び徴収を確実に遂行する必要がある。2)社会保護については、違法薬物等の密輸入の水際での防止のほか、大量破壊兵器関連物品の不正輸出入の取締り等のテロ対策業務も新たに加わり、当該分野への貢献が期待されている。3)貿易円滑化については、コンプライアンスの優れた事業者に関税手続きの簡素化等の便益を与えるAEO(Authorized Economic Operator)制度の導入も目指している。</p> <p>こうした機能を果たすためには、貿易のセキュリティ確保と円滑化を両立させることが重要であり、税関手続きの近代化・調和化・透明化・迅速化を目的とした改正京都規約に基づく通関制度・手続きの導入や円滑な運用が求められている。BOCは、水際における法執行を通じた国民生活の安全・安心の確保や国際物流ニーズの高度化・多様化への対応など、様々な課題への取り組みが必要であるが、事後調査、リスクマネジメント、電算化等の各種イニシアティブはまだ諸についたばかりであり、機能強化や職員の能力向上にかかる支援が求められている。</p> <p>また、JICAは、開発政策支援借款(DPSP(II)および(III)、ADBとの協同融資)を通じて、フィリピン政府が推進すべき政策アクションの実施を支援してきた。DPSP(III)及び、現在形成中のDPSP-IC(開発政策支援借款(投資環境整備))の政策マトリクスにおいては、投資環境整備の柱の下、税関手続きに係る改正京都規約の批准、通関手続き電算化の推進という項目が盛り込まれている。本専門家は、BOCおよび関係機関への助言・指導・モニタリング等を通じて、右アクション項目の推進を支援するとともに、「電算化」については、別途実施中の技術協力プロジェクト終了後のBOCへの支援を引き続いて行うことが期待されている。</p>
上位目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 フィリピンにおける貿易の円滑化が促進される。</li> <li>2 密輸常習者による密輸が防止され、密輸事犯・関税関連事犯の数・規模が減少する。</li> </ol>
プロジェクト目標	BOCの関税徴収、社会保護(密輸取締り、知的財産の保護等)及び貿易促進に係る能力が強化される。

成果	<p>1 フィリピンにおける貿易の円滑化を図りながら、BOCにおける関税等の適正な賦課及び徴収の機能が強化される。</p> <p>2 密輸、知的財産権侵害物品、テロ等の水際取締等に係るBOCの体制・機能および関係機関との連携体制が強化される。</p> <p>3 BOCの政策課題、および、右課題解決に係るアクションにつき、BOC幹部等との対話を重ね、具体案が提案される。</p> <p>4 フィリピン税関情報システム導入に向けた環境が整い、システム開発が進展する。</p>
活動	<p>1-1 日比経済連携協定(JPEPA)に関する通関手続き及び原産地規則の円滑な運用に向けて、実施体制強化を支援する。</p> <p>1-2 事後調査制度に関して、技術協力プロジェクト「税関事後調査人材育成プロジェクト」終了後のBOCの取組を側面的に支援する。</p> <p>1-3 「通関所要時間調査」結果を踏まえてBOCの貿易円滑化政策、関連制度の強化を支援する。</p> <p>2-1 テロ対策及び密輸等の取締りについて、BOCの機能強化及び職員能力の向上、フィリピン側関係機関との連携体制の強化を支援する。</p> <p>2-2 知的財産権の保護に関して、BOCの体制強化、フィリピン関係機関・権利者との連携・協力体制強化等を支援する。</p> <p>3 上記税関業務推進を目的に、民間・関係機関の幅広い理解・協力を促進するための税関広報活動を支援する。</p> <p>4 政策制度支援に係るプログラム借款を見据えた政策アクションのうち、税関業務に関わる事項の洗い出し、その他達成状況のモニタリング、その他日本として支援すべき政策制度改善にかかる提言等に関して、JICAを支援する。</p> <p>5-1 フィリピン税関情報システムにかかるBOCの開発準備体制整備(ISO支援を含む)を支援する。</p> <p>5-2 フィリピン税関情報システムに関し、税関専門家の立場から必要な機能やシステム導入後の業務実施のあり方等について助言を行い、円滑な開発と導入を支援する。</p> <p>6 上記活動のほか、フィリピン政府関係機関、日本人商工会議所等の民間関係団体、JICAおよび他ドナー等との情報交換、意見交換等を踏まえながら、BOCからの要請に基づいて、税関行政の近代化・調和化・透明化・迅速化に向けたBOCの取組を支援する。</p>
投入	
日本側投入	「税関機能・情報管理強化」長期専門家 1名×24ヶ月
相手国側投入	在外事業強化費 カウンターパートの配置 執務室の提供他
実施体制	
(1)現地実施体制	フィリピン財務省関税局(主たるカウンターパートはピアゾン局長)、内容に応じ各担当副局長)
(2)国内支援体制	財務省関税局
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円借款「開発政策支援借款(II、III)」</li> <li>・技術協力プロジェクト「税関情報システム環境整備・人材育成プロジェクト」</li> <li>・技術協力プロジェクト「税関事後調査制度導入支援プロジェクト」</li> <li>・日本の関税局による各省技術協力(関税評価、原産地規則等に関するセミナー等)</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州連合(EU)による技術協力(Trade Related Technical Assistance)</li> <li>・ミレニアムチャレンジ会計(MCA)による資金協力</li> </ul>



有償技術支援－附帯プロ

2018年02月21日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和) 包括的国家競争政策のための能力向上プロジェクト (英) Project on Capability Building for a Comprehensive National Competition Policy
対象国名	フィリピン
分野課題1	経済政策-その他経済政策
分野課題2	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2009年12月09日
協力期間	2010年03月01日 ~ 2013年04月30日
相手国機関名	(和) 司法省(DOJ) 競争庁／貿易産業省(DTI) 貿易規制・消費者保護局
相手国機関名	(英) DOJ, Office for Competition / DTI, Bureau of Trade Regulation and Consumer Protection

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピンには公正な市場競争を確保するための独占やカルテル・談合等に関する包括的な法制が存在せず、多種多様な法律の中に関連法規が分散している。そのため、分野・セクターごとに異なる法が存在し、内容に重複や矛盾が見られる他、各管轄機関間で法の執行に関して調整・統一がなされないといった問題が発生している。また、これら法規が刑事罰を伴うことから法的責任を証明する証拠が重視されるが、関係機関に十分な審査能力がないために多くのケースが証拠不十分として訴追に至らず、執行体制が不十分なまま留まっている。このような問題を解決するため、上院及び下院において、競争当局の新設を含む包括的な競争法案が審議されているものの、これら法案が議会を通過する見通しは依然不透明である。

他方、海外直接投資の呼び込み及び経済成長に向けた市場環境の整備が必要なことから、競争法・競争政策に関する関係機関職員の能力向上が緊急な課題となっている。このような背景の下、JICAは詳細計画策定調査を2009年12月6日～12月18日に実施し、同年12月9日にミニッツに署名した。当初は、貿易産業省(DTI)をカウンターパート機関(以下、C/P機関)として、現地セミナーの実施を中心とした活動が2010年3月より3年間の予定でおこなわれ、これまで、職員の競争法・競争政策に関する知見及び実務能力の向上に一定の成果を上げてきた。しかし、2011年6月に出された大統領令により、司法省(DOJ)が競争当局として指定され、DOJ傘下に競争庁(Office for Competition: OFC)が組織されることとなったため、同年8月26日に現地においてDTI及びDOJと協議をおこない、プロジェクトの実施体制をJICA・DOJ・DTIの三頭体制とするよう改めた。

プロジェクト目標 競争政策の実施にかかる関係当局の能力が向上する。

## 成果

1. セミナー参加者の水平的協定にかかる知識が向上する。
  2. セミナー参加者の垂直的協定にかかる知識が向上する。
  3. セミナー参加者の市場支配的地位濫用にかかる知識が向上する。
  4. セミナー参加者のM&Aにかかる知識が向上する。
1. 水平的協定にかかる関連職員に対するセミナーを開催する。

## 活動

2. 垂直的協定にかかる関連職員に対するセミナーを開催する。
3. 市場支配的地位濫用にかかる関連職員に対するセミナーを開催する。
4. M&Aにかかる関連職員に対するセミナーを開催する。

## 投入

- 日本側投入
- 1) 短期専門家(水平的協定、垂直的協定、市場支配的地位の濫用、M&A)(セミナーやワークショップを年2、3回)0.2MM×3-4名×2回/年×3年
  - 2) フィリピンでの現地研修(必要に応じてフィリピン人講師を含む)
  - 3) 本邦研修
- 相手国側投入
- 1) カウンターパート職員の配置
  - 2) カウンターパート職員の国内移動費
  - 3) 専門家の執務室および光熱費等の執務環境

## 実施体制

- (1) 現地実施体制
- ・当初、DTIの貿易規制・消費者保護局をC/P機関として実施(同局は、大統領令133及び242に基づき各省・機関の競争政策実施にかかる能力向上を図るマニフェストを有していた)。しかし、2011年6月の大統領令45によってDOJが競争当局として指定され、傘下にOFCが組織されることとなったため、DTI及びDOJと協議をおこない、実施体制をJICA・DOJ・DTIの三頭体制とするよう改めた。
- (2) 国内支援体制
- ・Project Directors(DOJ競争庁次官補、DTI貿易規制・消費者保護局長)とProject Managers(DOJ競争庁検察官、DTI貿易規制・消費者保護局長補佐)を配置済み。公正取引委員会の協力を得ている。

## 関連する援助活動

- (1) 我が国の援助活動
- 現地国内研修「包括的国家競争政策のための能力向上」を日本の公正取引委員会の協力のもと2007年11月および2008年1月に実施。一般職員向けに包括的な競争法・政策について、中上級職員向けに競争政策の重要テーマについてセミナーを行った。
- (2) 他ドナー等の援助活動
- 過去、AusAIDが競争政策に関するセミナーを開催した他、2010年1月にはADBが公正取引委員会の協力を得てセミナーを開催した。



個別案件(専門家)

2017年12月15日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和) ARMMビジネス・ディベロップメント・サービス短期アドバイザー (英) Short-term Advisor for Business Development Services in ARMM
対象国名	フィリピン
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	農業開発-農業サービス(普及, 研究, 金融, 農民組織等)
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名 援助重点課題 開発課題	政策立案・実施支援(対ARMM支援) ミンダナオにおける平和と安定 政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ムスリム・ミンダナオ自治地域
協力期間	2012年07月15日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和) ムスリム・ミンダナオ自治地域政府
相手国機関名	(英) ARMM Regional Government

## プロジェクト概要

背景	<p>In the Regional Mid Term Development Plan of ARMM from 2011 to 2016, ARMM government aims to expand agri-fishery production, entrepreneurial skills and institutional mechanisms of Micro, Small and Medium Enterprises (MSMEs) and cooperatives, and to strengthen cooperative operation and management through saving mobilization, capital build-up and capacity enhancement.</p> <p>JICA implemented "Development Study for Local Industry Promotion in ARMM" which studied the potential and constraints of the priority local industries/products in ARMM. A lack of capacity and financial access was identified as one of the challenges for farmers, fishermen and Micro, Small, and Medium Enterprises (MSMEs) to improve and expand their production and business. It is necessary for local cooperatives to strengthen their capacities on basic skills on business development and financial management, in order to build up the capital and mobilize resources. Although Department of Trade and Industries (DTI-ARMM) and Corporative Development Authority (CDA) have been providing the Business Development Services (BDS) and trainings to some producers groups, those are only on ad-hoc basis, due to limited budget and human resource. The study also suggested that the capacity of Micro Finance Institutes (MFIs) in ARMM need to be strengthened, in order to expand the financial access for small producer groups and MSMEs.</p> <p>Based on the result of LIP-ARMM study, JICA is currently formulating the proposal for Technical Cooperation Project (TCP) on Industry Cluster Capacity Enhancement. This short-term expert on Business Development Service will support the preparation of new TCP on identification of the potential local resources, target products as well as target municipalities for the said new TCP. Besides, capacity of DTI-ARMM, LGU, MFIs and Community Organizations, which will be the stakeholder agencies, will be also strengthened.</p>
上位目標	Medium, Small and Micro enterprises are promoted in ARMM through enhanced Business Development Support
プロジェクト目標	Possible target products, target municipalities, and local resources for new TCP are identified. In addition, the capacity of relevant agencies and stakeholders in ARMM such as DTI-ARMM,

	Business development service providers, local groups/cooperatives and MFIs are enhanced in planning and implementing business development activities.
成果	<p>1. Relevant agencies and stakeholders are trained in Business Development Support activities</p> <p>2. MFIs are trained in providing better services to MSMEs in ARMM</p> <p>3. Potential products and municipalities are identified for local industry promotion</p>
活動	<p>1-1. Training needs assessment is conducted</p> <p>1-2. Trainings are conducted on business development services (ie: business identification, processing, marketing, promotion) for DTI/other relevant officers as Training of Trainers (TOTs), and for producer groups /people's organization by utilizing appropriate local resources/resource persons</p> <p>2-1. Training needs assessment is conducted for MFIs</p> <p>2-2. Trainings are conducted for building the capacity of MFIs in ARMM for providing better services for MSMEs</p> <p>3-1. Assessment is conducted to identify the prioritized municipalities and products in local industry promotion</p> <p>3-2. Strategy for local industry promotion and business development support is developed</p> <p>4-1. Evaluation is conducted to the activities implemented, and lessons &amp; recommendations are formulated</p>
投入	
日本側投入	<p>Dispatch of short-term advisor</p> <p>Activity costs such as hiring local consultants/resource persons, conducting trainings, workshops and seminars</p> <p>* Japanese expert will be dispatched for the first 1.5 months to develop &amp; plan activities from end August to early October. Local consultants and local resource persons conduct activities from October to February, and the evaluation is conducted by Japanese expert in March.</p>
相手国側投入	Appointment of counterpart personnel
外部条件	The expert's travel will be coordinated with Joint CCCH and related authorities. The advisor will maximize the use of local resources, thus limit his/her assignment in the conflict affected areas.
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>The counterpart agencies are the departments in charge of agri-business development, mainly Department of Trade and Industries –ARMM, Department of Agriculture and Fisheries–ARMM, Cooperative Development Authority–ARMM. The partner agencies are LGUs (Local Government Units), private sectors and local cooperatives/groups/farmers.</p> <p>The expert will be working closely with another short-term expert on the area of Agribusiness Development, and coordinate well with other on-going projects in ARMM, towards the goal of strengthening the government's capacity to promote agri-business development.</p>
(2)国内支援体制	N/A
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>Development Study for Local Industry Promotion in ARMM 2010-2011</p> <p>Rice-based agriculture farming technology extension project 2012-2016</p> <p>ARMM Human Capacity Development Project 2007-2012</p>



技術協力プロジェクト

2018年06月23日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)全国産業クラスター能力向上プロジェクト (英)National Industry Cluster Capacity Enhancement Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成-裾野産業育成
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	産業振興・行政能力向上プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	産業振興・行政能力向上
署名日(実施合意)	2011年11月22日
協力期間	2012年02月20日 ~ 2015年03月31日
相手国機関名	(和)貿易産業省
相手国機関名	(英)Department of Trade & Industry - Regional Operations and Development Group

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピン共和国(以下、「フィ」国)国家統計局の2008年統計によれば、「フィ」国における全登録企業数の99.6%を中小企業が占め、また国内雇用者総数の61.2%が中小企業に雇用されており、「フィ」国経済において中小企業セクターは重要な役割を果たしている。一方で、企業生産による付加価値の側面から見ると、少数の大企業が国内生産の64.3%を占め、中小企業が国内生産に占める割合は35.7%に留まる。その一因として、大企業と異なり、大半の中小企業では経営技術等のスキルアップ、イノベーション等が起こりにくいことが挙げられる。他方、他のアジア諸国では、中小企業が産業クラスターにおける連携を通じ上記のような弱みを克服し、外国直接投資を呼び込むための裾野産業としての役割を果たしている場合も多い。この点については、特に日系企業がフィリピンに進出するうえでも、現地において中小企業の裾野が広がっていないことが課題として指摘されている。

かかる状況下、「フィ」国政府は、中期開発計画「Philippine Development Plan: PDP 2011~2016」において、産業の競争力強化、経済成長の加速化、貧困削減、雇用の創出のために、中期目標として①ビジネス環境整備、②生産性・効率性向上、③消費者満足度の向上(商品・サービスの品質向上)、を掲げており、特に②生産性・効率性向上に資するために「中小零細企業支援」ならびに「産業クラスター・アプローチの活用」を重視している。

「フィ」国において上記中期計画に基づいて中小企業向け諸施策を調整・統括する立場にあるのは貿易産業省(Department of Trade and Industry: DTI)であるが、JICAは2007年10月~2010年6月に、「フィ」国ミンダナオ島のダバオをプロジェクトサイトとして「ダバオ産業クラスター開発支援計画プロジェクト(Davao Industry Cluster Capacity Enhancement Project: DICCEP)」を実施し、DTI-Region XI(DTIの出先機関でありダバオの中小企業振興を所掌)の産業クラスター・アプローチの実践に係る能力強化を行ったところ、同プロジェクトは特にプロジェクト対象各クラスターの現場レベルで具体的な成果の発現が確認されていることをもって、DTIによる産業クラスター・アプローチ推進にかかるグッドプラクティスとして「フィ」国国内において認識され高い評価を得た。

上記DICCEPの成功を受け、DTIは、ダバオ地域における産業クラスター・アプローチの成功事例に基づいて産業クラスター・アプローチの推進手法を他地域に展開する(=Expansion)とともに、ダバオにおいてもDICCEPで実施した活動を継続的に発展させ(=Upgrade)、将来にわたって産業クラスター・アプローチを全国レベルで継続的に発展・展開させることができるよう、DTI全体としての能力・組織を強化することを目的として、「全国産業クラスター開発支援計画プロジェクト」を要請した。

同要請に基づき、JICAは2010年10月～11月にかけて協力準備調査団を派遣し、さらに2011年9月に補足調査を実施した。これら一連の調査を通じて、協力の枠組みについて「フィ」国側と合意がなされ、2011年11月に技術協力プロジェクト実施に係る討議議事録(R/D)が署名された。

上位目標	産業育成のツールとして、産業クラスター・アプローチが全国各地で実践(複製)される。
プロジェクト目標	産業振興を目的とした持続可能かつ複製可能な産業クラスター・アプローチを発展させながら展開させるためのDTIのナショナルキャパシティが構築される。
成果	<p>成果1: 産業クラスター・アプローチを促進し主流化するための実践的かつ持続的な業務実施上のワークフローがDTI及びARMM/DTIによって計画され、実践される。</p> <p>成果2: ルソン地域、ビサヤ地域、ダバオ以外のミンダナオ地域において、産業クラスター・アプローチのパイロットモデルが確立される。</p> <p>成果3: ダバオにおいて、他地域にとって参考となるような産業クラスター・アプローチの深化(発展)モデルが確立される。</p>
活動	<p>活動1-1: DTI、ARMM/DTI及び関係組織の、産業クラスター・アプローチを促進していくための現在の機能・能力及び人的・資金リソースを精査する。</p> <p>活動1-2: 活動1-1の結果に基づき、産業クラスター・アプローチを促進するために必要十分な人的・資金リソースの投入を担保した、業務実施上のワークフローを計画する。</p> <p>活動1-3: ワークフローを実施するとともに、ワークフローの継続的な改良のためにワークフロー実施の進捗状況をモニタリングする。</p> <p>活動2-1: ルソン地域、ビサヤ地域、ダバオ以外のミンダナオ地域における産業クラスターについて調査を実施し、産業クラスター強化の観点から同地域における産業クラスターの現状・ポテンシャル・阻害要因を把握する。</p> <p>活動2-2: 産学官出身の産業クラスターのコアメンバーが、彼らの所属する産業クラスターを強化するための活動を企画・実施できるようになるためのトレーニングを実施する。</p> <p>活動2-3: 産学官出身の産業クラスターのコアメンバーが、彼らの所属する産業クラスターを強化するためのクラスター活動を取りまとめ、同活動を計画・実施することをサポートする。</p> <p>活動2-4: 上記活動をモニタリングし助言を与えると同時に、計画・実施能力をより改善するためのワークショップを定期的実施する。</p> <p>活動3-1: ダバオ地域におけるプロジェクト対象産業クラスターが実施中の活動を確認・分析するとともに、産業クラスターをより強化するための発展活動を、彼らが計画することを支援するために、定期的にワークショップを実施する。</p> <p>活動3-2: 上記において計画された活動を実施するために必要となる組織を形成することを支援するとともに、同組織が上記で計画された活動を実施することを支援する。</p> <p>活動3-3: クラスター活動をモニタリングし、活動を改善・強化するため指導・助言を与えると同時に、計画・実施能力をより改善するためのワークショップを定期的実施する。</p>
投入	
日本側投入	<p>①専門家派遣</p> <p>【業務実施コンサルタント専門家:21.83MM】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括/産業クラスター振興</li> <li>・副総括/研修WS計画・ファシリテーション(1)</li> <li>・研修/研修WS計画・ファシリテーション(2)</li> </ul> <p>【直営専門家:32MM】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務調整/クラスター活動モニタリング・評価</li> </ul> <p>②プロジェクト開始事前ワークショップ実施経費</p> <p>③C/Pの本邦研修(5名程度×2週間程度×3回)</p> <p>④研修/ワークショップ経費</p> <p>⑤モニタリング経費</p> <p>⑥クラスター活動費</p>
相手国側投入	<p>①C/P</p> <p>【中央レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・National Project Director: Undersecretary, DTI-RODG</li> <li>・National Project Manager: Director, DTI-RODG</li> <li>・Staff members for daily operation</li> </ul> <p>【地域レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Satellite Project Director: DTI-Regional Director (4名)</li> <li>・Satellite Project Manager: DTI-Regional Officeのスタッフ(4名)</li> <li>・Staff members for daily operation (4名以上)</li> </ul> <p>②プロジェクト事務所</p> <p>【中央レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・National Project Management Office(NPMO): DTI-RODG内に設置</li> </ul> <p>【地域レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Satellite Project Management Office(SPMO): 4つのDTI-Regional Officeに設置</li> </ul> <p>③C/Pの旅費等</p>

外部条件	<p>④研修/ワークショップ/モニタリングに係る経費の一部 上記に加えて、ARMM/DTIを本事業の対象とし、先方より必要な投入を行う。</p> <p>①成果達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる予算・人的リソースがDTI及び関連組織によって確保される。</li> <li>・プロジェクト実施期間中に日本側の予算が大幅に削減されない。</li> <li>・産業クラスターのメンバーが継続的に研修や計画立案に参加する。</li> </ul> <p>②プロジェクト目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象産業クラスターの存続を脅かすような外部環境の変化がない</li> </ul> <p>③上位目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピンの政策文書上で、産業クラスター・アプローチが重要視される方針に変更がない。</li> </ul>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DTI-RODG: 中央レベルにおいてNPPOを所管</li> <li>・DTI-RegionⅢ: 北部ルソン地域におけるSPMOを所管</li> <li>・DTI-RegionⅣ-A: 南部ルソン地域におけるSPMOを所管</li> <li>・DTI-RegionⅦ: ビサヤ地域におけるSPMOを所管</li> <li>・DTI-RegionⅪ: ミンダナオ地域(ダバオ)におけるSPMOを所管</li> <li>・ARMM: ARMM自治政府管轄区域におけるSPMOを所管</li> </ul>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の援助活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本プロジェクトの前身として、DICCEPが実施されているところ、同プロジェクトの協力効果を活用する。</li> <li>また、JICAの以下の支援について協力効果の活用を図るとともに適宜連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「高度IT人材育成プロジェクト」</li> <li>- 「包装改善による地方中小企業の競争力向上プロジェクト」</li> <li>- 「DTI-SMEカウンセラー人材育成(中小企業診断制度導入)プロジェクト」</li> <li>- 「ミンダナオ持続的入植地開発事業」</li> </ul> </li> <li>・One Village One Product (OTOP)プログラムが、JETROによる支援もあり地場産業振興・輸出振興を目的に実施されていたが2010年で終了。</li> <li>同支援による協力効果を活用することを図るとともに、プロジェクト実施においては適宜JETROとの情報共有を行う。</li> </ul> <p>(2)他ドナー等の援助活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去にUSAID、GiZiによってIndustry Clusteringに係る支援が実施されていたが既に終了。</li> <li>クラスター振興に係る資料が作成されているところ、同支援の成果の活用できる可能性がある。</li> </ul>



有償技術支援－有償専門家

2018年06月23日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)投資促進アドバイザー(有償資金協力専門家) (英)Investment Promotion Advisor
対象国名	フィリピン
分野課題1	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-貿易
プログラム名	産業振興・行政能力向上プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	産業振興・行政能力向上
協力期間	2012年03月17日 ～ 2014年03月16日
相手国機関名	(和)貿易産業省投資委員会
相手国機関名	(英)Board of Investment, Department of Trade and Industry

## プロジェクト概要

## 背景

近年のフィリピン経済は、電気・電子、自動車、ITの3分野を成長の柱とし、外国資本の企業活動に牽引されてきた。政府としても、経済特区の運営、税制優遇、投資制度改善、ワン・ストップ窓口サービスの展開等で、内外企業の誘致に力を注いでいる。他方、近隣諸国との比較では投資魅力が低く見られ、海外直接投資は低迷が続いていた。2010年6月に発足したアキノ政権は、「中期開発計画(2011-2016年)」において、海外直接投資の誘致促進等を通じて「雇用創出に向けた産業競争力の強化」「インフラ整備の加速」を優先政策課題としている。

投資委員会(BOI)は、投資促進を所掌する組織であり、海外直接投資が着実な経済成長に不可欠との認識の下、1990年代以降、規制を緩和し、投資を促進する政策へと軸足を移してきた。海外からの投資を促進するために、BOIはForeign Desk Officerを設置し、各国デスクに対する助言・指導を依頼しており、1989年以来、日本デスクにはJICA専門家が配置されてきた。

2008年12月に日比経済連携協定(日比EPA)が発効され、またJICAの支援により、2010～2014年の海外直接投資誘致の戦略・ロードマップである「フィリピン投資促進戦略(PIPP)」が2010年6月にBOIにより作成されている。現在、同計画に基づく投資誘致活動が活発に展開されることが期待されていることから、引き続き専門家を派遣し、助言・指導を行うことは必要不可欠である。以上の背景の下、フィリピンの投資環境整備・投資促進戦略等に関する政策レベルの助言を得ることを目的として、本件が要請されたものである。

また、投資環境整備を目的としたプログラムローン「開発政策支援プログラム」(形成中)において、日比EPAの枠組みと連携し、日系企業の投資・ビジネス環境改善に係る支援を行うところ、本専門家との連携が期待される。

上位目標 海外直接投資、特に日本からの投資が増加する。

プロジェクト目標 1 BOIがより効果的かつ効率的な方法で投資促進活動を実施できるようになる。  
2 日本からフィリピンへの投資が維持される。

成果 1 BOIによる新規海外直接投資を呼び込むための活動、及びすでに進出済みの日系企業を維持するための様々な活動が実施される。  
2 海外投資家(特に日本)にとってフィリピンの認知度が增加する。

活動 1-1 フィリピンで振興すべき特定産業を特定するために、各国の産業動向を定期的に概観する。

1-2 カウンターパートと協力して、投資セミナー等を開催することにより、フィリピンに関心を寄せる日本企業を特定する。  
1-3 フィリピンに関心を有する日本企業に対して、フィリピンへの投資に際しての助言等を行う。

2-1 日本人投資家向けセミナー開催及び日本への調査団派遣に係る支援を行う。  
2-2 フィリピンを訪問した日本企業等に対して、フィリピンの投資政策、関連法等に関するブリーフィングを行う。  
2-3 日本とフィリピン間の投資促進ミッションに対してサポートする。

3-1 投資関連法整備の整合性、運用に関わる助言・指導を行う。  
3-2 フィリピンでの外国投資主要産業の裾野産業に対する企業誘致に係る助言・指導を行う。  
3-3 周辺国でフィリピン人人材活用に繋がる新規産業の育成に係る助言・指導を行う。  
3-4 投資阻害要因に対する対応策の立案に係る助言・指導を行う。  
3-5 関係政府機関との連携・調整を支援する。  
3-6 日本からの投資呼び込み、投資・ビジネス環境の改善に係る助言・指導を行う。

#### 投入

日本側投入 投資アドバイザー長期専門家1名(2年)  
相手国側投入 カウンターパートの配置  
執務室の提供等

#### 実施体制

(1)現地実施体制 BOI内の以下の担当者がカウンターパートとなる。  
・Executive Director, Investment Promotions Group(部長、投資促進グループ)  
・Director, International Marketing Department(局長、国際マーケティング局)  
(2)国内支援体制 経済産業省

#### 関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動  
・個別専門家「投資促進」(2008年4月～2010年3月)  
・有償資金協力専門家「投資アドバイザー」(2010年3月～2012年3月)  
・開発計画調査型技術協力「電子産業サプライチェーンプロジェクト」(2010年3月～2011年1月)  
・有償資金協力「開発政策支援プログラム」



草の根技協(パートナー型)

2014年04月11日現在

本部/国内機関 : 中部国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)エコツーリズムを導入した流域単位での森林再生と環境教育事業 (英) Watershed Reforestation and Environmental Education Programs - Introduction of Eco Tourism -
対象国名	フィリピン
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	自然環境保全-荒廃地回復
分野課題3	自然環境保全-生物多様性保全
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	フィリピン 西ネグロス州シライ市
署名日(実施合意)	2010年09月24日
協力期間	2010年10月01日 ~ 2013年09月30日
相手国機関名	(和)シライ市、バンパ、パフィスファ
相手国機関名	(英) Silay City BAMPA (Balaring Mangrove Planters Association), PAFISFA (Patag Farmers Integrated Social Forestry)
日本側協力機関名	特定非営利活動法人 イカオ・アコ

## プロジェクト概要

背景	実施団体は過去12年間シライ市バラリン村にて、市役所等の協力の下、住民団体と共にマングローブの植林活動を続けてきた。その中で明らかになった課題の一つとして、植林した苗木は、しばしば洪水や上流から流れてくるゴミによって被害を受けていることがあげられる。一方で、上流部に注目すると、貴重な原生林が残る自然保護区と農村地域からなり、観光客が訪れる観光地であるのにも関わらず、地元住民や観光客の意識は低く、道沿いにはゴミが散乱し、貧困から違法伐採や森林の乱開発が行われている。本地域の環境再生のためには、従来の沿岸部のマングローブの植林だけでなく、上・下流一貫した「流域単位」での森林再生と地域住民への環境教育・普及活動が必須である。
上位目標	住民が環境に配慮した経済活動を営めるようになる。
プロジェクト目標	上・下流地域における持続可能な森林再生モデルが形成される。
成果	1. 住民が主体となって森林再生を行う体制が整う。 2. 学校が積極的に流域の森林再生に携わる体制が整う。 3. 都市からの観光客が植林に参加できる体制が整う。
活動	1-1 ナーサリーを建設する。 1-2 住民の環境に対する意識調査(ベースラインとエンドライン調査)をする。 1-3 住民が主体となって、上流部30haで果樹等の植樹、下流部で3haのマングローブの植樹を学生や観光客と共に行う。 1-4 上下流の住民団体が交流して住民主体の森林再生の体制づくりに関して、意見交換をする。

- 1-5 上流部・下流部ともに継続的にメンテナンス活動を行う。
- 2-1 上・下流で植樹・メンテナンス活動を高校生体験プログラムを作成する
- 2-2 環境教育マニュアルが作成され、体験プログラム実施者を育成する。
- 2-3 プログラムに沿って授業を実施する。
- 3-1 エコミュージアムの建設、路網の整備を行う。
- 3-2 観光客が植樹を体験できる体制を整え、実施者(ガイド)を育成する。
- 3-3 観光地のガイドマップ・チラシ等を作成する。

投入

日本側投入

- 【人材】
- ・プロジェクトマネージャー1名
  - ・調整員1名
  - ・国内調整員補助1名

【資機材】

- ・プロジェクター
- ・デジタルカメラ
- ・基盤整備に必要な物資一式

相手国側投入

- 【人材】
- ・現地調整員1名(フィリピン人)
  - ・プロジェクト担当者2名(フィリピン人)
  - ・作業員 数十名
  - ・行政職員

【施設】

- 村役場、市の観光施設
- ・環境教育の授業数が削減されない
- ・大洪水や干ばつが発生しない
- ・プロジェクトサイトへの通り道の治安が悪化しない

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制

- プロジェクトマネージャー
- 現地調整員1名
- 上流域担当者1名
- 下流域担当者1名

(2)国内支援体制

- 総括責任者1名
- 国内調整員補助1名
- 会計・報告1名



技術協力プロジェクト—科学技術

2015年06月12日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)統合的沿岸生態系保全・適応管理プロジェクト (英)Project on Integrated Coastal Ecosystem Conservation and Adaptive Management under Local and Global Environmental Impacts in the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	自然環境保全-生物多様性保全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-科学・文化-科学
プログラム名	気候変動対策プログラム
援助重点課題	その他支援分野
開発課題	気候変動対策支援
プロジェクトサイト	①Bolinao(Pangasinan州)及び周辺沿岸域 ②Puerto Galera(Mindoro Oriental 州)及び周辺沿岸域 ③Taklong(Guimaras州、Iloilo州)及び周辺沿岸域 ④Naawan(Misamis Oriental州)およびLopez Jaena (Misamis Occidental州) ⑤Laguna LakeおよびManila Bay(Metro Manila) ⑥Bolacay島及び周辺沿岸域
署名日(実施合意)	2010年02月25日
協力期間	2010年02月28日 ~ 2015年02月27日
相手国機関名	(和)フィリピン大学ディリマン校 海洋科学研究所
相手国機関名	(英)Marine Science Institute, College of Science, University of the Philippines, Diliman

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピン国では、貧困、経済成長に伴う水・海洋汚染の拡大、無秩序な観光開発、過剰・違法漁業、自然災害や気候変動等の影響によって、近年、沿岸部の生態系破壊や生活環境の劣化が問題となっている。同国では既に500箇所以上の海洋保護区(Marine Protected Areas)が指定されているが、海洋保護区としてその目的を達成している区域は15%に満たない。また、Puerto GaleraとPalawanの2箇所がUNESCOの「人間と生物圏」計画(MAB: Man and Biosphere)の中で生物圏保全区域(Biosphere Reserve)に指定されているが、そこでも自然資源保全のための十分な配慮がなされないまま無計画に開発が進められたこと、生物圏保護区域のモニタリングや保全対策に必要な支援が十分ではなかったことなどから、沿岸生態系の劣化が急速に進んでいる。

沿岸生態系の劣化は、多数の島々からなるフィリピン共和国沿岸部コミュニティの生活基盤に悪影響を与え、自然災害等に対する脆弱性を高めることにもなっているが、沿岸生態系の保全や気候変動適応策と地域の持続的発展を両立させるための政策立案や意思決定に必要な科学的基礎情報は整備されていない。

このため、社会経済的側面を含む多角的な科学的知見をベースに沿岸生態系の保全ならびに適応管理のための計画を策定し、その社会実装を通じて住民の意識改革や沿岸部の生態系保全に資する制度の強化・拡充、人材育成を図ることが急務と考えられている。

本事業は、以上に述べた事業の背景と必要性に鑑み、フィリピン国の研究・行政機関と共同して地球規模課題となっている統合的沿岸生態系の保全と適応管理を行う計画や仕組みを構築することを目的とし実施されるものである。2009年9月に協力フレームワークを検討するための詳細計画策定調査を実施、今般2010年2月25日にRD署名に署名した。

上位目標	なし
プロジェクト目標	沿岸生態系保全と適応管理のための支援基盤が開発される
成果	1)沿岸生態系保全及び適応管理に関する科学的、社会経済的な知識基盤が開発される。 2)成果1の科学的・社会経済的な知識基盤が活用・運用され、かつ広く周知される。 3)大学・研究機関、政府関連機関、地域コミュニティーを含む様々なセクターの沿岸生態系保全と適応管理のための能力が向上する。(制度的、組織的、個人的な能力を含む)
活動	活動1-1 環境負荷緩和を実施する基盤として、環境負荷の発生・波及過程、および沿岸生態系の環境容量を評価する。 活動1-2 ローカルおよび地域スケールでのサンゴ礁間連結性の観点から重要ハビタット(生息域)を同定することによって、海洋保護区(Marine Protected Area; MPA)ネットワークを改善していくための有効なスキームを提案する。 活動1-3 沿岸生態系における生物多様性や様々な環境要因に関わるデータベースを開発する。 活動1-4 複合環境ストレスの評価と予測に基づいて、ダメージポテンシャルマップを作成する。 活動1-5 沿岸生態系管理に関する社会経済状況を評価する。 活動1-6 複合環境ストレスと沿岸生態系応答に関する連続的・包括的モニタリングシステム(Continuous and Comprehensive Monitoring System; CCMS)を開発する。 活動1-7 統合意思決定支援システム(Integrated Decision Support System; IDSS)を開発する。  活動2-1 CCMSとIDSSを対象地域において、試行的取組みとして社会実装する。 活動2-2 活動2-1の結果、現状と問題点を明らかにし、その結果を関係者間で共有する。 活動2-3 沿岸生態系保全と適応管理のためのガイドラインを開発する。 活動2-4 プロジェクト成果と活動を一般に分かりやすく広報するための、パンフレットやウェブサイトなどのコミュニケーションツールを開発する。 活動2-5 本、論文、報告書などを出版する。  活動3-1 大学・研究機関、政府関連機関、地域コミュニティーを含む様々なセクターを対象とした能力開発のためのニーズを把握する。 活動3-2 上記セクターの能力向上のためのトレーニングを実施する。 活動3-3 ワークショップやミーティングなどを通じて、大学・研究機関、政府関連機関、地域コミュニティー、東南アジア・西太平洋地域における海外関連機関などの間のネットワークを構築する。
投入	
日本側投入	専門家: 長期専門家2名(業務調整) 短期専門家:17名 本邦研修: 50人/65月(5年間) 供与機材: 本プロジェクトで実施する共同研究・開発項目に必要な機材。 在外事業強化費
相手国側投入	カウンターパート(C/P): 施設、機材等: フィリピン大学ディリマン校内に専門家執務スペースを含めたプロジェクト本部用の事務室・机等をフィリピン側が用意する。また、フィリピン側は本プロジェクト実施に必要な予算を準備する。
外部条件	特になし
実施体制	
(1)現地実施体制	フィリピン側主要実施機関(責任機関)はフィリピン大学ディリマン校とする。共同実施機関は、フィリピン大学海洋科学研究所、フィリピン大学ディリマン校測地学科、フィリピン大学ピサヤ校、ミンダナオ大学ナーワン校である。また協力機関は科学技術省、天然資源環境省(ラグナ湖開発公社)、農業省水産局である。 プロジェクトの成果拡大と将来的な波及効果の発現を可能にするために、上記の関係機関が構成メンバーになるような合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)を形成する。JCCの役割・機能は、円滑な事業運営のためにプロジェクト全体の運営指導や助言を行う他、プロジェクト活動の進捗状況の確認やプロジェクト運営上の阻害要因があった場合の解決策について議論を行う。
(2)国内支援体制	課題別支援委員会(自然環境保全分野 海洋保護区管理分科会)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	「地域住民による森林管理プログラム(CBFMP)強化計画プロジェクト(2004年6月～2009年6月)」 「森林管理事業」(2012年3月)
(2)他ドナー等の援助活動	他の国際機関やドナー等のなかで、本件プロジェクトの対象地域において類似活動を活発に行っている機関は少ないが、沿岸資源管理の活動を行っている機関の中にCI(Conservation International)がある。同機関は、米国ベースのNGO組織であり、国際機関や企業からの支援をベースに、主に統合的な沿岸保全管理(陸域と海域を統合的に管理)を住民や地元政府と連携・協調した活動を展開している。活動の分野やアプローチは、JICA協力と類似のものもあり、活動の重複を避け、双方の成果を共有することで相乗効果を生み出すような連携の可能性は大いにあると思われる。また、フィリピン

大学の卒業生が同機関においても活躍しており、そのネットワークを本件プロジェクトに有効に活用することが可能であると考えられる。



有償技術支援－附帯プロ

2017年04月13日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)ミンダナオの平和と開発のための地形図作成プロジェクト (英) Topographic Mapping Project for Peace and Development in Mindanao
対象国名	フィリピン
分野課題1	都市開発・地域開発-地理情報
分野課題2	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-測量・地図
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ミンダナオ島全域(「フィ」国リージョン9, 10, 11, 12, 13, ARMM)
署名日(実施合意)	2010年01月11日
協力期間	2010年03月01日 ~ 2014年03月31日
相手国機関名	(和)環境天然資源省 国家地理資源情報庁(NAMRIA) / ミンダナオ開発評議会 (MEDCO)
相手国機関名	(英) National Mapping and Resource Information Authority / Mindanao Economic Development Council

## プロジェクト概要

背景	<p>社会経済開発において、地形図は地理データの分析に不可欠であり、道路計画やハザードマップ策定等にも活用されるものであるが、フィリピン国(以下「フィ」国)ミンダナオ地域の1/50,000縮尺の地形図については、50~60年前に作成された地形図を現在も使用している状況にある。</p> <p>国家地理資源情報庁(NAMRIA)は地形図に関する唯一の国家機関としてフィリピン全土の地形図を更新する役割を担っているが、実施体制の脆弱さから、十分な機能を果たすことができていない。そのためミンダナオにおける政府の各種開発プログラムの策定に必要な地形図情報は更新されずに古いままであり、広域の地域開発計画や道路計画、環境管理、社会サービスの計画・提供、防災計画などあらゆる開発計画の策定と実施に支障をきたしている。</p> <p>以上のような背景を受けて「フィ」国政府は、1/50,000縮尺の地形図更新とGISで活用するための地形図のデジタルデータ化について、我が国の支援を要請した。</p> <p>本件は、円借款付帯プロジェクトとしてミンダナオ地域における地形図の更新、デジタル化を行い、これにより同地域の円滑な開発計画策定、同開発計画に基づく円借款事業を含めた開発プロジェクトの効果的な事業展開・実施促進を目的とするものである。</p>
上位目標	更新された地形図を活用した社会経済開発がミンダナオで行われる。
プロジェクト目標	ミンダナオ地域における社会経済開発に必要な地形図及び関連データが整備される。
成果	フィリピン国測量規程(PRS92)に準拠した、ミンダナオ全土における1/50,000縮尺の地形図が作成され、それに対応するデジタルデータが作成される。
活動	1) 資料等情報収集 2) 衛星画像収集 3) 標定点測量

- 4) 刺針
- 5) 空中三角測量
- 6) 数値図化
- 7) 数値編集
- 8) 現地調査
- 9) 補測編集
- 10) オルソフォトマップの作成
- 11) 海図データの解析および地図データへの統合
- 12) 数値データ構造化
- 13) GISデータ編集
- 14) 記号化・印刷用データ作成
- 15) セミナー開催
- 16) データファイル作成

投入

日本側投入

- 1) 総括
- 2) 地図利用促進
- 3) 標定点測量/刺針1
- 4) 標定点測量/刺針2
- 5) 現地調査1
- 6) 現地調査2

相手国側投入

- 1) カウンターパートの配置
- 2) 執務室
- 3) 地形図作成に必要な情報の提供(水準点等)

外部条件

行政的要因: デジタル地形図活用機関との連携に係る調整不足  
 経済的要因: 本調査終了後の地形図作成・維持管理資金の不足  
 社会的要因: 当該地域における治安が悪化した際の影響

実施体制

- (1) 現地実施体制      環境天然資源省 国家地理資源情報庁 (NAMRIA)  
 ミンダナオ開発評議会 (MEDCo)

関連する援助活動

(1) 我が国の

援助活動

- ・開発調査「国土総合開発計画促進に関する地図制作支援行政整備調査」(2006)
- ・ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査 (SERD-CAAM)
- ・ムスリム・ミンダナオ自治区インフラ開発調査
- ・ムスリム・ミンダナオ自治区人材育成プロジェクト



草の根技協(パートナー型)

2015年12月12日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)フィリピン・ミンダナオにおける零細農民の金融アクセス改善プロジェクト (英)Improving Financial Access of Small Scale Farmers in Mindanao
対象国名	フィリピン
分野課題1	貧困削減-貧困削減
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2011年08月26日
協力期間	2011年09月01日 ~ 2014年08月31日

## プロジェクト概要

背景	東南アジアで最も発展しているマイクロファイナンスセクターを有するフィリピンにおいても、農村地域に住む零細農民が日々直面する金融ニーズに対応するための金融アクセスは限定的である。事業対象地域のミンダナオは、同国において最も零細農民の貧困率が高い地域であることから、零細農民の金融アクセス改善のための支援が必要である。
上位目標	プロジェクト対象MFIのマイクロファイナンスを利用している零細農民の生活が向上する。
プロジェクト目標	プロジェクト対象MFIにおいて、マイクロファイナンスを利用する零細農民の人数が増加する。
成果	1) 零細農民のニーズに適したマイクロファイナンス商品が設計・導入検証される 2) プロジェクト対象MFIに金融リテラシー研修を提供する能力が備わる 3) 零細農民の金融知識の向上によって金融商品の選定能力や返済能力が向上する 4) マイクロファイナンス機関が社会性を意識した経営を継続的に実施する基盤を作る
活動	1.)零細農民のニーズに適したマイクロファイナンス商品が設計・導入検証される  1-1)零細農民のニーズ調査の準備を行う 1-2)パートナーMFIの職員と共同でニーズ調査を実施する 1-3)調査結果を分析し報告書にまとめる 1-4)調査結果に基づき、商品設計を検討する 1-5)商品設計の導入プランを策定する 1-6)商品の実証試験の実施の支援を行う  2) プロジェクト対象MFIに金融リテラシー研修を提供する能力が備わる 2-1)零細農民の金融知識実態調査を実施する

- 1-1) 零細農民のニーズ調査の準備を行う
- 1-2) パートナーMFIの職員と共同でニーズ調査を実施する
- 1-3) 調査結果を分析し報告書にまとめる
- 1-4) 調査結果に基づき、商品設計を検討する
- 1-5) 商品設計の導入プランを策定する
- 1-6) 商品の実証試験の実施の支援を行う
- 2-1) 零細農民の金融知識実態調査を実施する
- 2-2) 金融リテラシー研修のプログラムを設計し、教科書やワークブック等を作成する
- 2-3) 金融リテラシー研修のパイロットテストを実施する
- 2-3) パイロット研修受講者に講義についてのヒアリングを行う。
- 2-4) モジュールの評価改善を行う。
- 2-5) パートナーMFIの職員に対して研修の講師養成トレーニングを実施する
- 2-6) パートナーMFIの講師にフォローアップ研修を実施する
- 2-7) MMCとプロジェクト終了後の展開計画について協議する
- 3-1) パートナーMFIと共同で金融リテラシー研修を実施する
- 3-2) 研修後にテストを実施し、受講者の理解度をはかる
- 3-3) 顧客の返済能力からみて、妥当な商品を選んでいるかをモニターする
- 4-1) MFIの経営陣に対する社会性ミッションの確認、社会性を考慮した経営のコンセプトについての研修を実施する
- 4-2) 社会性を考慮した経営をMFIの経営戦略、オペレーションマニュアルに統合するための研修を実施する
- 4-3) オペレーションマニュアルの実行
- 4-4) 社会的パフォーマンスを測定し、財務的パフォーマンスとともに情報システムに記録し報告する

#### 投入

##### 日本側投入

専門家の派遣  
 現地業務補助員の雇用  
 人材養成(研修やセミナー開催)  
 資機材の調達  
 零細農民ニーズ調査ツール  
 研修モジュール教科書

##### 相手国側投入

プロジェクトへの技術的助言の提供  
 プロジェクトの実施運営管理に関する支援

##### 外部条件

- ・マクロ経済が安定している
- ・壊滅的な自然災害が起きない
- ・マイクロファイナンスに適した政策環境が保たれる

#### 実施体制

##### (1) 現地実施体制

【日本側】  
 プロジェクト・マネージャー1名  
 アシスタントマネージャー1名  
 ワークショップ企画実施1名

【現地側】  
 プロジェクト専門家6名  
 現地調整員1名  
 国内調整員2名

##### (2) 国内支援体制

草の根技協(パートナー型)

2016年06月02日現在

本部/国内機関 : 中部国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)路上の子どもたちによる子どもの権利をまもるプロジェクト (英)Project to protect children's rights by children on/of streets
対象国名	フィリピン
分野課題1	貧困削減-貧困削減
分野課題2	教育-ノンフォーマル教育
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-その他福祉
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	フィリピン共和国マニラ首都圏ケソン市とマニラ市に跨る主要幹線、コモンウェルスアベニューとケソンアベニュー、エスパーニャアベニュー周辺地域
署名日(実施合意)	2011年04月11日
協力期間	2011年04月11日 ~ 2016年03月31日
相手国機関名	(和)特定非営利活動法人 アイキャン(旧アジア日本相互交流センター・ICAN)
相手国機関名	(英)Inter-communication Center for Asia and Nippon (Authorized Non Profit Organization)
日本側協力機関名	ICAN

### プロジェクト概要

**背景** フィリピンには、約25万人の「路上の子ども」がおり、その1/4は首都であるマニラ首都圏に集中している。子どもたちの生活は常に、大首都からの暴行や虐待、強制労働、薬物、犯罪、ギャング同士の抗争等の暴力に満ち溢れており、これに加え、頻繁に起きる交通事故や病気、周囲からの偏見、人間不信、空腹が子どもたちを襲う。このような中でも、子どもたちは希望を持ち、なんとかその状態から這い上がろうと物売りや物乞いなどにより生計を立てようとしているが、課題があまりにも複雑で、そこから抜け出るのは容易ではない。子どもたち自身が更に力をつけると共に、周囲の大人や地域行政、社会が一丸となって、子どもたちの環境を改善していくことが望まれている。

**上位目標** ケソン市とマニラ市において、路上の子どもたちの「子どもの権利」がより尊重されている。

**プロジェクト目標** 対象地域において、対象の路上の子どもたちの「子どもの権利」がより尊重されている。

**成果**

1. 対象地域の路上の子どもたちの「育つ権利」が、より尊重されている。
2. 対象地域の路上の子どもたちの「参加する権利」が、より尊重されている。
3. 対象地域の路上の子どもたちの「生きる権利」が、より尊重されている。
4. 対象地域の路上の子どもたちの「守られる権利」が、より尊重されている。
5. 路上の子どもたちの周りには大人たちが、子どもの権利を理解している。
6. 路上の子どもたちと若者たちによる組織ができている。

**活動**

- 1-1. 路上教育(価値教育、子どもの権利、ピアカウンセリング等)
- 1-2. 代替学習制度(ALS)の紹介、読み書き学習
- 1-3. 通学支援

- 2-1. 路上演劇作成
- 2-2. BCPC研修用研修
- 2-3. 子ども・若者開発銀行(貯金)
- 2-4. 社会企業活動
- 2-5. 路上新聞の発行(オルタナティブメディア)
- 3-1. 緊急診療活動
- 3-2. 栄養改善活動
- 3-3. 保健教育(リプロダクティブヘルス等)
- 4-1. カウンセリング(精神的苦痛除去)
- 4-2. ドロップインセンターでの保護
- 4-3. 長期滞在施設の紹介
- 5-1. BCPC研修
- 6-1. 子どもと若者の組織化

投入

日本側投入

【人材】

- 申請団体
- 特定非営利活動法人 アイキャン マニラ事務所勤務者 3名
- 日本事務局勤務者 1名

相手国側投入

【人材】

- 申請団体マニラ事務所
- International Children's Action Network foundation(ICAN Philippines)
- マニラ事務所勤務者 10名
- 路上の子どもと若者グループ
- 初期メンバー 30名

【資機材】

社会起業用

外部条件

フィリピン共和国において、子どもの生活に深刻な影響を与えるような極度の経済危機が発生しない。  
事業期間中に、大規模な立ち退きにより対象地域外に強制移住をさせられることがない。  
子どもの生活を脅かす程の治安の悪化が起きない。

実施体制

(1)現地実施体制

- プロジェクトマネージャー 1名
- プロジェクトオフィサー(プロジェクトマネージャー補佐)1名
- 現地調整員 1名
- 育つ権利(教育)担当者 1名
- 育つ権利(アドボカシー)担当者 1名
- 参加する権利(アドボカシー)担当者 3名
- 参加する権利(社会起業)担当者 1名
- 生きる権利・守られる権利担当者(ソーシャルワーカー・子ども専門家)3名
- 生きる権利担当者(看護師・保健師)1名
- 総務担当 1名

(2)国内支援体制

- プロジェクトオフィサー(モニタリング・評価・会計担当)1名
- テクニカルアドバイザー 1名



個別案件(専門家)

2017年12月05日現在

本部/国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和)アグリビジネス政策・計画アドバイザー (英)Planning and Policy Advisor on Agribusiness Development
対象国名	フィリピン
分野課題1	農業開発-農業政策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	農業・農村開発
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	生計向上(貧困層の自立)
協力期間	2010年08月01日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和)農業省
相手国機関名	(英)Department of Agriculture
日本側協力機関名	農林水産省
プロジェクト概要	
背景	農業はフィリピンの農村地域における経済の中核を担っていると同時に、工業セクターを含む他のセクターに対し素材を適用する重要な役割を担っている。しかしながら、フィリピンでは、近隣国に比べ伝統的農業を行ってきた期間が長く、生産性は低い状態にとどまっていた。このため、フィリピン政府は1997年に農業近代化法(AFMP)を制定し、単位面積当たりの生産性と労働時間あたりの生産性をともに上げる取り組みを開始した。 一方、農業の生産性を高めることのほかに、単なる農業生産による村落経済の活性化を図るだけでなく、農業固有の脆弱性を補完する農村部貧困削減対策としてアグリビジネスを振興することにより、付加価値の高い農業生産を行うとともに、産業構造の高度化を図る取り組みが必要とされている。そのため、国家中期開発計画(MTPDP)においても、アグリビジネスを通じた農村振興が目標として掲げられている。 上記背景のもと、フィリピン政府からの要請に基づき、JICAはこれまでも農業省に個別専門家継続的に派遣しており、前アグリビジネス投資アドバイザー(派遣期間:2007年11月16日~2009年11月15日)は戦略的アグリビジネス開発計画の策定等の支援に取り組んできたところ、引き続き、同分野において本専門家の派遣による先方政府への助言指導が求められている。
上位目標	農業近代化法が目指す食糧自給率の向上および貧困削減に貢献する。
プロジェクト目標	アグリビジネス開発に関連した農業省の取り組みが促進される。
成果	(1)アグリビジネスに関する実施中の政策や計画がレビューされ、改善される。 (2)アグリビジネス政策推進にかかる分析、計画、投資計画およびモニタリング評価システムが開発され、実施される。 (3)アグリビジネス投資計画が作成される。(「投資計画」については、民間の投資計画をコーディネートするのではなく、農業省内で各種のアクションプランを調整・実行することを想定。) (4)アグリビジネス関連の政策分析や投資計画にかかるDA職員の能力が強化される。
活動	(1)アグリビジネス関連の農業政策、計画の分析、レビューを行い、同レビューに基づき確認された課題解決のための提言を行う。 (2)「農漁業近代化法(AFMP)」及び「戦略的アグリビジネス開発計画(SADP)」を基にした実施

計画の作成支援等を行う。  
(3) アグリビジネス関連の政策分析や投資計画にかかる能力開発、その為のドナー等を含めた調整支援を行う。  
(4) 技術協力プロジェクトおよびその他のJICA事業の円滑な実施に資する技術支援、モニター、調整を実施する。特に、「農家中心の農業普及システムに向けた能力プロジェクト」、「農産物流通プロジェクト(仮称)」等の新規の技術協力プロジェクトの案件形成、実施への支援を行う。

#### 投入

日本側投入 長期専門家 1名×24ヶ月(延長後32ヶ月)

相手国側投入 カウンターパートの配置

執務室の提供

地方出張時の車両の提供

外部条件 フィリピンを取り巻くアグリビジネス環境が劇的に変化しない。

#### 実施体制

(1) 現地実施体制 農業省内のProject Development Serviceに席を置く。ただし、アグリビジネス分野に関しては、部局横断的な調整が必要であるため、このような業務の体制となるよう先方と調整中である。

#### 関連する援助活動

(1) 我が国の  
援助活動 長期専門家「農地改革地域整備計画」(2003.8.20-2006.8.19)  
長期専門家「農業近代化支援のための政策アドバイザー」(2004.11.22-2007.11.21)  
長期専門家「アグリビジネス投資アドバイザー」(2007.11.16-2009.11.15)



技術協力プロジェクト

2019年03月06日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ムスリム・ミンダナオ自治地域 稲作中心営農技術普及プロジェクト (英)Rice-Based Farming Technology Extension Project for the Autonomous Region of Muslim Mindanao (ARMM)
対象国名	フィリピン
分野課題1	農業開発-農業サービス(普及,研究,金融,農民組織等)
分野課題2	平和構築-経済復興
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	ミンダナオの平和と開発(紛争影響地域における平和の定着)プログラム
援助重点課題	ミンダナオにおける平和と開発
開発課題	ミンダナオにおける平和と開発(紛争影響地域における平和の定着)
プロジェクトサイト	ムスリム・ミンダナオ自治地域
署名日(実施合意)	2012年03月14日
協力期間	2012年04月01日 ~ 2019年03月31日
相手国機関名	(和)フィリピン稲研究所/ARMM政府農業水産省/ARMM農業水産省地域総合農業研究センター/他2大学
相手国機関名	(英)Philippine Rice Research Institute/DAF-ARMM/ARMMIARC/MSU/USM

## プロジェクト概要

## 背景

Autonomous Region in Muslim Mindanao (ARMM) continues to face various challenges affected by conflict, and records one of the highest poverty incidences in the nation, despite the region's high agricultural potential owing to favourable climate, fertile soil, and vast land. The region currently cannot produce its own rice requirements for the growing population (5.5% annual growth rate) with per capita consumption of 144kg/year, which is the highest among regions. From 2003 to 2009, the region had rice sufficiency level of 66%. In 2009, the region's yield averaged 2.83 mt/ha, which is below the national (3.59mt/ha) and Mindanao (3.49mt/ha) averages. A part of the reasons for the low yield per hectare can be attributed to farmers' inadequate technical knowledge.

Extension services were devolved in 1991 from the national (Department of Agriculture) to the local governments (provincial), resulting in weakened extension support system in the Philippines, worsened by the lack of support from the locals, and the discontinuity of agriculture programs by elected authorities/officials. In ARMM, due to its autonomy, the extension function remains in its Department of Agriculture and Fisheries (DAF), though in some areas, the local government (provincial/municipal) also provides extension support. It has been observed that extension support at the local level faces challenges due to the limited number of agricultural technologists (ATs) and lack of their technical capabilities. Furthermore, because of limited budget, the region cannot provide continuous training and other activities to enhance their capabilities in providing technical assistance and conducting training for farmers.

JICA has provided Rice-based Farming Systems Training and Support Program for ARMM (hereinafter referred to as "the former project"), from February 2005 to February 2010, to improve the farming system utilized by farmers in the target areas. According to the evaluation conducted from August to September of 2009, the project was found to have

brought significant impact not only to the improvement of the farming system utilized by farmers but also to their livelihood.

In view of the above, the Project was formulated to build on the success of the previous engagement to further enhance government's capacity in delivering agricultural extension services and improving farmers' technologies, by providing location specific technologies and effective extension approaches to agricultural technicians /farmers, thereby contributing to improvement of livelihood and building peace.

Due to Marawi siege happened last May to October 2017, the farmers-beneficiaries of the Project in Lanao del Sur, one of the sites in ARMM was severely affected in their rice farming activities. Hence, JICA and PhilRice agreed to provide follow-up activities to help them recover in their farming condition.

上位目標	Living standard of farmers are improved in the target areas.
プロジェクト目標	Rice-based farming technology is improved within the target areas.
成果	1) Location-specific extension system is strengthened. 2) Technical services on production/post-production support for target farmers are effectively enhanced.
活動	1)-1 Develop location-specific rice-based farming technologies/practices 1)-2 Develop location-specific extension approach/methods/practices 2)-1 Enhance farmers' technology through Farmers' Field School (FFS) 2)-2 Provide support services for trained farmers 3)-1 Follow-up rice-based farming activities in Lanao del Sur
投入	
日本側投入	(a) Training Expenses  Farmers Field Schools and other training and support activities  Monitoring/evaluation activities (except for the regular monitoring and evaluation activities to be conducted by DAF-ARMM)  (b) Machinery and Equipment Provide necessary machinery and equipment for the above training and other supporting activities.  (c) Dispatch of Mission (if any) Input other than indicated above will be determined through mutual consultations between JICA, PhilRice, and DAF-ARMM during the implementation of the Project, as necessary.
相手国側投入	①Input by PhilRice PhilRice will take necessary measures to provide at its own expense: (a) Services of PhilRice's counterpart personnel and administrative personnel; (b) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the equipment provided by JICA; (c) Available data (including baseline/monitoring data, maps and photographs) and information related to the Project (d) Running expenses necessary for the implementation of the Project; (e) Expenses necessary for transportation within the Philippines of the equipment including insurance and freight, as well as for the installation, operation and maintenance thereof.  ②Input by DAF-ARMM DAF-ARMM will take necessary measures to provide at its own expense: (a) Services of DAF-ARMM counterpart personnel and administrative personnel; (b) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the equipment provided by JICA; (c) Available data (including baseline/monitoring data, maps and photographs) and information related to the Project; (d) Running expenses necessary for the implementation of the Project; (e) Expenses necessary for transportation within the Philippines of the equipment including insurance and freight, as well as for the installation, operation and maintenance thereof; (f) Conduct monitoring of ATs
外部条件	1) Security situations in target areas do not deteriorate significantly 2) There are no serious droughts, floods, and other natural disasters 3) Rice price is stable
実施体制	
(1)現地実施体制	(a) Implementing Agency: Philippine Rice Research Institute (PhilRice) Co-Implementing Agency: DAF-ARMM

- (2)国内支援体制
- (b) Partner Agencies:  
ARMM Integrated Agricultural Research Center (ARMMIARC)  
University of Southern Mindanao (USM)  
Mindanao State University (MSU): Marawi City Campus  
Related LGUs in the target areas  
•Technical Guidance from JICA Senior Advisor in May 2012 and in March 2013.
- 関連する援助活動
- (1)我が国の  
援助活動
- Rice-based Farming Systems Training and Support Program for ARMM (TCP4) from 2005 to 2010
  - Local Industry Promotion in ARMM (LIP-ARMM) from 2010 to 2011; Follow-up project from September 2012 to March 2013
  - ARMM Human Capacity Development Project from 2008-2013
  - ARMM Social Fund Project from 2003 to 2012
  - Senior Advisor for the Regional Development of ARMM from July 2003 to July 2013
  - Comprehensive Capacity Development Project for ARMM
  - Comprehensive Capacity Development Project for Bangsamoro



草の根技協(パートナー型)

2018年10月12日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)アムナイ川流域協同組合運営による自主的開発の基盤づくり (英) Establishment and Operation of the Amnay River Cooperative and Formation of Basis for Independent Development
対象国名	フィリピン
分野課題1	農業開発-灌漑・排水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-人的資源一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	西ミンドロ州サンタクルス町
署名日(実施合意)	2012年07月13日
協力期間	2012年07月17日 ~ 2017年08月31日

## プロジェクト概要

背景	事業地はアラガン部族の先住民領内にあり、1997年に施行された先住民基本法により、土地の所有権と伝統文化に依る自治権が認められている。しかし家族単位の狩猟採取を生業にしてきた彼らは統治の歴史を持たず、地域は鉱物資源や土地を求めて侵入するローランダーにより無法地帯化されない勢いである。さらに遠隔地のため学校病院といった行政サービスの恩恵もなく識字率は著しく低く不健康、飢えは慢性的である。生活のよりどころである山々は長年の乱伐等によりはげ山状態である。こうした課題に取り組むために住民が主体的に協同組合を形成し、その活動の一環として教育の普及や衛生環境を整備しながら農産物等を増やし、森を復活させる努力をしながら経済的基盤を整え民族のアイデンティティーを確立させる。
上位目標	組合活動が活発化し、マンニャン族のガバナンスが確立、統治システムが機能する
プロジェクト目標	組合活動をとおしてマンニャン族住民が主体的に地域開発できる仕組み、統治システムの原型ができる
成果	<成果> 1. 組合の組織強化と確立 "Governance" ● 組合によるマンニャン社会ガバナンスの基盤を固める 2. 組合の活動を充実させ、組織率を高める "Empowerment" ● 組合員に能力をつけ、組合の基盤を固める ● 非組合員に能力をつけ、組合加盟へと導く 3. 組合の財源を確保 "Income generation" ● 組合が持続できるよう独自の収入創出を図る
活動	1. 組合の組織強化と確立 "Governance" a) 住民主体の保健互助会の機能強化 b) マネージメント能力開発講座 c) マンニャン文化センターの運営(「物産展の開催」や「文化紹介」等) d) 集落とその周辺の土地利用について住民合意の上でのデザイン作成

2.組合の活動を充実させ、組織率を高める“Empowerment”

- a)組合主体による識字教室の運営
- b)イベント活動による住民のコミュニティー意識の育成
- c)山羊乳、蜂蜜の「製品化にむけた開発」
- d)ラタンの栽培実験
- e)有機野菜栽培指導

3.組合の財源を確保“Income generation”

- a)協同組合販売所開店とその運営(既存店2店(カラミンタオとサンタクルス)、他新規店の開店を目指す)
- b)果樹やインド紫檀、マホガニーなどの商用木の植林(森林の回復)

投入

日本側投入

プロジェクトマネージャー(1名)  
現地調整員(1名)  
国内調整員/組合形成指導員(1名)  
パーマカルチャー専門家(1名)  
参加型開発専門家(1名)  
ミツバチ(蜂蜜)専門家(1名)  
アグロフォレスター(1名)  
農業指導員

相手国側投入

マンニャンスタッフ(10名)

外部条件

近隣集落間の中で争いが無い。事業全体について共通の認識がある  
共産ゲリラの活動が活発化しない

実施体制

(1)現地実施体制

CP:MAIT(マンニャン組合)

(2)国内支援体制

特記事項なし



草の根技協(パートナー型)

2019年03月06日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和) 土壌・資源保全に配慮した安全野菜生産・流通プロジェクト (英) SAFE VEGETABLE PRODUCTION & MARKETING PROJECT WITH SOIL/ RESOURCE CONSERVATION
対象国名	フィリピン
分野課題1	農業開発-園芸・工芸作物
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2012年03月23日
協力期間	2012年03月30日 ~ 2015年03月31日

## プロジェクト概要

背景	ベンゲット州における高原野菜栽培が当面する連作障害による生産性低下や残留農薬の問題に対処するため、先行プロジェクト(ベンゲット安全野菜栽培技術普及プロジェクト)によって土づくり・安全野菜栽培(SAVERS)技術をベンゲット州内で普及した。本提案事業では、それにより生産される安全野菜の販売流通改善を図るとともに、SAVERS技術の普及を拡大する。これによりベンゲット州内外における土壌・資源保全に貢献する。
上位目標	対象地域において、SAVERS技術により生産された安全野菜が、品質を反映した価格で取引される。
プロジェクト目標	対象地域の野菜などの生産農民に対し、SAVERS技術の普及が図られる。
成果	1. ベンゲット州におけるパイロット事業として、農民による安全野菜の出荷販売が改善される。 2. 参加自治体及び農民リーダーが他の自治体及び農民へ安全野菜生産技術(SAVERS)などを普及指導する体制が整う。
活動	1-1 出荷販売改善の核となるメンバー(農民組織リーダー及び流通関係者等20人及び町ごとに3-5人の職員)を選出する。 1-2 上記メンバーに対する出荷時期調整、包装改善、野菜の格付け、直接販売に関する研修(本邦研修+現地国内研修)を実施する。 1-3 農民による出荷時期調整、包装改善、野菜の格付け、直接販売計画を上記メンバーとともに策定する。 1-4 上記メンバーを中心に、農民に対する出荷時期調整、包装改善、野菜の格付け、直接販売に関する研修を行う。 1-5 実証展示圃場において出荷販売改善をデモンストレーションする。 1-6 農民圃場及び集出荷センターにおける出荷販売改善を試行する。 1-7 新トレーディングセンターが、農民の出荷販売改善に呼応した集荷野菜のハンドリング、取引、輸送改善を行う。 1-8 出荷販売改善の試行に関するセミナーを開催し、対象地域の生産者、自治体職員、流通関係者間の情報共有及び試行に対する評価を行う。 2-1 SAVERS技術普及の核となるメンバー(町ごとに3-5人の職員)を選出する。 2-2 SAVERS技術普及計画を作成する。

- 2-3 (必要に応じ) SAVERS技術普及マニュアルを作成する。
- 2-4 OJTを兼ね他の自治体や農民のサイト視察及び自治体及び農民リーダーによる指導を補佐する。
- 2-5 実証展示のためのデモファームを作り、運営する。
- 2-6 自治体、農民リーダー等に対する研修(本邦研修)を実施する。
- 2-7 青年農民に対する研修(長野研修)を実施する。
- 2-8 情報共有及び評価のためのセミナーを開催する。

投入

日本側投入

【人材Personnel】  
 プロジェクトマネジャー、主任技術指導員、現地調整員、研修指導員、国内調整員、課題別専門家(短期派遣)、現地スタッフ給与(一部負担)  
 【機材Equipment】  
 小規模堆肥生産施設、中小規模炭・木酢生産施設、イチゴ栽培試験用ベッド、プロジェクト車両  
 (注Note)  
 先行プロジェクトによって導入した機材は先方に引き渡すが、引き続き本プロジェクトが優先使用する。

相手国側投入

・ベンゲット州政府 PLGU Benguet  
 【人材Personnel】  
 プロジェクト運営委員長(知事)、プロジェクト事務局長及び担当スタッフ(数名)  
 【資機材Equipment】  
 オフィススペース、実験農場及び温室スペース、研修施設  
 ・町自治体 MLGU  
 プロジェクト推進責任者及び担当スタッフ、施設建設用地の提供、プロジェクトが建設した施設の運営労力、費用、現地スタッフ給与の一部負担

外部条件

・プロジェクト終了後もベンゲット州及び各町のSAVERS及び流通改善の推進・指導体制が継続し機能する。  
 ・ベンゲット州政府、町当局がSAVERS及び流通改善を奨励する。  
 ・ベンゲット州政府、町当局がプロジェクト実施を積極的に推進する。



草の根技協(パートナー型)

2017年12月15日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)ネグロスシルク産業支援事業 (英)NEGROS SILK INDUSTRY SUPPORT PROJECT
対象国名	フィリピン
分野課題1	農業開発-園芸・工芸作物
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-養蚕
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネグロス島西ネグロス州山間地域及びバゴ周辺地域
署名日(実施合意)	2011年08月25日
協力期間	2011年10月01日 ~ 2014年09月30日
相手国機関名	(和)西ネグロス州
相手国機関名	(英)Negros Occidental
日本側協力機関名	公益財団法人オイスカ

## プロジェクト概要

背景 ルソン島などフィリピン国内の他の地域でも商業的農業として砂糖キビ栽培が広く行なわれているものの、地主は農園を直営せず、生産性コストを低く抑えているために小作農に経営を委ねている。これに対して、ネグロス島の場合は大農園経営で生産性を上げるために賃労働者として土地無し農民等を雇用している、という特徴がある。よって、西ネグロス州の農民の大半は砂糖きび農園で単純労働者として雇用されているのが実情である。そのため、農民は常に砂糖きび経済に左右された生活を強いられることになり慢性的な貧困状況下にある。こうした状況に追い討ちをかけるように1984年に始まった砂糖の国際相場下落による農園の休業・閉鎖を余儀なくされ、特に山間地の農民の殆どが収入源を失い当時、約40万人が生活苦に陥り、ネグロス島は一時「飢餓の島」として世界中にその名を知らしめた。フィリピン政府及び国際機関は早速、食糧や医薬品の緊急支援、また、日本のNGOはボランティア等を派遣するなどして活発な支援が展開された。しかし、緊急支援の場合は貧困状態を一時的に解消できたとしても、慢性的貧困の根本的解決には至らない。何らかの方法をもって取り組むことが必須とされた。

この状況に西ネグロス州政府は農村青年を対象に農業者としての一般的知識や技術習得のための研修訓練に乗り出した。自らが農業者として農業生産に携わることで何らかの収益を得ることが期待されたが、しかし、これも長年のにわたる砂糖きびプランテーションでの単純労働者として従事してきている農民の農業者への脱皮は思うほどの成果にはつながらなかった。そこで1989年、西ネグロス州政府は、既に島内でフィリピン政府の要請を受けて、食糧増産運動の一環である農業開発プロジェクトへの技術者派遣、また独自に農業研修センターを設立して農村青年に対する技術研修を行うなどして、多くの実績をもっているオイスカに対して現状打破のための協力を要請してきた。

上位目標 ネグロス島におけるシルク産業が地場産業への発展し、定着する。

プロジェクト目標 ネグロス島の零細農民がシルク産業に従事することにより生計が向上する。

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>1)生産組合による普及体制が確立する。</li> <li>2)繭の品質が向上する。</li> <li>3)生糸の品質が向上する。</li> <li>4)燃糸技術が導入される。</li> <li>5)機織りによる製品が開発され、販路が開拓される。</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1)生産組合による普及体制が確立する <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1)ジョイント・コミッティーを立ち上げる。</li> <li>1-2)ジョイント・コミッティーの会合を定期的に行う。</li> <li>1-3)養蚕普及の現状を調査する。</li> <li>1-4)専門家による普及員候補者に対する養蚕の技術指導を定期的に行う。</li> <li>1-5)普及員による農家への飼育技術力を高めるためのセミナーを開く。</li> <li>1-6)新規養蚕農家に対するセミナーを開催する。</li> <li>1-7)生産組合メンバーを増加させるため養蚕の普及活動を行う。</li> <li>1-8)養蚕普及のためのモデル農家の選定を行なう。</li> <li>1-9)南北地区に稚蚕飼育所を設置する。</li> </ul> </li> <li>2)繭の品質が向上する <ul style="list-style-type: none"> <li>2-1)専門家による蚕品種の改良技術の指導を現地技術員に行なう。</li> <li>2-2)専門家及び普及員による各養蚕農家の壮蚕飼育所と蚕具の改善指導を行なう。</li> </ul> </li> <li>3)生糸の品質が向上する <ul style="list-style-type: none"> <li>3-1)専門家による製糸担当者への製糸機械を整備するための技術指導を行なう。</li> <li>3-2)専門家による製糸担当者への製糸技術の指導をおこなう。</li> </ul> </li> <li>4)燃糸技術が導入される <ul style="list-style-type: none"> <li>4-1)燃糸機械を導入する。</li> <li>4-2)専門家による燃糸担当者への技術指導を行う。</li> </ul> </li> <li>5)機織りによる製品が開発され、販路が開拓される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>5-2)織物技術指導員によるスタッフへの技術指導をおこなう。</li> <li>5-1)機織りによる絹織物製品を作る。</li> <li>5-3)絹織物製品の販路が開拓される。</li> </ul> </li> </ul>
投入	
日本側投入	<p>【人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトマネージャー 1名(長期)</li> <li>蚕種製造、病理技術員 1名(短期)</li> <li>製糸・燃糸技術員 1名(短期)</li> <li>普及指導員 8名</li> <li>製糸指導員 3名</li> <li>織物技術指導員 2名</li> </ul> <p>【資機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車両1台</li> <li>オートバイ5台(125cc)</li> <li>稚蚕飼育所 2棟</li> <li>燃糸機械一式</li> <li>電動紡ぎ車 5台</li> <li>機織り機10台</li> </ul>
相手国側投入	<p>【人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OTTAAを含むネグロスシルク生産組合メンバー</li> <li>西ネグロス州政府農業局農業普及部担当者</li> <li>FIDA(農業省)アドバイザー</li> <li>PTRI(科学技術省)アドバイザー</li> <li>DTI(通商産業省)アドバイザー</li> </ul> <p>【資機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製糸機械一式(煮繭機等)</li> </ul> <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セミナーハウス</li> <li>織物センター</li> <li>展示場</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピン国内のシルク市場が安定している。</li> <li>・桑園及び蚕の飼育過程で大きな病虫害が発生しない。</li> <li>・異常気象の発生が少ない。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>OTTAAを含むネグロスシルク生産組合メンバー</li> <li>西ネグロス州政府農業局農業普及部担当者</li> <li>FIDA(農業省)アドバイザー</li> <li>PTRI(科学技術省)アドバイザー</li> <li>DTI(通商産業省)アドバイザー</li> </ul>
(2)国内支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>オイスカ静岡・長野支部</li> <li>全国蚕種協会</li> </ul>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	開発パートナー事業「ネグロス養蚕普及事業」2000年～2003年





技術協力プロジェクト

2018年10月05日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ARC支援事業地区受益者能力向上プロジェクトフェーズ2 (英)In-Country Training Program Phase 2: Empowering Farmers Through Capacity Development in Operation and Maintenance System and Technology in Agrarian Reform Communities
対象国名	フィリピン
分野課題1	農業開発-その他農業開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	農業生産性向上・高付加価値化プログラム
援助重点課題	包摂的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	農業生産性向上・高付加価値化
プロジェクトサイト	国内数ヶ所にて研修を実施する。
署名日(実施合意)	2009年11月13日
協力期間	2009年12月01日 ~ 2014年03月31日
相手国機関名	(和)農地改革省
相手国機関名	(英)Department of Agrarian Reform (DAR)

## プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン政府は、農地改革省をとおして1988年より包括的農地改革政策(CARP)を実施し、約220万人に対して約396万ヘクタールの土地を分配してきた。土地配分が目標の70%以上を達成した現在、政策の重点は配分された農地に対するインフラ整備や農民の組織化等を内容とする農地改革地区(ARC)支援事業(Rural Development)にシフトしているが、財政難等により大幅な拡充は難しく、新規のサービス提供に加えて、完成後住民組合に引き渡したインフラの運営管理等、これまでに具現化した支援効果の持続性確保が大きな課題となっている。</p> <p>農地改革省(DAR)では、かかる状況の下、農地改革地区にて生計を営む農地改革受益者およびその組合に対して、彼らの生計向上に必要な能力強化の目的に、現地国内研修を中心とした技術協力プロジェクトに関する計画を立案し、我が方に要請してきた。</p>
上位目標	The overall goal of the Program is to contribute to the poverty reduction in ARCs and ARC Clusters in selected provinces through capacity development of target cooperatives and organizations of farmers.
プロジェクト目標	After the program implementation, the target groups shall have: a) Adopted appropriate farming and livelihood technologies b) Established livelihood and strengthened their capacity in managing enterprises and maintaining support services facilities in the community.
成果	Ladderized training related to livelihood development and management targeting ARB organizations as the focal point of assistance in the selected project sites consists of: a) Training courses that addresses capacity development gaps of particular target groups relevant to their stage of development such as training on livelihood (production, processing and marketing) technology including natural farming technology, agribusiness investment planning, improvement of business operations management and facilities maintenance.

b) Retooling of development agents that are expected to continue to assist the target ARB organizations.

活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1. Training Needs Assessment / rapid appraisal of target sites</li><li>2. Baseline data gathering / Participants / Organization profiling</li><li>3. Project Orientation with DAR Field Offices, training staff</li><li>4. Pre-training consultations / project orientation with partner LGUs, Organizations and resource persons</li><li>5. Review training curriculum and introduce enhancements</li><li>6. Prepare and finalize new training curriculum</li><li>7. Request and allocate budget</li><li>8. Prepare General Information brochures and learning kits/ training materials</li><li>9. Invite and select / screen participants</li><li>10. Select lecturers and resource persons / resource institutions and in some cases finalize contracts</li><li>11. Conduct ICTP training courses</li><li>12. Learning sessions and cross visits to ICTP courses of other agencies for enhancement of skills of DAR-JICA ICTP training team</li><li>13. Conduct post-training technical assistance and follow up activities</li><li>14. Conduct post-training monitoring and evaluation as well as impact assessment</li><li>15. Preparation of training reports</li></ol>
投入	
日本側投入	To bear the following expenses: a) Expenses relevant to the participants from invited institutions such as transportation expenses, accommodation, per-diem, medical insurance premiums and over-the-counter medicines; b) Expenses relevant to the DAR such as study tour(s), textbooks, teaching aids, supplies and materials, starter inputs and small tools for use of the participants in the course and start up of action plans, copies of handouts, honoraria for external lecturer(s), opening and closing ceremonies
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"><li>1 To provide/allow use of existing facilities and equipment for project management;</li><li>2 To arrange accommodation and transportation for the participants;</li><li>3 To arrange domestic study tours(s) as part of the ICTP Course, if necessary;</li><li>4 To take budgetary measures to cover the cost of conducting the training course, excluding the expenses financed by the Government of Japan.</li></ol>
外部条件	特になし
実施体制	
(1)現地実施体制	農地改革省をカウンターパートとし、研修講師等のリソースパーソンや研修ファシリテーターなどは、同省のネットワークを基に可能な限りフィリピン国内にて確保する。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	実施中の円借款案件「農地改革地区インフラ整備(ARISP)プロジェクト(フェーズ3)」等と、また右件フェーズ1および2などの終了案件等と、参加者選定等において連携・協力が図られることが望ましいため、本研修内容を検討する際に、ARISPのPMOとも協議を実施した。その結果、特に各種情報共有や共同でのマーケティング活動等ARC間の連携強化の分野において、協力することで合意した。



草の根技協(支援型)

2017年12月05日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)ケソン州ナカル・カタブリンガン村におけるアグロフォレストリー型農園の開発と運営による収入向上計画 (英)Project for Income Generation through Development and Management of an Agroforestry Farm in Barangay Catablingan, General Nakar, the Province of Quezon
対象国名	フィリピン
分野課題1	農業開発-その他農業開発
分野課題2	市民参加-市民参加
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ケソン州ナカル町カタブリンガン村
署名日(実施合意)	2009年09月04日
協力期間	2009年10月01日 ~ 2012年09月30日
相手国機関名	(和)ナカル農民組合
相手国機関名	(英)Farmer's Organization for Sustainable Environment and Economics in Nakar
日本側協力機関名	特定非営利活動法人 観照ボランティア協会

## プロジェクト概要

背景	フィリピン、ケソン州インファンタ、ナカル地区は、2004年末に大型集中豪雨に見舞われ数千名の死者を出す大惨事となり、多くの田畑も失われた。以来丸4年が経過した現在も未だ復興していない。この事態に対し、ナカル農民組合から山間部の耕作地回復に対しての支援の要請があり、検討を重ね、現地調査を繰り返した結果、樹林を活用した農法のアグロフォレストリー型農園を開発が有効であると判断し、アグロフォレストリー型農園の開発と運営を通じて現地住民の生計向上を図る。
上位目標	ナカル・カタブリンガン村の生活が向上する
プロジェクト目標	災害に強く、自然環境と調和のとれたアグロフォレストリー型農園の開発と農園での農作物の安定的な収穫と運営及び管理
成果	1.農園に耕作地が造成・整備される。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY] 2.農産物が計画的に生産、収穫され、農園の共同運営管理の意識が向上する。 [H21FY][H22FY][H23FY][H24FY] 3.ナカル・カタブリンガン村農民を対象にした学習会、研修会によって栽培技術が向上し、普及する。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]
活動	1)耕作地の造成・整備 1-1)農地、貯水池を造成・整備する。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY] 1-2)炭材で耕作地の土壌改良を行う。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY] 1-3)農園の周囲にカラマンシー、ポメロなどの果樹の苗木を植え、下草刈り、防虫などの手入れを行う。[H22FY][H23FY][H24FY] 1-4)貯水池周囲に苗木及び花を植える。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]

- 1-5) ナカル農民組合と協議して、野菜の耕作を始める。[H22FY][H23FY][H24FY]
- 2) 農産物が計画的に生産、収穫され、農園の共同運営管理の意識が向上する。
- 2-1) 栽培品目の量、種類については農園運営リーダーとナカル農民組合が協議して判断する。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]
- 2-2) 野菜の生産、出荷、販売計画を立て、立案どおり収穫し、販路の開拓を行う。  
[H22FY][H23FY][H24FY]
- 2-3) 果樹の栽培が立案どおり実施され、収穫が見込めるようになる。
- 2-3) ロス・パニヨス、マニラ等の都市で取引される果物、野菜などの価格調査を行う。  
[H22FY][H23FY][H24FY]
- 2-4) 専門家の指導の下、高価格で取引されるマンゴスチン、ライチなどの果樹を試験的に栽培する。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]
- 3) ナカル・カタブリンガン村農民、地域大学農学部生を対象に学習会、研修会を開き、アグロフォレストリー型農法及び有機農法による栽培技術の普及と向上を図る。  
[H22FY][H23FY][H24FY]
- 3-1) 集会所を建設する。[H23FY]
- 3-2) 専門家による炭材を活用した土壌改良法の研修会を行う。  
[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]
- 3-3) 専門家の指導の下、高価格で取引される果物、野菜などの適合性を試験する。  
[H22FY][H23FY][H24FY]
- 3-4) 適合した野菜、果樹の栽培技術について、専門家による学習会、研修会を行う。  
[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]

投入

日本側投入

- 【人材】
- ・プロジェクトマネジャー(日本人)1名
  - ・現地調整員(フィリピン人)3名
  - ・国内調整員(日本人)1名
  - ・講師(日本人)2名: 農産物栽培技術指導、土壌管理、果樹・花木植林管理指導
- 【資機材】
- ・栽培技術研修用の資機材
- 【施設】
- ・農園、貯水池整備、集会場

相手国側投入

- 【人材】
- ・リーダー1名
  - ・調整・連絡要員 2名
  - ・農地、貯水池整備 数十名
  - ・農作物の収穫 数十名
- 【資機材】
- ・農地整備資機材(ブルドザー等)
- 【施設】
- ・現地事務所

外部条件

- ・ナカル農民組合メンバー及びインファンタ農民が、研修会で得た技術について積極的に伝える。
- ・豪雨や大型台風など自然災害が発生せず、農産物が収穫され、販売できるほどの収穫量があること。
- ・ナカル農民組合とメンバーの理解が得られる。
- ・近隣のインファンタやロス・パニヨスやマニラなどの都市で販路確立の目処が立つ。

実施体制

(1) 現地実施体制

- ・プロジェクトマネジャー(日本人)1名
- ・現地調整員(フィリピン人)3名
- ・講師(日本人)2名: 農産物栽培技術指導、土壌管理、果樹・花木植林管理指導

(2) 国内支援体制

- ・国内調整員(日本人)1名



技術協力プロジェクト

2018年10月05日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 地場産品競争力強化のための包装技術向上プロジェクト (英) Enhancing the Competitiveness of Fresh and Semi Processed Agricultural Product Through the Application on Appropriate & Sustainable Packaging Technology
対象国名	フィリピン
分野課題1	農村開発-地方産業育成
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農産加工
プログラム名	産業振興・行政能力向上プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	産業振興・行政能力向上
プロジェクトサイト	・マニラ首都圏タギッグ市(科学技術省包装技術課の所在地) ・輸送包装設計対象サイト(①CAR地域(ベンゲット): ブロccoli、カリフラワー、切り花(バラ、菊)、②第3地域(ターラック、パタアン): スイートポテト、燻製魚、③第11地域(ダバオ市): 冷凍ドリアン、冷凍マンゴスチン)
署名日(実施合意)	2012年12月10日
協力期間	2013年02月27日 ~ 2017年03月31日
相手国機関名	(和) 科学技術省包装技術課
相手国機関名	(英) Packaging Technology Division, Department of Science and Technology

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピン国において農業は主要産業のひとつであり、農業従事者が総就業人口の35%を占めるにも拘らず、生産額はGDPの約13%に留まっており、他の分野に比べ生産性の低いセクターである(National Statistics Office 2014)。特に収穫後損失(ポスト・ハーベスト・ロス)が深刻な課題で、果物の5~48%、野菜の16~40%が損失を受け、本来はより高い販売価格で取り引きできるはずの農産物の潜在的な価値が損なわれている(Philippine Development Plan 2011-2016, Competitive and Sustainable Agriculture and Fisheries Sector)。その主な要因として、販売・輸送過程における農産物の不十分な鮮度保持環境や輸送時の衝撃・振動・積圧などの負荷が挙げられる。本事業は、これらの負荷から農産物を保護するための包装を受益者(生産者、中間流通業者、小売業者)が導入することによって、ポスト・ハーベスト・ロスの軽減に資するものである。

JICAでは、2005年6月から2009年6月の4年間、相手国側実施機関である科学技術省(Department of Science and Technology。以下、「DOST」という。)の包装技術課(Packaging Technology Division。以下、「PTD」という。)を対象として「地方食品包装技術改善プロジェクト(以下、「フェーズ1プロジェクト」という。)」を実施し、主に食品加工分野の中小企業を対象に、包装改善のための技術指導を行ってきた。プロジェクト終了後も、PTDは中小企業に対して具体的な包装技術の改善指導を行い、またDOST地方局などを対象に包装技術関連セミナーを積極的に実施し、プロジェクトを通じて得られた知見や技術はPTDが継続的に全国に波及させている。

フェーズ1プロジェクトの活動の一部として鮮度保持包装の概念および段ボール箱を用いた輸送包装の設計などの基礎的な技術指導が行われたが、収穫後損失削減のためには実証試験や受益者のニーズを踏まえた輸送包装設計が必要となっている。

このような背景から、PTD職員が農産物の輸送包装を設計・導入するための能力をつけることを目的として、フィリピン政府は我が国に対し、技術協力プロジェクトを要請した。この要請に

基づき、JICAは2012年2～3月に詳細計画策定調査団を派遣し、協力の枠組みについてフィリピン政府と合意がなされ、2012年12月に技術協力プロジェクト実施に係る討議議事録(R/D)が署名・交換が行われた。

本プロジェクトは、対象8品目の農産物の適切な輸送包装の設計・導入をその主要産地において行うことにより、ポスト・ハーベスト・ロスの削減や輸送包装設計のための体制構築を図り、もって他産品向けの輸送包装の設計・導入に寄与するものである。

上位目標	プロジェクトで習得したノウハウを元に、他産品にも適切な輸送包装が設計・導入される。
プロジェクト目標	生鮮農作物や半加工農作物8品目を対象とした適切な輸送包装が設計・導入されることにより、ポスト・ハーベスト・ロスが削減される。
成果	成果1： 8品目を対象とした輸送包装設計および導入のための実施プロセスが策定されることにより、プロジェクトの計画・準備が進められる。 成果2： 8品目を対象とした適切な輸送包装が設計される。 成果3： 設計された輸送包装が導入される。
活動	活動1-1： 「プロジェクト活動全体計画」および輸送包装設計および導入にかかる「PTD職員の能力強化スケジュール」が作成される。 活動1-2： 輸送包装設計対象サイト(主要産地)、設計後の受益者の検討・特定が行われる。 活動1-3： 活動1-2で検討された受益者を含む、サイトや設計された輸送包装に応じた技術検討委員会のメンバー構成が検討・決定される。 活動1-4： 「資機材購入計画」が作成され、当該資機材が導入される。 活動1-5： PTD職員がDOST地方局やサテライトセンターを対象に行う「技術移転計画」が策定される。 活動1-6： 受益者のニーズ把握およびコンサルティング実績管理のツールとして活用するために既存のデータベースの改訂を行う。  活動2-1： 対象8品目の輸送包装の設計手順を作成する。 活動2-2： 対象8品目のポスト・ハーベスト・ロスの現状について調査およびベースラインデータの収集を行い、本事業の成果指標の測り方についても定義を明確にする。 活動2-3： 活動1-3の検討に基づき技術検討委員会を発足し、定期会合を行い、輸送包装ニーズの確認を行う。 活動2-4： 活動2-2～2-3を踏まえて、対象8品目の輸送包装の設計手順を修正する。 活動2-5： 技術検討委員会や関係機関の助言を踏まえながら、適切な輸送包装の設計を行う。 活動2-6： プロジェクト活動を通じて得られた教訓を、技術検討委員会や関係機関にフィードバックする。 活動2-7： 成果2で輸送包装設計に関わった受益者について、活動1-6で改訂されたデータベースに関連情報を入力し、そのニーズ把握およびコンサルティング実績の管理を行う。  活動3-1： 輸送包装の導入に当たり、受益者が必要とするであろう支援策について情報収集を行う。 活動3-2： 成果2で輸送包装設計に関わった受益者の導入までの支援を行う。 活動3-3： 活動3-2を通じて得られた教訓も踏まえ、対象8品目の輸送包装の普及用トレーニングモジュール/マニュアルを作成する。 活動3-4： 活動3-3を用いて行う輸送包装普及のための活動スケジュールを策定する。 活動3-5： 活動1-5、3-4に基づき、輸送包装の技術移転および普及を行う。 活動3-6： 導入に至るまで、受益者やDOST地方局、サテライトセンターに対して継続的なコンサルティングを行う。 活動3-7： 成果2で輸送包装設計に関わった受益者を除く新たな導入事例について、データベースに関連情報を入力し、そのニーズ把握およびコンサルティング実績の管理を行う。
投入	
日本側投入	①専門家派遣(合計67.39M/M) プロジェクトマネージャー、輸送包装技術、ポストハーベスト処理、鮮度保持包装、マーケティングなど ②機材供与(合計1,100万円) 輸送環境試験機材、実証試験用機材など ③研修員受入(3名×2週間程度×3回) 輸送包装試験、ポストハーベスト処理、鮮度保持包装、マーケティングなど
相手国側投入	①カウンターパート ・プロジェクトダイレクター(DOST次官) ・プロジェクトマネージャー(PTDチーフ) ・PTD職員(約20名) ②施設・既存機材の提供 ・専門家執務室 ・機材設置に必要な施設(増改築) ・PTD所有機材 ③プロジェクト運営に係る予算配分 ・包装資材開発に係る消耗品、青果物等調達、施設、機材の維持管理等、その他オペレーションコスト ・カウンターパートの人情費
外部条件	(1)事業実施のための前提 PTDのプロジェクト実施に係る適切な人員配置、予算措置、タイムリーな資機材調達が行われる。 (2)成果達成のための外部条件

- プロジェクトにより能力開発されたPTD職員が業務を継続する。
- (3)プロジェクト目標達成のための外部条件  
包装技術設計に係るフィリピン政府の政策が継続される。  
自然災害や気候変動が対象8品目の生産に影響を及ぼさない。
- (4)上位目標達成のための外部条件  
他産品における輸送包装技術へのニーズがある。

実施体制

- (1)現地実施体制 業務実施契約型
- (2)国内支援体制 特に無し

関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- 土壌・資源保全に配慮した安全野菜生産・流通プロジェクト(草の根技術協力事業):  
ブロッコリー、カリフラワー、切り花(バラ・菊)の対象地域となるベンゲットでは、草の根技術協力事業により社団法人国際農業者交流協会が安全性の高い野菜の生産を目指し、コンポスト堆肥や木酢の普及活動を通じて、農家を対象とした野菜栽培技術の指導を行ってきた。
  - アグリビジネス政策・計画アドバイザー(個別専門家):  
同専門家は農業省に対して政策面からの助言を行っており、農産物の流通改善もその業務内容に含まれている。農業省は、本事業に関し、農産物流通の観点から必要な提言やアドバイスを実施し、現地農民とのファシリテーターとしての役割を担っている。こうした農業省との連携をさらに進めるに当たり、同専門家との連携は必須である。
  - 産業クラスター能力強化プロジェクト(NICCEP):  
2012年4月から3年間、貿易産業省を実施機関としてフィリピン全国で24産業クラスターの活動の支援が行われた。クラスターメンバーからの輸送包装のニーズ把握や包装技術に関するコンサルティング実施など、プロジェクトの相乗効果が期待される。具体的には、NICCEPミルクフィッシュクラスターに対し、本プロジェクトで開発した燻製魚の包装技術を紹介し、技術開発に貢献する等の連携が見られた。
  - 台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクトで支援した生計向上プログラムの一環で、現地のミルクフィッシュクラスターに対し、本事業で開発した燻製魚の包装技術を紹介し、今後の継続的な協力関係が構築された。
- (2)他ドナー等の  
援助活動
- 特になし。



個別案件(専門家)

2017年12月15日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ARMMアグリビジネス開発短期アドバイザー (英)Short-term Advisor for Agri-Business Development in ARMM
対象国名	フィリピン
分野課題1	農村開発-地方産業育成
分野課題2	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	政策立案・実施支援(対ARMM支援) ミンダナオにおける平和と安定 政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ムスリム・ミンダナオ自治地域
協力期間	2012年07月15日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和)ムスリム・ミンダナオ自治地域政府
相手国機関名	(英)ARMM Regional Government

## プロジェクト概要

背景 In Philippine Development Plan 2011-2016, the competitive and sustainable agriculture and fishery sector is identified as one of the most critical contributors to economic growth and stability of society, further noting that the country has not captured its full potential on this sector. Further, ARMM's Medium-Term Regional Development Plan 2011-2016 also states that one of the prioritized strategies for economic development is through capitalizing on agricultural and fishery resources in the region.

JICA implemented "Development Study for Local Industry Promotion in ARMM" (LIP-ARMM Study) which studied the potentials and constrains of the priority local industries in ARMM. The study suggested that in order for the region to harness the abundant resources on agriculture and fisheries, capacities of the government institutions, service providers, and local government unites need to be further developed to be able to provide appropriate guidance, training, assistance to farmers, organizations, cooperatives, etc.

Based on the result of LIP-ARMM study, JICA is currently formulating the proposal for Technical Cooperation Project (TCP) on Industry Cluster Capacity Enhancement. This short-term expert on Agribusiness Development will support the preparation of new TCP on identification of the potential local resources, target agricultural products as well as target municipalities for the said new TCP. Besides, capacity of DAF-ARMM, LGU, and Community Organizations, which will be the stakeholder agencies, will be also strengthened.

上位目標 Agricultural/fishery related business is promoted in ARMM through assistance on improvement on production/processing/marketing

プロジェクト目標 Possible target agricultural products, target municipalities, and local resources for new TCP are identified.

In addition, the capacity of relevant agencies and stakeholders in Agri-business such as DAF-ARMM, private sectors and local groups/cooperatives/farmers are developed in plan and implement agribusiness promotion activities

成果	<p>1. Relevant agencies and stakeholders in agribusiness are trained in planning and implementing agribusiness promotion activities</p> <p>2. Potential target products and municipalities for TCP on Industry Cluster Capacity Enhancement are identified through pilot activities on improving production, processing, and marketing</p> <p>3. Strategy to promote agri-business in ARMM with regards to the target products is developed</p>
活動	<p>1-1. Training needs assessment is conducted</p> <p>1-2. Training is conducted for relevant agencies, private sectors and local groups/cooperatives/farmers in agribusiness promotion</p> <p>1-3. Action plan is developed as a result of the training</p> <p>2-1. The target products of agribusiness are selected through consultation among stakeholders</p> <p>2-2. Pilot activities on improving production, processing and marketing are implemented</p> <p>2-3. Lessons and recommendations are compiled based on the pilot project</p> <p>3-1. Based on the activities above, the strategy of agribusiness promotion is developed</p> <p>3-2. Periodical monitoring of the implementation of Rice-based agriculture farming technology extension project (technical cooperation project by Philrice) is conducted so the lessons are reflected in the strategy</p> <p>4-1. Evaluation is conducted to the activities implemented, and lessons &amp; recommendations are formulated</p>
投入	
日本側投入	<p>Dispatch of short-term advisor</p> <p>Activity costs such as hiring local consultants/resource persons, conducting trainings, workshops and seminars</p> <p>* Japanese expert will be dispatched for the first 1.5 months to develop &amp; plan activities from end August to early October. Local consultants and local resource persons will conduct activities from October to February, and the evaluation will be conducted by Japanese expert on March</p>
相手国側投入	Appointment of counterpart personnel
外部条件	The expert's travel will be coordinated with Joint CCCH and related authorities. The advisor will maximize the use of local resources, thus limit his/her assignment in the conflict affected areas.
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>The counterpart agencies are the departments in charge of agri-business development, mainly Department of Agriculture and Fisheries (including attached agencies such as ARMMIARC), and Department of Trade and Industries –ARMM. The partner agencies are LGUs (Local Government Units), private sectors and local cooperatives/groups/farmers.</p> <p>The expert will be working closely with another short-term expert on the area of Business Development Support, and coordinate well with other on-going projects in ARMM, towards the goal of strengthening the government's capacity to promote agri-business development.</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>Development Study for Local Industry Promotion in ARMM 2010-2011</p> <p>Rice-based agriculture farming technology extension project 2012-2016</p> <p>ARMM Human Capacity Development Project 2007-2012</p>



開発調査

2017年12月01日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)ARMM地場産業振興調査 (英)Development Study on Promotion of Local Industry in ARMM
対象国名	フィリピン
分野課題1	農村開発-地方産業育成
分野課題2	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
援助重点課題	ミンダナオにおける平和と安定
開発課題	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ムスリム・ミンダナオ自治区
署名日(実施合意)	2010年02月01日
協力期間	2010年03月15日 ~ 2012年10月25日
相手国機関名	(和)ARMM政府
相手国機関名	(英)Regional Government of ARMM

## プロジェクト概要

## 背景

ムスリム・ミンダナオ自治区 (ARMM: Autonomous Region in Muslim Mindanao) は、1987年のフィリピン国政府とモロ民族解放戦線 (MNLF: Moro National Liberation Front) との間での自治権の保障に関する合意を受け、1989年共和国法第6734号によって創設され、その自治政府本部は1990年にコタバト市に正式に設立された。人口のおよそ9割を占めるムスリムを中心とした約412万人 (2007年) を抱える行政区である (フィリピン全人口の約5%)。同自治区は、内陸部と島嶼部に分かれた地形を有し、総面積は11,608km<sup>2</sup>、ミンダナオ島の約11%を占めている (全国の約4%の面積)。同自治区に住む人々の平均所得は、フィリピンの全国平均に比して約4分の1であり、ミンダナオ島の中でも特に貧しい地域となっている (貧困率: 全国27% / ミンダナオ島39% / ARMM地域55%)。

域内総生産の51%を第一次産業に依存する同自治区では、人口の多くが零細農家である。企業活動が成熟しておらず、長年の紛争の結果、草の根レベルの経済活動を担うコミュニティの社会的連帯も十分育っていないため、地域経済の停滞が続いている。また、ARMM政府のキャパシティ及び経験の不足、脆弱な財政基盤、行政規定の不備等によって、同政府が提供する行政サービスの水準は低く、基礎的な経済インフラの整備のみならず、地域経済活性化のための取り組みも十分ではない。

このため、ARMM政府は、地域経済活性化のため、地場産業振興を重点施策として掲げ、優先経済開発プログラムとして位置付けている。2007年5月、フィリピン国政府は、ARMMの地場産業振興にかかる開発計画を策定するため、「ARMM地場産業振興調査」を日本国政府に要請した。

本調査では、ARMMの地場産業のポテンシャルと制約を分析の上、地場産業推進による地域経済活性化の戦略を策定することを目的としている。なお、本件で検討する地場産業は規模の大きなものではなく、農水産セクターを中心とした零細なものを想定している。

上位目標 ARMMを中心とした地域の地域経済が活性化する。

プロジェクト目標 ARMMの地場産業のポテンシャルと制約を分析の上、地場産業振興による地域経済活性化の戦略を策定する。

成果	<p>ア. ARMMにおける各産業(産品)のポテンシャル分析結果が取りまとめられる。</p> <p>イ. ARMMにおける零細地場産業振興戦略が策定される。</p> <p>ウ. ARMM政府等関係者の能力向上が図られる。</p>
活動	<p>1. ARMMの社会経済調査とその分析</p> <p>ア)社会経済状況の現況調査</p> <p>イ)ARMM政府による地場産業開発にかかる政策・施策・制度の把握</p> <p>ウ)ARMM政府、公的及び民間の関連組織の把握</p> <p>エ)第一次産品(農水産業・牧畜業等)の現況調査</p> <p>オ)地場産業(業種、企業数、稼働状況等)の現況調査</p> <p>キ)物流及びインフラの現況調査</p> <p>ク)民間による技術支援(BDS等)・資金支援(マイクロファイナンス等)の現況調査</p> <p>ケ)地場産業振興に関わる政府及び民間の人材の現況把握</p> <p>ケ)ドナーの支援状況</p> <p>2. 地場産業の経済的ポテンシャルの検討</p> <p>ア)国内・国際の競争力を踏まえた各産業の経済的ポテンシャルの検討</p> <p>イ)経済的ポテンシャルの比較的高い産業の選定とその詳細分析</p> <p>ウ)地場産業の経済的インパクト・効果</p> <p>3. 課題整理</p> <p>ア)ARMMでの地場産業振興における制約条件</p> <p>イ)ア)の制約下における課題と、それへの取組み方針</p> <p>4. 地場産業振興による地域開発戦略の策定</p> <p>ア)ビジョン及び目標の設定</p> <p>イ)地場産業振興による地域開発戦略の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本戦略の策定</li> <li>・地場産業振興のための政策、施策、制度にかかる提案</li> <li>・地場産業を担う人材育成戦略</li> </ul> <p>ウ)アクションプランの作成(取り組むべきプロジェクトと優先アクションの決定)</p> <p>5. 調査結果の理解促進・普及にかかるセミナー実施</p> <p>ア)ARMMにおける地場産業振興の課題・制約、基本戦略、有望産品、アクションプランの説明</p> <p>イ)参加者からの質問への対応・意見交換(ARMM新聞僚・幹部、地方自治体、協力機関となる可能性のある民間団体・政府機関・大学等)</p> <p>ウ)協力機関となる可能性のある団体からの反応を踏まえ、アクションプラン実現可能性・優先順位等の分析・提言のとりまとめ</p>
投入	
日本側投入	<p>コンサルタント(分野/人数)</p> <p>以下の分野で各1名を予定。</p> <p>①総括/地場産業振興、②地域開発、③農水産業・牧畜業1、④農水産業・牧畜業2、⑤食品加工、⑥マーケティング、⑦物流・インフラ、⑧社会分析、⑨組織強化/人材育成</p> <p>⑩経済財務分析/マイクロファイナンス</p>
相手国側投入	C/Pの配置
外部条件	<p>政策的要因: 政権交代等により提案事業の優先度が低下しない。</p> <p>行政的要因: ARMM政府及び地方自治体(LGU)等による実施体制が機能不全に陥らない</p> <p>経済的要因: ARMM地域への投資環境が改善される。</p> <p>社会的要因: ミンダナオ紛争影響地域における治安状況が改善される。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	ARMM政府貿易産業局(DTI-ARMM)が実施機関となり、ARMM農水産業局(DAF-ARMM)他関連部局、地方自治体(LGU)を含むステアリングコミッティを設置する。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミンダナオ紛争影響地域社会経済開発復興支援調査(2007-2009)</li> <li>・技術協力プロジェクト「ARMM自治区行政能力向上プロジェクト」(2004-2007)</li> <li>・技術協力プロジェクト「ムスリム・ミンダナオ自治区人材育成プロジェクト」(2008-2011)</li> <li>・開発調査「ARMM地域インフラ整備計画調査」(2008-2009)</li> <li>・円借款「ARMM社会基金」(世界銀行との協調融資)</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・World Bank: ARMM Social Fund</li> <li>・USAID: Growth with Equity in Mindanao (GEM)-2</li> <li>・CIDA: Local Government Support Program in ARMM(Regional Halal Industry Development Plan)</li> </ul>